

金沢の福祉と保健

平成 19 年度

金沢市福祉健康局

目 次

第1 福祉健康局の概況	1
I 平成19年度福祉健康局重点施策	1
II 福祉健康局の機構	4
III 福祉健康局の事務分掌	5
第2 福祉総務課	9
I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況	9
1 民生委員・児童委員	9
2 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	10
3 地区社会福祉協議会	15
4 地域福祉活動推進事業	15
5 善隣館の推移と現況	16
6 善隣館活動復興推進事業	16
II 社会福祉一般	17
1 社会福祉功労賞	17
2 福祉奉仕活動賞	17
3 福祉活動育成基金の設置	17
4 金沢市福祉奉仕活動育成事業	17
5 誰もが安心して暮らせるまちづくり推進事業	18
6 社会福祉施設耐震診断費等補助事業	19
7 金沢市育英会奨学事業	19
8 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度	19
9 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度	20
10 日本赤十字社金沢市地区事業	20
11 金沢市松ヶ枝福祉館	20
12 金沢福祉用具情報プラザ	21
13 社会福祉審議会の設置	21
14 高齢者等権利擁護窓口	21
III 戦争犠牲者の援護	22
1 戦没者慰霊式	22
2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護	22
IV 母子・寡婦・父子福祉	23
1 児童扶養手当	23
2 母子生活支援施設（母子寮）の概況	23
3 母子・寡婦福祉資金貸付制度	24
4 寡婦・ひとり親家庭奉仕員派遣事業	25
5 ホームフレンド派遣事業	25

6	ほほえみ家族事業	26
7	女性相談事業	26
8	母子自立支援員	26
9	母子福祉推進員	27
10	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業	27
11	自立支援教育訓練給付金事業	27
12	高等職業訓練促進給付金事業	27
13	父子相談員	28
14	児童手当	28
第3 生活支援課		29
I	生活保護	29
1	被保護世帯数・人員・保護率の年次推移	29
2	扶助別人員年次推移	29
3	労働力類型年次推移	30
4	保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成	31
5	世帯類型構成比	31
6	生活保護基準額の推移	32
7	扶助費構成の年次推移	33
8	金沢市の予算と生活保護扶助費	34
9	生活保護ケースおよび保護費取扱表	34
II	法外援護等	35
1	金沢市援護規則抜粋	35
2	援護の種類	35
3	法外援護費	35
4	夏季・歳末見舞金支給状況	36
5	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度	36
第4 介護保険課		38
1	制度のあらまし	38
2	介護保険サービスの種類	39
3	要介護認定からサービス利用までの手続き	39
4	要介護認定の状況	40
5	事業者の指定状況	40
6	介護保険サービスの利用状況	41
7	介護保険料の状況	42
8	在宅介護の推進	43
9	介護人材の養成	43

第5 長 寿 福 祉 課	44
1 高齢者福祉の背景	44
2 高齢者福祉施策の体系	45
3 高齢者生活支援施策	46
4 生きがい活動支援施策	47
5 介護家族支援施策	50
6 その他の在宅福祉施策	51
7 地域支援事業	51
8 入 所 施 設	55
9 利 用 施 設	56
第6 財団法人金沢市福祉サービス公社	62
1 基 本 方 針	62
2 組 織	62
3 事 業 概 要	62
4 地域福祉ネットワークにおける公社の関わり	64
5 平成18年度予算	64
第7 こ ども 福 祉 課	65
1 「かなざわ子育て夢プラン2005」の推進	65
2 子育て支援総合コーディネート事業	65
3 ファミリーサポートセンター事業	65
4 子育てサービス券支給事業	66
5 ハッピーマタニティー券支給事業	66
6 “ようこそ赤ちゃん” 子育て必需品支給事業	66
7 金沢ママさんカレッジ事業	67
8 子育てパパママ編集部事業	67
9 金沢子育て夢ステーション	67
10 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）	67
11 子育てサロン事業	68
12 子育て支援事業	69
13 保 育 所	69
14 夜 間 保 育 所	73
15 休 日 保 育 所	73
16 延長保育事業	74
17 統合保育事業	74
18 24時間型保育事業	74
19 年末保育サービス事業	74
20 病児一時保育事業	75

21	一時保育事業	75
22	休日一時保育事業	75
23	保育所地域子育て支援センター事業	76
24	児童館	77
25	放課後児童健全育成事業	79
26	地域組織活動育成クラブ活動費補助事業	81
27	子育て支援短期利用事業	83
28	児童家庭支援センター事業	83
第8	こども総合相談センター	84
1	教育相談部門、育児発達教育相談部門	84
2	相談援助部門（児童相談所）	86
第9	障害福祉課	88
1	身体障害者手帳制度	88
2	療育手帳（知的障害者）制度	89
3	障害者自立支援法の概要	89
4	地域生活支援事業について（平成18年10月開始）〔障害者自立支援法第77条〕	94
5	重度心身障害者施策	99
6	社会参加・健全育成施策	101
7	その他の施策	103
第10	福祉指導監査課	105
1	社会福祉法人に対する指導監査	105
2	社会福祉施設に対する指導監査	105
3	介護保険事務所に対する指導監査	106
4	福祉事務所等に対する指導監査	106
5	各課が実施する指導監査への協力	106
第11	健康推進部	107
I	保健衛生	107
1	母子保健	107
2	老人保健	109
3	医療費助成	116
4	救急、休日診療対策	122
5	健康推進	123
6	精神保健福祉	124
7	保健所・福祉健康センター	125
8	健康増進	126

9	医 療 施 設 等	127
10	感 染 症 予 防	128
11	結 核 対 策	129
12	狂 犬 病 対 策	130
13	動物の愛護及び管理に関する法律関係	131
Ⅱ	環 境 衛 生	132
Ⅲ	墓 地	137
Ⅳ	斎 場	139
Ⅴ	金沢健康プラザ大手町	140
第12	社会福祉関係諸施設、機関等	141
1	施 設 の 状 況	141
2	機関および団体一覧表	141
3	社会福祉施設一覧表	142
4	児童福祉施設一覧表	147
5	地区民生委員・児童委員協議会・地区社会福祉協議会	150

第1 福祉健康局の概況

I 平成19年度福祉健康局重点施策

1 「かなざわ子育て夢プラン」の推進

① 経済的な支援の充実

保育料の多子減免要件の緩和、保育料据置（9年連続）、児童手当の乳幼児（3歳未満児）加算

② 親育ち・子育てへの支援

「子育て金沢カリキュラム」の実践、子育て夢ステーションの増設

③ 子育てと仕事の両立支援

一時保育拠点施設の増設、病児一時保育拠点施設の新設（自園型）及び増設（医療機関型）、児童クラブの増設

④ 安全・安心な子育て環境の整備

保育園、児童館等の改修整備

⑤ こども総合相談センターの機能強化

児童相談所の一時保護所の実施設計に着手（平成21年4月開設予定）、こども専用相談ダイヤルの開設、専門職員の増員による被虐待児や発達障害児等への相談支援体制の充実

⑥ ようこそ赤ちゃん訪問事業

保健師もしくは助産師が、生後3か月ごろ迄に全出生世帯を対象に訪問指導を行う

2 福祉防災都市への基盤づくり

モデル地区で作成した災害時要援護者の避難誘導マニュアルを配布し、各地区のマニュアル整備を支援

3 「金沢健康プラン」の具現化による市民の健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

「金沢健康プラン」の中間見直しを行い、情勢変化へ対応

② 健康づくりを支える環境づくり

健康診査の充実・見直し及び健康づくりを支える環境の整備

4 「後期高齢者医療制度」実施への対応

平成20年4月からの制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び各市町と連携し、体勢づくりを含めた準備を行う

5 高齢者の生活支援

① 高齢者福祉施設の整備

特別養護老人ホーム、ケアハウスの建設に市独自の補助制度を新設

② 安心安全対策の充実

高齢者虐待防止の強化とひとり暮らし高齢者等の見守り活動の実施

6 第3期介護保険事業計画に基づく事業の推進

① 介護予防事業の推進

活動的な85歳を目指し、地域支援事業による介護予防事業の充実し、また要支援の方に対する新予防給付を実施する

② 地域ケアの充実

住み慣れた地域で暮らし続けることを支援するため、地域密着型サービスなど在宅サービスの充実を図る

③ 介護保険施設等での虐待の防止

介護保険施設等での介護職員等による虐待を防止

7 新制度の円滑実施及び就労支援策のさらなる強化

① 新制度の円滑実施

障害者自立支援法の全面施行に伴い、障害福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施に努めるとともに、小規模施設の地域活動支援センターへの移行を促進する

② 就労支援策のさらなる強化

福祉的就労のさらなる促進、アートの新しい分野での就労活動への支援を行う

③ 金沢市障害者計画改定の着手

平成20年度の金沢市障害者計画改定準備のため、アンケート調査を新制度への影響調査を含め前倒して実施する

8 高齢者等権利擁護窓口の設置

高齢者や障害のある人の権利を擁護するため、「高齢者等権利擁護窓口」を設置する

9 母子家庭等の自立支援の充実

母子自立支援プログラム策定事業や常用雇用転換奨励金事業を実施し、多面的に母子家庭等の自立を支援

10 金沢市食育推進計画の策定と推進

本市独自の食育に関する推進計画を策定し、食育施策を総合的、計画的に推進

11 市民の生活安全の推進

① 救急救命体制の向上

公共施設にAED（自動体外式除細動器）を計画的に整備

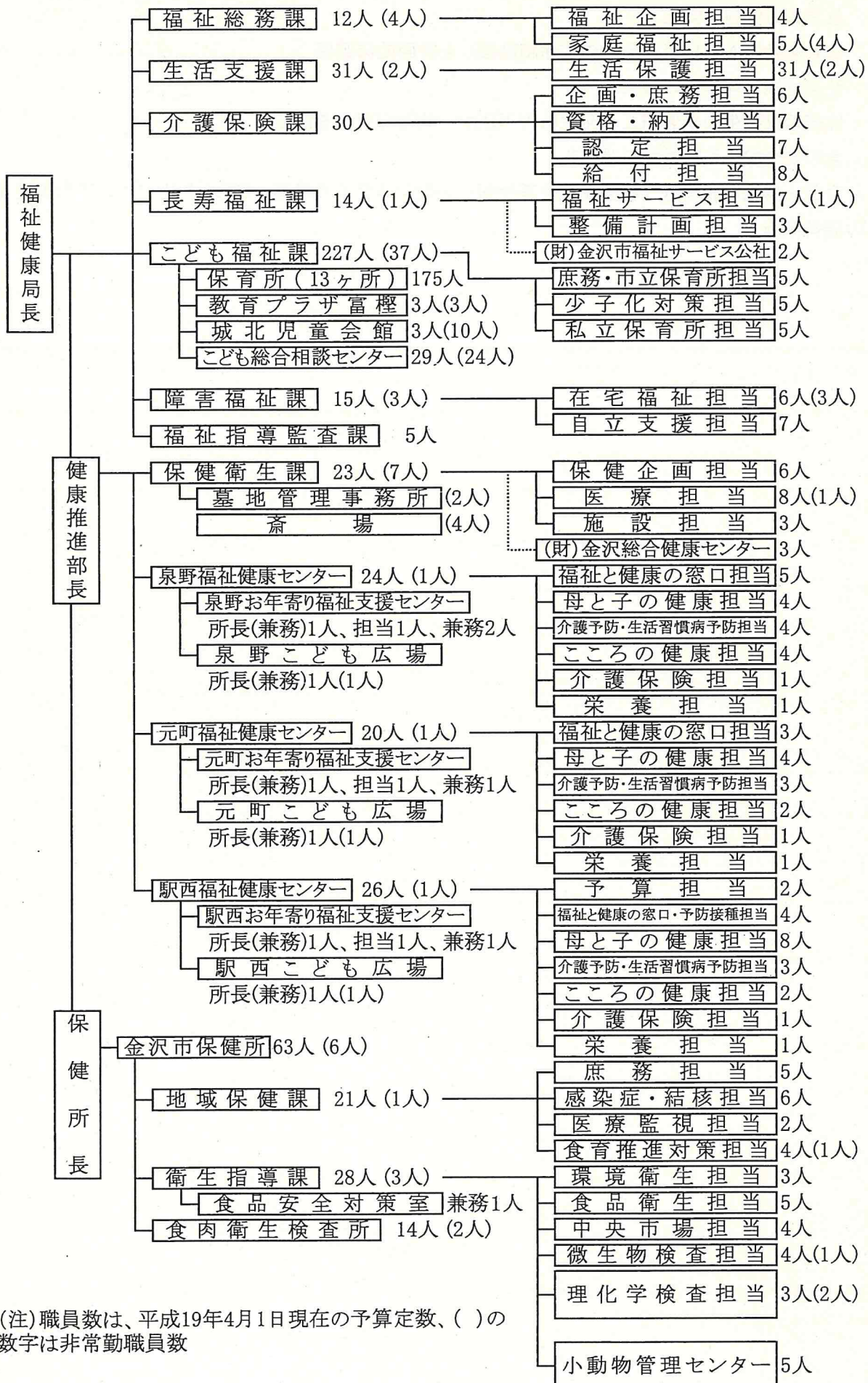
② 健康危機管理体制の確立

健康危機発生 of 未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応を図る

③ 食の安全安心行動計画の具現化

食品・環境施設情報、検査精度管理情報一元化システムの構築、BSEスクリーニング全頭検査の継続実施

II 福祉健康局の機構



(注)職員数は、平成19年4月1日現在の予算定数、()の数字は非常勤職員数

Ⅲ 福祉健康局の事務分掌

課	担 当	事 務 分 掌
福祉 総務 課	福祉企画担当 ☎220-2278	1. 福祉保健行政の総合的な調整に関する事項 2. 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 3. 社会福祉審議会に関する事項 4. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 5. 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 6. 地域福祉活動の振興に関する事項 7. 福祉奉仕活動の育成に関する事項 8. 福祉活動育成基金に関する事項 9. 民生委員及び児童委員に関する事項 10. 善隣館に関する事項 11. バリアフリーの推進に関する事項 12. 更生保護団体等の補助に関する事項 13. 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事項 14. 金沢市育英会奨学資金に関する事項 15. 金沢福祉用具情報プラザに関する事項
	家庭福祉担当 ☎220-2285	1. 児童手当及び児童扶養手当に関する事項 2. 母子生活支援施設及び助産所に関する事項 3. 母子・父子及び寡婦福祉に関する事項 4. 女性の保護更生に関する事項 5. 母子福祉推進員に関する事項 6. 母子父子福祉相談に関する事項 7. 母子寡婦福祉資金の貸付事務に関する事項
生活 支援 課	生活保護担当 ☎220-2292 ～2294	1. 生活保護法に関する事項 2. 金沢市援護規則の規定による援護（長寿福祉課および障害福祉課に属するものを除く。）に関する事項 3. 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項
介護 保 険 課	企画・庶務担当 ☎220-2264	1. 介護保険事業計画に関する事項 2. 介護保険運営協議会に関する事項 3. その他介護保険に関する事項
	資格・納入担当 ☎220-2264	1. 介護保険被保険者の資格に関する事項 2. 介護保険料の賦課に関する事項 3. 介護保険料等の収納に関する事項
	認定担当 ☎220-2264	1. 要介護認定等に関する事項
	給付担当 ☎220-2264	1. 介護保険の給付に関する事項 2. 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項

課	担 当	事 務 分 掌
長 寿 福 祉 課	福 祉 サ ー ビ ス 担 当 ☎220-2288	1. 配食サービスなどの在宅福祉サービス及び施設入所に関すること 2. 長寿祝い金に関する事項 3. 介護手当金に関すること 4. 老人福祉法の規定による措置に関する事項 5. 生きがい・健康づくりに関すること
	整 備 計 画 担 当 ☎220-2288	1. 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関すること 2. 老人福祉施設の整備・指導に関すること 3. 福祉サービス公社に関すること
こ ど も 福 祉 課	課 内 ☎220-2299	1. 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3. 保育所に関する事項 4. 認可外保育施設に関する事項 5. 保育相談の企画に関する事項 6. 保育職員の研修の企画に関する事項 7. 児童会館及び児童館に関する事項 8. 児童クラブに関する事項 9. 少子化対策の推進に関する事項
	こども総合相談 セ ン タ ー ☎243-4158	1. 法令に基づく児童相談所事務 2. 教育相談に関する事項 3. 保育相談の実施に関する事項 4. 児童相談に関する事項 5. 相談に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 6. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項
障 害 福 祉 課	在 宅 福 祉 担 当 ☎220-2289	1. 特別児童扶養手当等に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 障害者の社会参加の促進に関する事項 4. 障害者計画の推進に関する事項
	自 立 支 援 担 当 ☎220-2291	1. 障害者（児）の自立支援給付に関する事項 2. 障害者（児）の地域生活支援事業 3. 障害程度区分の認定に関する事項
福 祉 指 導 監 査 課 ☎220-2305		1. 福祉事務所の指導監査に関する事項 2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項
保 健 衛 生 課	保 健 企 画 担 当 ☎220-2229	1. 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2. 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3. 感染症に関する事項 4. 生活習慣病の予防に関する事項 5. 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 6. 救急医療に関する事項

課	担 当	事 務 分 掌
保健衛生課	医 療 担 当 ☎220-2233	1. 老人保健法の規定による保健事業の実施に関する事項（福祉健康センターが所管する事項を除く。） 2. 子ども・ひとり親家庭等・高齢者・障害者等の医療費助成に関する事項
	施 設 担 当 ☎220-2228	1. 市営墓地に関する事項 2. 墓地、埋葬等に関する事項 3. 斎場に関する事項 4. 簡易水道に関する事項
保健所	地 域 保 健 課 ☎234-5102	1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2. 保健事業の企画及び立案に関する事項 3. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4. 医事に関する事項 5. 保健師に関する事項 6. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項 7. 感染症その他の疾病の予防に関する事項 8. 歯科保健に関する事項 9. 母体保護に関する事項 10. 専門的な栄養指導等に関する事項 11. 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 12. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 13. 養育医療に関する事項 14. 育成医療に関する事項 15. 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項 16. 感染症診査協議会に関する事項 17. 福祉健康センターが行う健康相談、保健指導等の事業の企画調整に関する事項 18. 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 19. 保健所の庶務及び予算に関する事項 20. 駅西健康ホールに関する事項 21. 他課に属さない事項
	衛 生 指 導 課 ☎234-5111	1. 環境衛生関係営業に関する事項 2. そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3. 温泉法に関する事項 4. 水道法に関する事項 5. 薬事に関する事項 6. 毒物及び劇物に関する事項 7. 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 8. 家庭用品の監視指導に関する事項 9. 衛生上の試験及び検査に関する事項 10. 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 11. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項
	食 品 安 全 対 策 室 ☎234-5111	1. 食品の安全性の確保に関する事項 2. 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3. 食品衛生関係営業に関する事項 4. 集団給食施設の管理及び改善指導に関する事項

課	担 当	事 務 分 掌
保 健 所	食肉衛生検査所 ☎257-1402	1. と畜場法に関する事項 2. と畜場内における食肉等に係る食品衛生法の規定に基づく措置及び衛生指導に関する事項 3. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項 4. 化製場、死亡獣畜取扱場等に関する事項
福 祉 健 康 セ ン タ ー	泉 野 ☎242-1131(代) 元 町 ☎251-0200(代) 駅 西 ☎234-5103(代)	1. 健康増進に係る情報収集及び提供に関する事項 2. 健康相談及び健康教育に関する事項 3. 保健指導に関する事項 4. 乳幼児等の健康診査に関する事項（保健衛生課が所管する事項を除く。） 5. 母子健康手帳の交付に関する事項 6. 老人保健法の規定による健康手帳の交付に関する事項 7. 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 8. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 9. 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 10. 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 11. 身体障害者手帳等の交付に関する事項 12. 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 13. 予防接種に関する事項 14. 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 15. こども広場に関する事項 16. お年寄り福祉支援センターに関する事項

第2 福祉総務課

I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況

1 民生委員・児童委員〔民生委員法、児童福祉法〕

本市には990名（うち主任児童委員108名）の民生委員が約200世帯を担当区域として配置されており、また地区民生委員児童委員協議会は、おおむね小学校通学区域を1単位として54地区民生委員児童委員協議会が組織されている。

民生委員・児童委員の人数

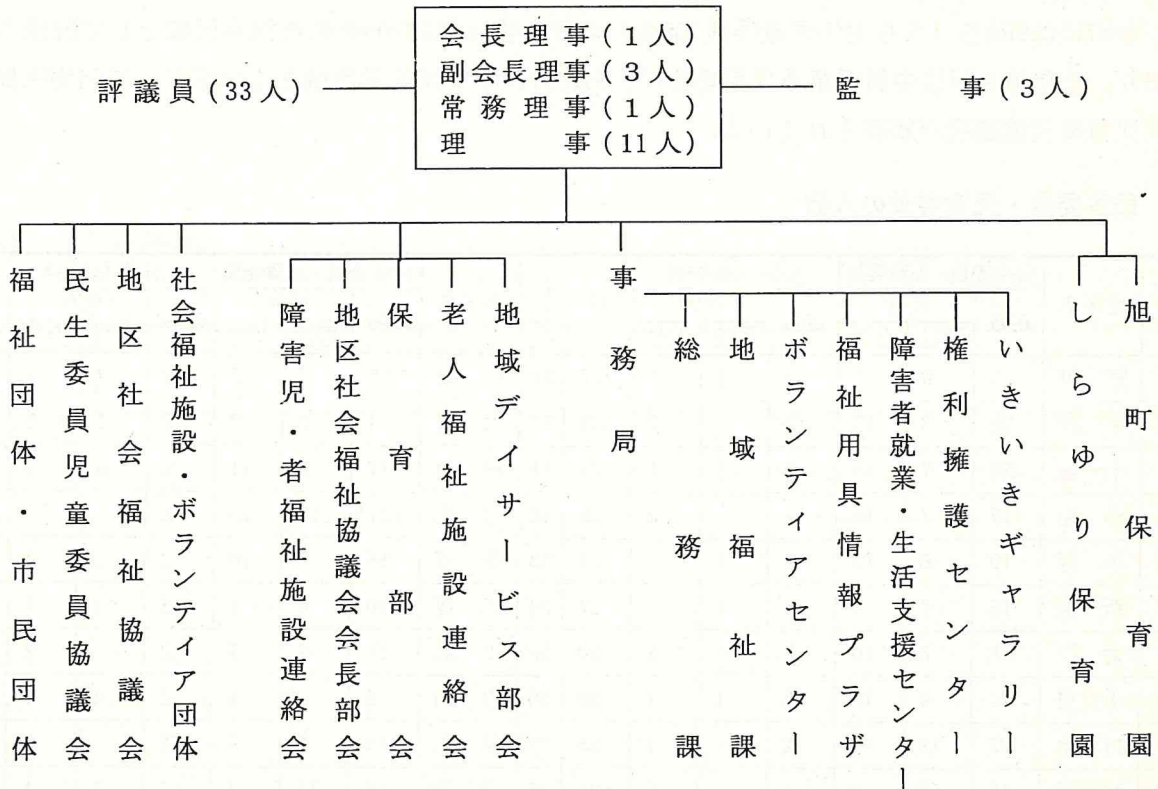
（平成19年4月1日現在）

番号	地区名	民生委員・児童委員			主任児童委員			計	番号	地区名	民生委員・児童委員			主任児童委員			計
		定数	性別		定数	性別					定数	性別		定数	性別		
			男性	女性		男性	女性					男性	女性		男性	女性	
1	野 町	15	9	6	2	1	1	17	29	栗 崎	15	7	8	2	1	1	17
2	中 村	21	8	13	2		2	23	30	大 野	4	2	2	2	1	1	6
3	十一屋	22	7	15	2	1	1	24	31	戸 板	17	6	11	2	1	1	19
4	弥 生	17	7	10	2		2	19	32	大 徳	37	18	19	2		2	39
5	泉 野	19	6	13	2	1	1	21	33	金 石	16	6	10	2	1	1	18
6	新 豎	15	7	8	2	1	1	17	34	二 塚	10	4	6	2	1	1	12
7	菊 川	18	8	10	2		2	20	35	川 北	16	9	7	2		2	18
8	小立野	24	9	15	2	1	1	26	36	内 川	3	2	1	2	1	1	5
9	材 木	23	12	11	2	1	1	25	37	犀 川	10	5	5	2		2	12
10	味噌蔵	19	9	10	2		2	21	38	安 原	15	11	4	2	1	1	17
11	長 町	9	5	4	2		2	11	39	湯 涌	5	3	2	2	1	1	7
12	松ヶ枝	10	4	6	2		2	12	40	額	16	4	12	2	1	1	18
13	長土堀	15	8	7	2		2	17	41	押 野	17	6	11	2		2	19
14	芳 斉	10	2	8	2	1	1	12	42	浅 川	25	15	10	2	1	1	27
15	長 田	12	5	7	2	1	1	14	43	森 本	33	19	14	2		2	35
16	此 花	8	3	5	2	1	1	10	44	伏見台	24	8	16	2		2	26
17	瓢 箪	12	2	10	2	1	1	14	45	夕日寺	8	4	4	2		2	10
18	馬 場	12	3	9	2	1	1	14	46	長坂台	18	5	13	2	1	1	20
19	浅 野	15	11	4	2		2	17	47	千 坂	17	8	9	2		2	19
20	森 山	22	10	12	2	1	1	24	48	新神田	15	6	9	2	1	1	17
21	諸 江	23	12	11	2	1	1	25	49	西	10	1	9	2	1	1	12
22	富 樫	19	5	14	2		2	21	50	西南部	17	5	12	2		2	19
23	米 丸	23	9	14	2		2	25	51	三 和	14	6	8	2	1	1	16
24	三 馬	27	12	15	2		2	29	52	米 泉	12	3	9	2		2	14
25	崎 浦	31	16	15	2		2	33	53	扇 台	17	6	11	2	1	1	19
26	小 坂	20	8	12	2	1	1	22	54	四十万	11	6	5	2	1	1	13
27	鞍 月	12	3	9	2		2	14	計		882	377	505	108	31	77	990
28	浅野川	7	2	5	2	1	1	9									

2 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

所在地 金沢市高岡町7番25号（金沢市松ヶ枝福祉館内）

組 織



平成19年度一般会計資金収支予算

収 入		支 出	
費 目	金額 (千円)	費 目	金額 (千円)
会 費 収 入	9,819	経 常 活 動 支 出	1,198,182
補助金及び委託料収入	920,101	人 件 費 ・ 事 務 費	326,322
受取利息配当金収入	1,593	事 業 費	117,675
寄 附 金 収 入	500	共同募金配分金事業費	20,000
共同募金配分金収入	69,196	助 成 金	725,030
負 担 金 収 入	12,307	負 担 金	4,346
利 用 料 収 入	690	会計単位間繰入金支出	130
運 営 費 収 入	184,625	経理区分間繰入金支出	4,679
会計単位間繰入金収入	3,381	施 設 整 備 等 支 出	2,700
経理区分間繰入金収入	4,679	財 務 活 動 等 支 出	13,221
雑 収 入	2,368		
事 業 収 入	900		
財 務 活 動 等 収 入	3,944		
合 計	1,214,103	合 計	1,214,103

1. 基本方針

少子高齢化がますます進んでいる。経済状況は、明るいさざしが見えるとは言いながら予断を許さない状況にある。社会福祉の分野も、改正介護保険法や障害者自立支援法が施行されるなど大きく変化をしている。

金沢市においても、各福祉保健に関する計画の着実な実施、お年寄り地域福祉支援センター（地域包括支援センター）や児童相談所機能の充実など、大きな変化に合わせた取り組みを行っている。

このような状況の中で、金沢市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を基本理念におき、地域住民、サービス提供事業者、行政等と密接に連携し、高齢者、障害のある人の健康と生きがいづくりや生活支援及び権利擁護、子育て家庭への支援、また、福祉サービスの質の向上に向けた取り組み等を行い、市民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを積極的に推進する。

2. 重点目標

- ① 要援護者への見守り・支援体制づくりを進めるため、まちぐるみ福祉活動推進事業を着実に推進し、地域のネットワークづくりを強化する。
- ② 保育所経営上の諸問題に対応するため、関係機関・団体と連携して、相互の情報交換、連絡調整、調査研究、研修等を行い、子育て支援体制の構築を推進する。
- ③ 障害のある人の自立支援を総合的に推進するため、障害者就業・生活支援センター事業、障害者雇用定着促進事業及び障害者自立支援法による地域活動支援センター事業を推進する。
- ④ 障害のある人等の生活支援を総合的に推進するため、金沢福祉用具情報プラザにおいて、福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組むとともに、その機能の充実及び利用の促進を図る。
- ⑤ 高齢者や障害のある人が地域社会で安心して生活が出来るよう支援するため、高齢者等権利擁護相談窓口として、権利擁護センターを設置・運営する。
- ⑥ 市民が安心して福祉サービスを選択し、利用できる体制づくりを進めるため、また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価事業を試行的に実施する。

3. 事業内容

（1）地域福祉の推進

- ① まちぐるみ福祉活動推進事業について、関係機関・団体と連携し、地域のネットワークづくりを強化し、在宅の認知症・寝たきり・独居高齢者、重度障害者等在宅要援護者や虐待の恐れのある児童・高齢者、世帯の見守り・相談支援体制の充実強化を図る。
また、まちぐるみ福祉活動推進員等を対象とした研修会を実施する。
- ② 昨年度に引き続き地域担当制を設け、地区社協と連携して地域活動を推進する。
- ③ 地区社協会長部会、地区社協ブロック会議、地区社協会長研修会等を通じて地区社協の当面する課題等について協議し、対応策を検討する等地区社協活動の活性化を図る。
- ④ 福祉施設や関係機関と連携し、ボランティア講座、介護講座、介護予防講座、料理講

座等を地域で開催する等地区社協活動を支援する。

- ⑤ 市民の生活上のあらゆる相談に応じ問題解決にあたるため、金沢弁護士会、認知症の人と家族の会石川県支部、裁判所職員OB会等と連携し、相談活動を推進する。
- ⑥ 地域福祉活動を推進するため、共同募金活動に協力する。
- ⑦ 高齢者や障害のある人が地域社会で安心して生活が出来るよう支援するため、お年寄り地域福祉支援センター等と連携を密にし、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を推進する。

（２）ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、市民の様々な相談に応じる。また、福祉施設、病院等と連携して登録斡旋を充実する。
- ② ボランティア活動を更に推進するため、ボランティアグループに対し助成する。
- ③ ボランティア入門講座等を行い、新たに活動するボランティアを養成する。
- ④ 登録者が安心して活動できるようボランティア活動保険掛金を助成する。
- ⑤ 児童・生徒のボランティア活動を推進するため、市内の学校を福祉協力校として指定する。
- ⑥ 福祉ボランティア連絡協議会による手作り作品講習会、リーダー研修会等を行い、地域におけるボランティア活動を推進する。
- ⑦ 企業のボランティア活動参加を推進し、活動を支援する。
- ⑧ ホームページ等を通じてボランティア活動の情報提供を充実する。

（３）民生委員児童委員活動の推進

- ① 活動を更に推進するため、民生委員児童委員協議会相互の情報交換を行い、当面する課題等について協議する。
- ② 金沢市、金沢市民生委員児童委員協議会と連携し、民児協会長研修会、民生委員児童委員実務研修会、主任児童委員研修会等を行う。
- ③ 民生委員児童委員の福利増進のため、全国民生委員児童委員互助共励事業事務を行う。
- ④ 児童虐待や高齢者虐待など地域の諸問題に対応するため、委員相互の情報交換・研修を充実するとともに、児童相談所やお年寄り地域福祉支援センター等との連携強化を図る。

（４）高齢者福祉の推進

- ① 高齢者の健康と生きがいづくりのため地域サロン事業を推進する。また、地域サロン運営担当者を対象とした情報交換会・研修会を行う。
- ② 介護サービス利用者がサービスを適切に受けられるように、利用者と介護サービス事業者とのパイプ役として介護相談員を施設やデイサービスセンター等に派遣する。今年度は、新たに認知症高齢者グループホームへの派遣を検討する。
- ③ 介護サービス事業者連絡会を通じて、事業者への情報提供や研修等を充実強化し、制度の適切な運営を推進する。
- ④ 市老人福祉施設連絡会において、経営上の諸問題について協議する。また、関係職員の研修を行うとともに、経営、サービスの内容等について相互の情報交換を行う。
- ⑤ 地域デイサービスセンターの経営基盤の強化を図るとともに、サービスを充実する。

- ⑥ 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を促進するため、ことぶき奉仕団事業を行う。
- ⑦ 高齢者等の生きがいがいづくりと社会参加を促進するとともに、地域の活性化を図るため、横安江町商店街において、いきいきギャラリーを運営する。また、金沢福祉用具情報プラザにおいてもアンテナショップを運営する。
- ⑧ 高齢者の福祉推進のため、老人憩いの家・地域老人福祉センターを受託運営する。
- ⑨ 介護を必要とする高齢者の在宅生活を支援するため、居宅介護支援事業を実施する。
- ⑩ 認知症や虐待防止に関する市民への啓発や研修を、金沢市やお年寄り地域福祉支援センター等の関係機関と連携して行う認知症高齢者地域ネットワーク強化事業を実施する。

(5) 児童福祉の推進

- ① 市保育部会において、経営上の諸問題や保育内容等について、相互の情報交換や今後の適切な経営について協議する。また、子育て支援を充実するため職員研修等を行い、保育所機能を更に充実する。
- ② 家庭における親子のふれあいを深め、市民に広く保育所の役割等について啓発するためこどもすくすくランドを開催する。
- ③ 地域の子育て支援体制を整備・強化するため、関係団体と連携して子育てサロン事業を推進する。
- ④ 地域の児童の健全育成と子育て支援体制を整備するため、児童館・児童クラブとの連携を強化する。
- ⑤ 地域の保育ニーズに対応するため、しらゆり保育園、旭町保育園を経営する。
- ⑥ 児童相談所や保育所、地域関係者等と連携して、児童虐待防止に向けた取り組みを行う。

(6) 障害者福祉の推進

- ① 車椅子利用者の自立支援と社会参加を更に促進するため、金沢メルシーキャブサービスを実施する。
- ② 金沢障害者就業・生活支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、就業相談や生活支援を行い、障害のある人の職業生活における自立支援を総合的に推進する。
- ③ 障害のある人の雇用促進、職業生活の安定を図るため、専門職員(ジョブコーチ)を配置し、職場開拓・職場定着等の支援を行う障害者雇用定着促進事業を推進する。また、石川障害者職業センターと協力し、協力機関型ジョブコーチによる職場定着支援を行う。
- ④ 障害のある人の自立支援と社会参加を促進し、生きがいがいづくりのため、機能訓練や介護訓練、生花・陶芸・料理・絵手紙教室等、障害者自立支援法による地域活動支援センター事業を行う。
- ⑤ 障害児・者福祉施設連絡会において、当面する諸問題について協議し、対応策を検討する。
- ⑥ 金沢福祉用具情報プラザにおいて、福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組み、障害のある人等の生活支援を総合的に推進する。また、福祉人材の養成研修や障害のある人の就労に向けた基礎訓練を行うなど、機能の充実及び

利用の促進を図る。

(7) 福祉サービスの質の向上

- ① 介護福祉士資格取得に向けた受験対策講座を行う福祉人材養成事業を推進し、介護サービスの質の向上を図る。
- ② 市民が安心して福祉サービスを選択し、利用できる体制づくりを進めるため、また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価事業を試行的に実施する。

(8) 広報啓発の促進

- ① 市民の福祉活動への理解と協力を更に推進するため、広報誌の発行やホームページ等による情報提供を行う。また、金沢市社会福祉大会を開催するとともに、障害者ふれあいコンサートを福祉のつどいにあわせて実施するなど、効果的な啓発活動を行う。
- ② 人権・同和問題に関する福祉関係者の理解を深め、実践活動に繋ぐため関係機関の行う人権・同和問題研修会に積極的に参加し、また研修会を開催する。

(9) 金沢市松ヶ枝福祉館・金沢福祉用具情報プラザの管理運営（金沢市の指定管理者として管理運営）

- ① 市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体が効果的に活動を推進するため、金沢市松ヶ枝福祉館を管理運営する。
- ② 福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組み、障害のある人・高齢者等の生活支援を総合的に推進するため、金沢福祉用具情報プラザを管理運営する。

(10) 生活福祉資金貸付事務等

- ① 在宅要援護高齢者・障害者世帯、低所得世帯等の福祉充実のため、生活福祉資金貸付事務、生活つなぎ資金貸付事務を行う。
- ② 失業者世帯の自立支援を目的として、離職者生活福祉資金貸付事務を行う。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、長期生活支援資金貸付事務を行う。
- ④ 緊急小口資金貸付業務を行う。

(11) 社会福祉事業従事者互助会の運営

- ① 民間社会福祉事業に従事する職員の福利増進のため、会員に対する退職手当金の支給、貸付を行う。また、適正な運営のため調査研究を行う。

3 地区社会福祉協議会

おおむね小学校区を単位に54の地区社会福祉協議会が組織され、住民主体の地域福祉活動を展開している。また、各協議会では、民生委員児童委員協議会に関することはもとより、各福祉関係機関・団体等の事務を行っている。協議会は独自に事業を計画しているが、特に市の委託事業については、平成19年度において87,800千円の委託料を交付し、地域社会の福祉の向上を図っている。

- ① 老人福祉の積極的推進に関する事項
- ② 身体障害者及び知的障害者の福祉向上に関する事項
- ③ 地区社会福祉協議会組織の充実強化に関する事項
- ④ ボランティアの育成活動強化に関する事項
- ⑤ 児童健全育成事業の推進に関する事項

4 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進母体として期待されている、市・地区社会福祉協議会の基盤整備と、地域の実情に応じた活動の奨励・支援を行うことにより、地域福祉活動の一層の充実を図る。

平成17年度実施事業

- (1) 福祉コミュニティ普及事業
- (2) 地区社会福祉協議会の備品整備
- (3) 地域福祉活動相互啓発活性化事業

5 善隣館の推移と現況

大正11年6月石川県における民生事業の先覚者安藤謙治氏ほか43名が社会改良委員（民生委員の前身）に任命され、善隣活動を開始し、民生事業の推進と近隣者の互信互助を標榜し、本市の社会福祉事業の基盤を築いた。

さらに、同氏は昭和9年に地域住民の教養、経済さらには保健の向上等をはかるため、その活動の拠点として第一善隣館を創設し、これが契機となり現在では12館の善隣館が開設され保育事業、地域デイサービス事業、生活相談等それぞれの地域の実情に即した事業を独自の立場で運営して多大な成果をあげている。

善隣館の設置状況

（平成19年5月1日現在）

経営主体	名 称	所 在 地	代 表 者	創立年月日	電 話	FAX
社福法	第一善隣館	野町3丁目1-15	理事長 川 北 篤	昭 9. 9. 1	241-4030	241-4030
〃	第三善隣館	小将町8-23	理事長 宮 本 愼 一	昭10. 3. 1	221-0962	221-0962
〃	第四善隣館	泉野町1丁目1-25	理事長 荒木田 隆	昭13. 6. 8	241-3316	241-3316
〃	馬場福祉会	東山3丁目29-22	理事長 釣 見 栄 一	昭14. 9. 1	252-3959	252-3915
〃	新 登 善隣館	鱒町62-1	理事長 宮 口 優	昭18.10. 1	231-0258	231-0258
〃	永井善隣館	菊川2丁目8-13	理事長 新 井 外 司	昭15.11. 1	231-3429	231-2454
〃	小立野善隣館	小立野5丁目1-5	理事長 吉 田 昭 生	昭15.10. 1	261-2755	261-2755
〃	森山善隣館	森山2丁目18-4	理事長 開 田 隆 人	昭17.12.20	252-0817	252-3261
〃	材木善隣館	材木町13-40	理事長 山 下 光 司	昭30.10. 6	222-1380	222-1380
〃	中村町善隣館	御影町21-11	理事長 岡 部 美根子	昭35. 4.20	226-6888	226-6866
〃	栗崎善隣館	栗崎町1丁目4	理事長 東 茂	昭18. 4. 1	238-3720	238-3723
民 協	此花会館	此花町2-7	民生委員会 米村 久直	昭19. 7. 7	221-0938	263-8148

6 善隣館活動復興推進事業

地域福祉活動の拠点として、長年、本市の福祉発展に寄与してきた善隣館活動の思想を広く市民に啓発し、理解を深めてもらうとともに、その地域住民主体の活動を継承し、さらに発展させるため、次の事業を実施する。

(1) 善隣館施設整備費補助

善隣館の施設整備費の3分の2を補助し、施設整備の充実を図る。

(2) 善隣館活動復興推進事業

① 善隣館活動普及推進事業

善隣館が行う啓発・地域交流等の事業に対して補助を行うことにより、善隣館の活性化を図るとともに、コミュニティの再生を図る。

② 善隣館連絡会

善隣館連絡会を開催し、地域福祉活動の情報交換や研修を実施するとともに、今後の善隣館のあり方についての協議をする。

Ⅱ 社会福祉一般

1 社会福祉功労賞

永年、善隣の精神を率先して実践し、市民の福祉の増進に多大な功労のあった者に、金沢市社会福祉功労賞を贈呈し、これを顕彰する。

(1) 創設年度	平成4年度			
(2) 贈呈式	11月3日 文化の日 金沢市文化ホール			
(3) 受賞者	平成9年度	砂走孝順 氏	平成14年度	神保外巳雄 氏
	平成10年度	久木吉次 氏	平成15年度	該当者なし
	平成11年度	該当者なし	平成16年度	該当者なし
	平成12年度	該当者なし	平成17年度	該当者なし
	平成13年度	該当者なし	平成18年度	該当者なし

2 福祉奉仕活動賞

市民の福祉奉仕活動を奨励するため、地道な日常活動を通し、本市の社会福祉の向上に貢献した個人及び団体を表彰する。

- (1) 創設年度 昭和63年度
(2) 表彰の名称 金沢市ともしび賞
(3) 表彰対象者

- ① おおむね10年以上にわたり地道に福祉奉仕活動を続け、社会福祉の向上に著しく貢献している個人又は団体
② その他福祉奉仕活動の振興発展に著しく貢献し、他の模範となっている者

- | | | | | |
|----------|--------|---------|--------|---------|
| (4) 表彰人員 | 平成15年度 | 2個人、2団体 | 平成17年度 | 1個人、2団体 |
| | 平成16年度 | 1個人、3団体 | 平成18年度 | 2個人、2団体 |

3 福祉活動育成基金の設置

(1) 基金の設置目的

平成3年度に福祉関係基金（福祉奉仕活動育成基金、国際障害者記念基金、福祉サービス基金）を統合し、新たに福祉活動育成基金を設置し、従来の福祉ボランティア活動、障害者福祉、在宅福祉の推進に加え、地域福祉活動推進事業を実施し、高齢者・障害のある方等のための総合的、効果的な施策の展開を図る。

(2) 平成18年度当初基金現在高及び平成18年度積立額

18年度当初基金現在高	2,125,783千円
18年度積立予算額	10,000千円

4 金沢市福祉奉仕活動育成事業

(1) 目的

昭和58年度からボランティアグループに対し活動費の助成を行い、福祉ボランティア活動に伴う経済的な負担を軽減することによって、市民の善意による福祉ボランティア活動のより一層の推進を図っている。

(2) 助成対象

市内を主な活動場所とし、具体的な福祉ボランティア活動を行っている10名以上の団体

(3) 対象経費

対象となる経費は、ボランティア活動用の資器材購入費、研修費、通信費、ボランティア保険料など

(4) 助成実績

年 度	グループ数	助 成 額	年 度	グループ数	助 成 額
平成7	74	9,853,000 円	平成13	92	6,901,000 円
〃 8	74	7,001,000	〃 14	100	6,995,000
〃 9	78	7,142,000	〃 15	97	6,998,000
〃 10	79	6,989,000	〃 16	99	5,192,000
〃 11	93	7,028,000	〃 17	95	5,235,000
〃 12	96	6,998,000	〃 18	98	4,867,000

5 誰もが安心して暮らせるまちづくり推進事業

社会生活を営む上でのハード、ソフトなど様々な面での障害（障壁）・不都合を解消するというバリアフリーの考えに基づき、自立度の高い豊かな生活環境の実現をめざして、高齢者や障害のある方をはじめ市民の誰もが安心して暮らせるまちづくり（バリアフリータウン）を進める。

(1) 公益的施設バリアフリー整備助成制度

① 目 的

高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう公益的施設をバリアフリー整備する場合に、その資金の一部を助成する。

② 助成対象施設

本市の区域内に設置されている既存の公益的施設

ア. 病院、診療所その他の医療施設

（薬局、助産所、施術所など）

イ. 老人福祉センター、障害者福祉センターその他の社会福祉施設

（特別養護老人ホーム、身体障害者授産施設など）

ウ. 美術館、博物館、資料館その他の文化施設

（記念館など）

エ. 研修施設、スポーツ施設その他の社会教育施設

（ボウリング場、体育館、スケート場など）

オ. 集会場その他の集会施設（宗教活動、政治活動等の用に供する施設を除く。）

カ. その他これらに準ずる施設として市長が必要があると認める施設

③ 助成限度額

公益的施設のバリアフリー整備工事に要する費用の1/2で限度額は300万円

6 社会福祉施設耐震診断費等補助事業

(1) 目的

高齢者、こども、障害のある方等の安全を確保するため、高齢者施設、私立保育所、障害者施設等の社会福祉施設の耐震化を促進する。

(2) 事業内容

社会福祉施設の耐震診断、耐震設計に要する経費の一部を助成する。

補助率 2/3 (万円未満切り捨て) 限度額なし

(3) 対象施設

昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造以外の社会福祉施設で、耐震改修工事の際に、国による既存の補助金等の交付とそれに伴う市補助の対象となることが見込まれるか、又は市補助制度の対象となるもの(私立保育所、高齢者施設〔養護老人ホーム、特別養護老人ホーム〕、障害者施設〔知的障害者更生施設、知的障害者通所寮など〕、救護施設、善隣館)

7 金沢市育英会奨学事業

昭和26年から市内在住高校生のうち学業が優れ、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的に就学の困難な高等学校の生徒に対し奨学資金を支給し、有為な人材を養成している。

奨学資金月額一人当り(19年度改訂) 奨学生数の推移

学 年	月 額	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1～3年生	10,000円	76人	79人	68人	78人	79人	79人	60人	80人

8 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の設置、増改築、整備もしくは経営又は、介護保険サービス施設の経営に要する資金を貸付し、福祉事業の振興を図る目的で昭和49年度から発足した。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

次に掲げる補助金等の交付、貸付又は支払の決定等を受けた者とする。

- ① 国、地方公共団体、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、財団法人日本船舶振興会、又は財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金
- ② 独立行政法人福祉医療機構もしくは年金資金運用基金の借入金又は石川県社会福祉事業振興資金貸付基金条例に基づく借入金

③ 措置費等

④ 介護報酬、支援費報酬等

(3) 貸付限度額

- ① 補助金及び借入金 交付又は貸付け決定のあった額
- ② 措置費等又は介護報酬、支援費報酬等 500万円の範囲内で施設又は事業所ごとに市長が認める額

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

9 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の新築、増改築又は用地の取得に要する資金の貸付けをし、福祉事業の振興を図る。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

本市の区域内において、社会福祉施設を設置し、かつ、経営する社会福祉法人とする。

(3) 貸付限度額

1 社会福祉法人が行う 1 回の整備に対する貸付金の額は社会福祉施設の整備などに要する資金の額の 3 分の 2 以内で、100,000 千円を超えないものとする。

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

10 日本赤十字社金沢市地区事業

日本赤十字社は、世界179国の各国赤十字社と協力して、人道・博愛・奉仕の赤十字精神に基づき、海外災害罹災者救援や紛争犠牲難民の救援活動等の国際赤十字活動を積極的に推進し、また国内活動においても、災害救援事業、献血思想普及事業、奉仕団育成事業など各種事業の推進に努力している。

石川県支部金沢市地区においては、次の事業を行っている。

(1) 事業内容

- ① 災害援護活動〔平成18年度救護品（罹災12世帯）〕 毛布31枚
- ② 血液事業の推進
- ③ 家庭看護法・救急法講習会の推進
- ④ 社員増強運動の実施

(2) 社員募集状況

区分 年度	目標額（円）	実績額（円）	達成率 （%）	区分 年度	目標額（円）	実績額（円）	達成率 （%）
11	57,875,000	63,070,359	109.0	15	60,602,000	57,667,031	95.2
12	59,311,000	61,396,316	103.5	16	61,035,000	56,421,716	92.4
13	59,963,000	61,736,793	103.0	17	61,477,000	56,309,453	91.6
14	60,449,000	59,728,784	98.8	18	61,961,000	54,147,269	87.4

11 金沢市松ヶ枝福祉館

- (1) 目 的 福祉のまちづくりを推進する拠点施設として各種事業を展開する。
- (2) 所 在 地 高岡町7番25号
- (3) 開 館 平成8年4月1日
- (4) 入 館 団 体

金沢市社会福祉協議会	金沢市身体障害者団体連合会
金沢手をつなぐ親の会	金沢市脳卒中リハビリテーション友の会
金沢市聴力障害者福祉協会	歩ける環境推進課松ヶ枝分室

12 金沢福祉用具情報プラザ

- (1) 目 的 身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図る。
- (2) 所 在 地 本町1丁目10番1号
- (3) 開 館 平成14年6月1日
- (4) 事 業 展示事業、相談事業、情報事業、学習事業、市民交流事業
- (5) 利用状況 (単位：人)

年 度	来館者数	相談者数
16	15,371	1,687
17	18,334	2,102
18	16,964	2,462

13 社会福祉審議会の設置

中核市移行に伴い、社会福祉法第7条の規定により、平成8年4月設置した。

- (1) 目 的 社会福祉の施策に関する事項を審議する。
- (2) 専門分科会 審議会に民生委員審査専門分科会、児童福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、身体障害者福祉専門分科会を設置している。

14 高齢者等権利擁護窓口

- (1) 目 的 判断能力が不十分な障害のある方や高齢者に係る成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援及びひとり親家庭の養育費に関する相談を行う。
- (2) 所 在 地 高岡町7番25号
金沢市社会福祉協議会内 金沢権利擁護センター
- (3) 開 設 平成19年4月

Ⅲ 戦争犠牲者の援護

1 戦没者慰霊式

本市における戦没者は6,966柱であり、その遺族は約3,000名となっている。この戦没者の霊に対し、冥福を祈るため毎年慰霊式が行われており、昨年10月4日金沢市文化ホールにおいて来賓遺族約800名の参列のもとにしめやかに挙行された。

2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護

軍人恩給、遺族年金等の請求書類の確認送付。

旧軍人が永年勤務して退職したとき、公務のためけがをしたり、病気にかかったとき、又は公務のため死亡した者の遺族等に対して援護を行う。

市内に居住する方から提出される恩給・年金等の請求書類を確認のうえ、本属庁へ送付する。

給付の概要

給 付 の 種 類		受 給 資 格
名 称	適 用 法 律	
普通恩給	恩 給 法	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入して規定年数を超える者
一時恩給	〃	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入しても規定年数に満たない者
一時金	〃	軍人として、断続する実在職年を合わせれば3年以上になる者
公務扶助料	〃	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族
普通扶助料	〃	普通恩給を受ける権利を有する者の遺族
一時扶助料	〃	一時恩給を受ける権利を有する者の遺族
遺族年金	戦 傷 病 者 戦 没 者 等 援 護 法	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族で、恩給法の適用を受けない者
遺族給与金	〃	準軍属の遺族で、恩給法の適用を受けない者
特別給付金	戦傷病者等の妻に対する 特別給付金支給法	昭和6年9月18日以降公務により傷病を受けて心身障害となった軍人等の妻
	戦没者等の父母等に対する 特別給付金支給法	戦死した者の父母、祖父母で姓を同じくする子、孫のない扶助料等の受給資格者
	戦没者等の妻に対する 特別給付金支給法	戦死した者の妻で、扶助料等の受給資格者
特別弔慰金	戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法	扶助料等の受給資格を有する者のない戦没者等の遺族

Ⅳ 母子・寡婦・父子福祉

1 児童扶養手当〔児童扶養手当法〕

父母の離婚などにより、父親と生計を別にしていない児童（18歳になって最初の年度まで。ただし、重・中度の障害のある児童は20歳未満。）を養育している母、又は母に代わって養育している方が公的年金を受けていない場合に支給される。

支 給 額（月額） 児童1人41,720円～9,850円（所得による）

2人目 5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算

認 定 状 況

（単位：上段は「世帯」、下段は「%」 平成19年4月1日現在）

年度	類型 内訳	世 帯 類 型 別							世 帯 児 童 数						
		離婚	死別	未婚	障害	遺棄	その他	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
16		2,747	12	186	9	10	71	3,035	1,844	964	198	20	5	4	3,035
		90.5	0.4	6.1	0.3	0.3	2.4	100	60.8	31.8	6.5	0.7	0.1	0.1	100
17		2,784	12	214	8	9	46	3,073	1,855	999	189	21	6	3	3,073
		90.6	0.4	6.9	0.3	0.3	1.5	100	60.4	32.5	6.1	0.7	0.2	0.1	100
18		2,869	13	212	8	7	59	3,164	1,917	1,020	193	25	7	2	3,164
		90.7	0.4	6.7	0.3	0.2	1.7	100	60.6	32.2	6.1	0.8	0.2	0.1	100
19		2,936	15	199	8	6	56	3,220	1,974	1,034	191	17	4	0	3,220
		91.2	0.5	6.2	0.2	0.2	1.7	100	61.3	32.1	6.0	0.5	0.1	0	100

2 母子生活支援施設（母子寮）の概況〔児童福祉法第38条〕

生活上のいろいろな問題のため児童の療育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設。施設の職員が母子の自立を支援する。

区分	施 設 名	収容定員	事務費限度額 （1か月 1世帯に付）	職 員 構 成					
				施設長	母 子 指導員	少年指導員 ・保育士	用務員等	嘱託医	計
私立	MCハイツ平和	世帯 20	円 184,229	人 1	人 3	人 3	人 2	人 1	人 10

母子生活支援施設措置費の年次推移

区分 経営 年度 主体	施 設 数			措 置 人 員（月平均）						措 置 費（年間）		
	16年	17年	18年	16年		17年		18年		16年	17年	18年
私 立	1	1	1	世帯 16	人 42	世帯 16	人 40	世帯 16	人 38	千円 39,305	千円 40,348	千円 41,472

母子生活支援施設

区分	名称
	私 立 M C ハ イ ツ 平 和 〔財〕石川県母子寡婦福祉連合会
所 在 地	平和町2丁目3番9号
土 地	1,183.86㎡
建 物	鉄筋コンクリート4階建 1,943㎡
事業開始年月日	昭和53年4月1日（改築 昭和55年11月） （ " 平成9年1月）
定 員	20世帯

3 母子・寡婦福祉資金貸付制度〔母子及び寡婦福祉法第13条、第32条〕

- (1) 借 受 資 格
- ・ 配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの
 - ・ 父母のない児童
 - ・ 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子
 - ・ 母子福祉団体
- (2) 資 金 の 貸 主 金沢市
- (3) 受付事務担当者 金沢市母子自立支援員 3名
- (4) 資 金 の 種 類

母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。				
資 金 名	内 容	貸付限度額	利 子	償 還 期 間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円	無利子	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円	無利子	7年以内
修 学 資 金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	次頁参照	無利子	20年以内 (専修学校・一般課程 5年以内)
技能習得資金	お母さんが技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	月額 50,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子	10年以内
修 業 資 金	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	月額 50,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子	6年以内
就職支度資金	就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金	100,000円 自動車購入 320,000円	無利子	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	(医療)340,000円 (特別)480,000円 (介護)500,000円	無利子	5年以内
生 活 資 金	知識技能習得期間中、医療・介護を受けている期間中、失業期間中及び母子家庭となって7年未満の者の生活費補給資金	月額 103,000円	年3% (医療・介護を受けている 場合及び技能 習得期間中の 貸付については無利子)	技能習得 10年以内 医療介護 5年以内 7年未満の母 8年以内 失業 5年以内
住 宅 資 金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 全面改築の場合 2,000,000円	年3%	6年以内 全面改築 7年以内
転 宅 資 金	住居の移転に際し、住居の賃借又は家財運搬等に必要な資金	260,000円	年3%	3年以内
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	次頁参照	無利子	就学20年以内 (専修学校・一般課程・ 修業施設 5年以内)
結 婚 資 金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、什器等を購入する資金	300,000円	年3%	5年以内
特例 児童扶養資金	児童扶養手当の一部の支給制限を受けた家庭の児童を扶養するために必要な資金	児童扶養手当の平成14 年7月分と 申請時月額 の差額	無利子	10年以内

《学校別限度額表》

修学資金	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	18,000円	私立	自宅	30,000円
			自宅外	23,000円		自宅外	35,000円
	高等専門学校	国公立	自宅	21,000円	私立	自宅	32,000円
			自宅外	22,500円		自宅外	35,000円
就学支度資金	短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅	45,000円	私立	自宅	53,000円
			自宅外	51,000円		自宅外	60,000円
	大学	国公立	自宅	45,000円	私立	自宅	54,000円
			自宅外	51,000円		自宅外	64,000円
	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	75,000円	私立	自宅	410,000円
			自宅外	85,000円		自宅外	420,000円
	大学、短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅	370,000円	私立	自宅	580,000円
			自宅外	380,000円		自宅外	590,000円
	修業施設		自宅	90,000円			
			自宅外	100,000円			

4 寡婦・ひとり親家庭奉仕員派遣事業〔金沢市家庭奉仕員等派遣事業運営要綱〕

寡婦並びにひとり親家庭の母・父及び子等が、傷病等の理由により、日常生活を営むには支障があり、かつ介護する家族がいないか、又はその家族が介護を行えないような状況にある場合に家庭奉仕員を派遣し、必要な介護・相談及び助言等を行い、福祉の推進を図ることを目的とする。

制度の開始 母子家庭……平成4年4月1日 父子家庭……平成7年4月1日

(1) 派遣の対象者

- ・寡婦及び同居している父母
- ・ひとり親家庭で20歳未満の児童を扶養している母・父及びその児童もしくは当該世帯と同居している祖父母

派遣状況

年度 区分	平成12年度	13	14	15	16	17	18
世帯数	3	3	5	3	2	1	2
派遣回数	213	340	150	195	29	6	102
時間数（H）	444	678	267	320	55	14.5	121

5 ホームフレンド派遣事業〔金沢市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱〕

父子家庭等の福祉の増進と児童の健全な育成を図ることを目的として、離婚等による葛藤や地域での孤立化を防ぎ、子どもの悩みを聞くことで心の支えとなり自立心を養うために、父子家庭等の子どもが気軽に相談にのれるホームフレンド（大学生等）を家庭に派遣し、話し相手や遊び相手、簡単な学習指導や家事指導等を行う。

制度の開始 平成9年4月1日

(1) 派遣の対象者

- ・父子家庭、母子家庭、養育者家庭の小・中学生及び高校生

(2) 派遣時間等

- ・1日あたり8時間又は4時間以内、月5回程度

事業実施状況

年度 区分	訪問件数	訪問実施延回数	ホームフレンド登録者数	派遣対象家庭
平成13年度	7 件	156 回	9 人	10 件
平成14年度	5	166	18	10
平成15年度	6	214	11	13
平成16年度	12	225	30	12
平成17年度	12	212	17	16
平成18年度	8	71	24	13

6 ほほえみ家族事業

ひとり親家庭における心の豊かさと連帯意識の高揚及び健全な余暇利用をめざし、レクリエーション事業を行う。

事業名	会場	実施日	予定人数
親子で体験ニュースポーツ	市営中央市民体育館	6月3日	200人
親と子のクリスマスのつどい	石川県女性センター	12月2日	100人

7 女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

女性の生活の向上と福祉の増進を目的として、女性の身上等に関する相談、指導及び女性の保護更生に関する相談、指導を行っている。相談内容については身上相談が多く、大半は人間関係による女性の地位の無視から家庭の不和の問題が多くなっている。これらの問題に対して相談員は、その特質を活かし適切な指導保護に努めている。

◎市民参画課（女性相談室）において女性の身上相談を実施 女性相談員1名（非常勤）

○女性相談の取扱状況

（単位：件）

年度	人間関係			経済関係	医療関係	その他	計
	夫等	子ども	親族				
16	235	46	42	70	112	173	678
17	241	46	52	56	130	160	685
18	237	39	41	36	16	105	474

○女性相談の年齢別件数

（単位：件）

年度	20歳未満	20歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	計
16	8	61	215	169	118	107	678
17	7	68	200	153	111	146	685
18	38	36	146	76	74	104	474

8 母子自立支援員

母子家庭及び寡婦の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなど母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る。母子及び寡婦福祉法第8条（昭和39.7.1法律第129号）

相談員 3名（非常勤）

母子自立支援員活動状況

（平成18年度）

相談指導事項 区分	生 活 一 般								児 童				
	住宅	医療	家庭 紛争	就職	結婚	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	81	320	82	67	7	101	23	78	126	243	4	4	11

相談指導事項 区分	生 活 援 護								その他	計
	母 子 福祉資金	寡 婦 福祉資金	母子年金	児 童 扶養手当	生活保護	税	その他			
相談件数	2, 531	2	45	1, 754	46	143	1, 696	73	7, 489	

9 母子福祉推進員〔金沢市母子福祉推進員設置要綱〕

母子家庭及び寡婦の身上相談に理解と熱意をもって応じ、母子相談員の協力者として30名が、母子家庭等の福祉の推進のために地域奉仕活動に努めています。(委嘱・任期2年)

・職務内容

- (1) 母子家庭等の相談助言に関すること
- (2) 母子家庭等の福祉に係る各種施設の広報に関すること
- (3) 母子・寡婦福祉団体の育成協力に関すること
- (4) その他母子家庭等の福祉の増進に関すること

10 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業

(1) 自立促進講習会

自立促進のために必要な知識及び技能の習得を希望する母子家庭の母及び寡婦に対して、講習会を開催する。

- ・実施内容 パソコン講習会 定員30名 ×2回
- ・会場 金沢市教育プラザ富樫

(2) 特別相談事業

ひとり親家庭及び寡婦が抱えている社会的、経済的問題の解決の一助とするため、専門家による特別相談（法律相談）を実施する。

- ・相談員 弁護士
- ・会場 石川県女性センター
- ・実施回数 年4回

11 自立支援教育訓練給付金事業〔金沢市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要領〕

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付します。

- (1) 申請時期 受講開始日の15日前
- (2) 対象資格 厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座
- (3) 交付額 対象経費の4割、限度額20万円
- (4) 所得制限 児童扶養手当に準じた所得制限があります。

12 高等職業訓練促進給付金事業〔金沢市母子家庭高等職業訓練促進給付金交付要領〕

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、一定期間、給付金を交付します。

- (1) 申請時期 修業する期間の2/3に相当する期間を経過した日以後
- (2) 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
- (3) 交付額 月額103,000円

- (4) 交付期間 修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）
 (5) 所得制限 児童扶養手当に準じた所得制限があります。

13 父子相談員

父子家庭における身上相談に応ずるとともに、必要な助言指導を行うことにより、父子家庭の福祉の増進を図る。（母子自立支援員が兼務）

父子相談員活動状況

（平成18年度）

相談指導事項 区分	生 活 一 般						児 童				
	住宅	医療	家庭 紛争	就職	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	0	26	1	1	0	5	5	3	0	0	0

相談指導事項 区分	生 活 援 護						計
	生 活 福祉資金	日本学生 支援機構	生活保護	交通災害等 遺児奨学金	介護人派遣	そ の 他	
相談件数	1	0	0	0	2	13	57

14 児 童 手 当〔児童手当法〕

児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定を図るとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的に、昭和47年1月1日から児童手当制度が施行された。

- (1) 支給の対象 小学校修了前の児童を養育している人で、前年（1月から5月までの月分については、前々年）の収入が一定の額未満の場合
 (2) 手 当 の 額 第1子又は第2子の児童……………月額 5,000円（3歳未満は10,000円）
 第3子以降の児童………1人につき月額 10,000円
 (3) 支給期間 12歳到達後最初の年度末（平成18年4月制度改正）

支 給 状 況

（受給者数・児童数は2月末現在）

年度	区分	受 給 者 数	支給対象児童数	支 払 金 額
14		20,062 人	22,925 人	1,458,560 千円
15		20,639	23,500	1,483,995
16		25,772	32,896	2,022,910
17		25,578	32,575	2,114,740
18		31,590	43,833	2,714,315

第3 生活支援課

I 生活保護

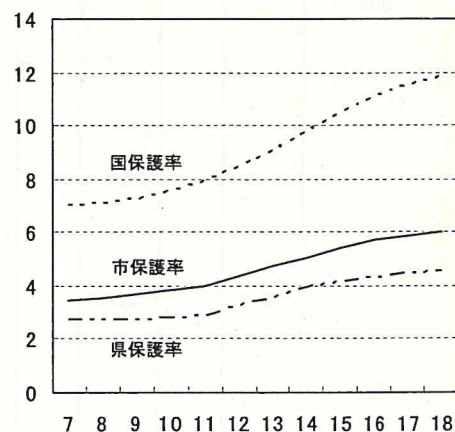
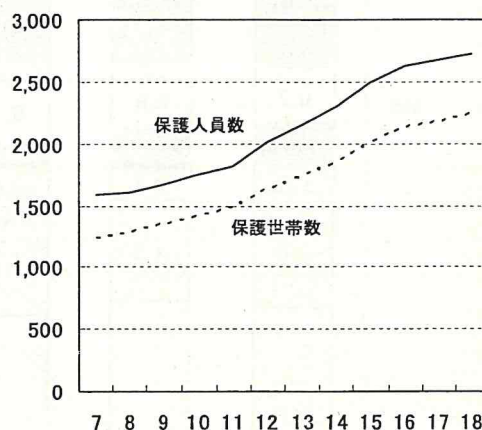
生活保護は、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

本市における近年の保護の動向は、平成6年度まで横ばいないし漸減傾向にあったが、平成7年度以降は保護率、保護世帯、保護人員とも増加に転じ、12年度以降は増加傾向が顕著となっている。

1 被保護世帯数・人員・保護率の年次推移

年度	管内人口	保護世帯数	保護人員	保護率 (0/00)		
				当市	県	国
7	454,550	1,237	1,588	3.49	2.70	7.0
8	455,370	1,277	1,605	3.52	2.71	7.1
9	455,850	1,343	1,677	3.68	2.72	7.2
10	457,028	1,415	1,750	3.83	2.81	7.5
11	457,435	1,479	1,811	3.96	2.83	7.9
12	457,956	1,628	2,006	4.38	3.24	8.4
13	456,723	1,739	2,152	4.71	3.53	9.0
14	457,350	1,853	2,298	5.03	3.92	9.8
15	457,554	2,015	2,495	5.45	4.11	10.5
16	457,678	2,130	2,626	5.74	4.30	11.1
17	454,626	2,179	2,668	5.87	4.41	11.5
18	454,920	2,239	2,732	6.01	4.51	11.8

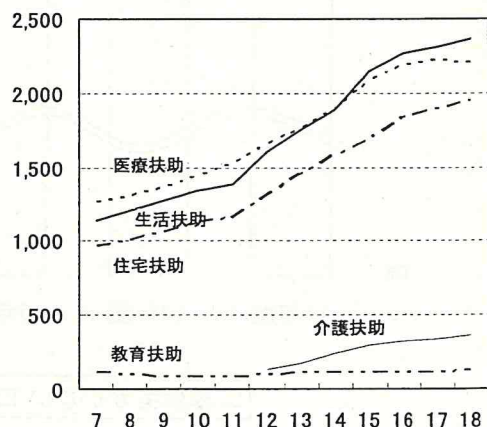
※ 保護率＝年度平均



2 扶助別人員年次推移

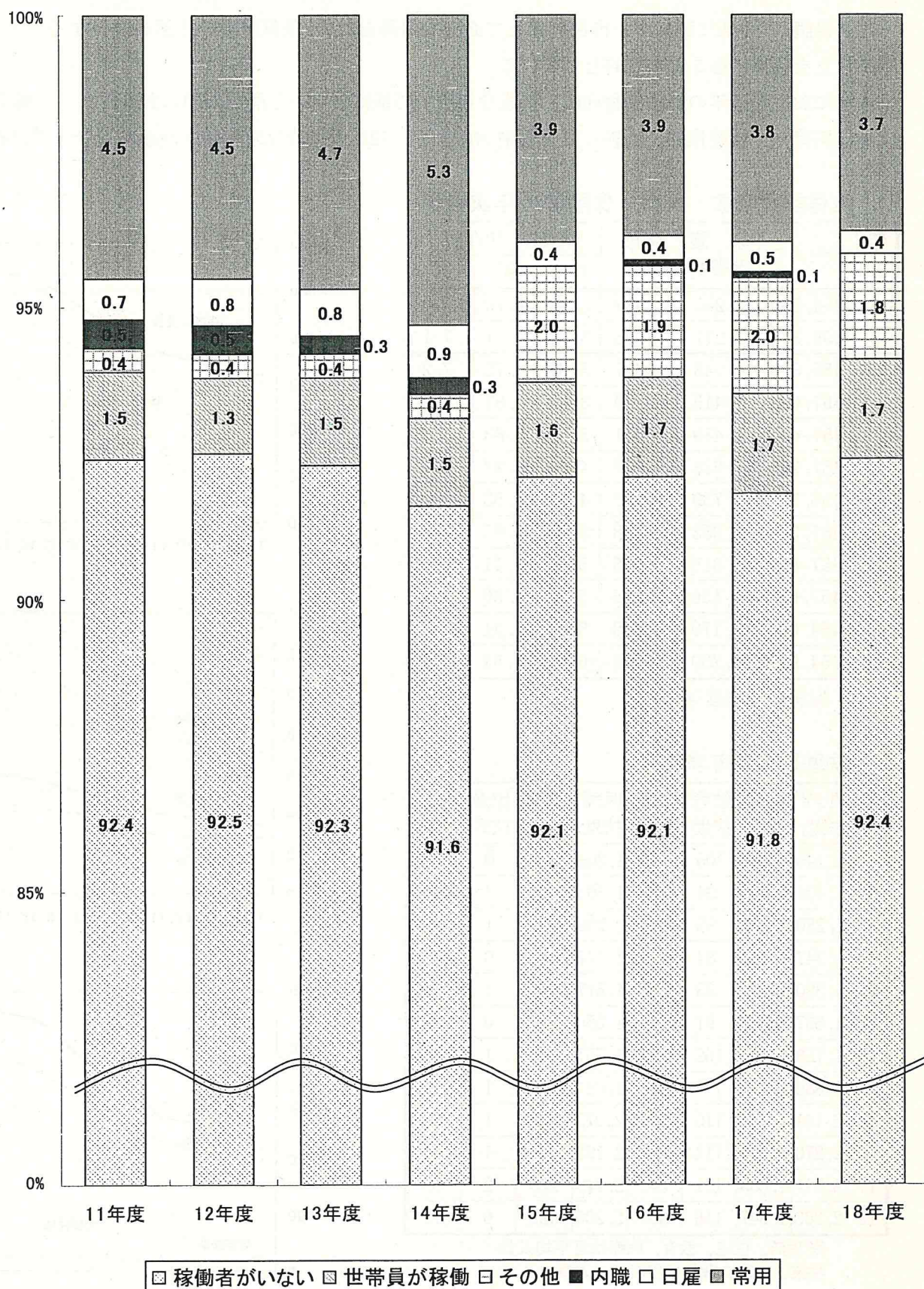
年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助
7	1,145	958	105	—	1,262	3	0	18
8	1,204	1,004	94	—	1,301	1	3	29
9	1,280	1,061	85	—	1,362	1	1	28
10	1,347	1,122	84	—	1,447	4	0	35
11	1,390	1,160	83	—	1,517	4	1	36
12	1,607	1,305	91	141	1,655	14	0	35
13	1,758	1,456	102	183	1,757	10	1	38
14	1,886	1,573	108	238	1,894	3	1	42
15	2,141	1,684	110	293	2,073	3	1	68
16	2,270	1,830	114	324	2,192	1	1	51
17	2,311	1,885	111	344	2,219	285	2	55
18	2,363	1,947	116	364	2,200	429	0	71

※生活、住宅、教育、医療は月平均人員
生業、出産、葬祭は年度延べ人員



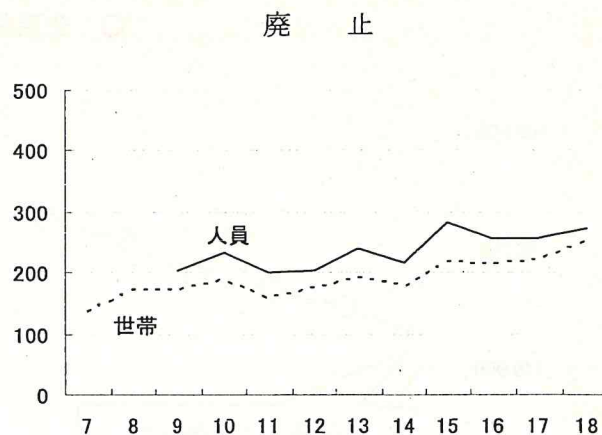
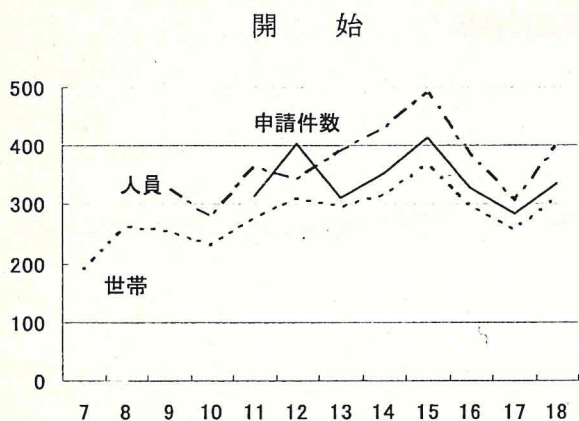
3 労働力類型年次推移

10世帯のうち約9世帯は稼働者のいない世帯である。

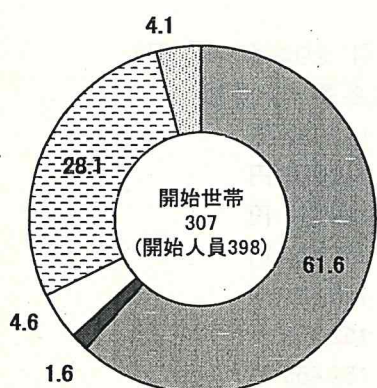


4 保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成

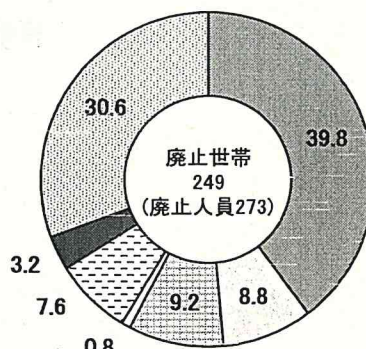
○ 保護開始・廃止の世帯人員の推移



○ 開始・廃止の理由別構成 (平成18年度)

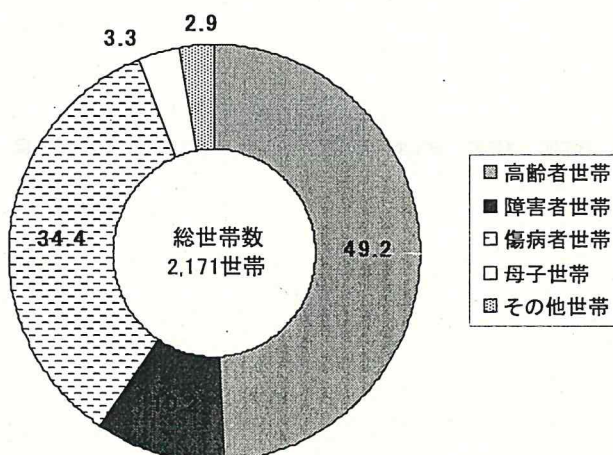


- 世帯主の傷病
- 稼働収入の減少
- 生計中心者の傷病・死亡・離別
- その他(預貯金等の減少)
- その他



- 死亡
- 世帯主の傷病治癒
- 稼働収入の増加
- その他(仕送り等の増加)
- 他法
- 引取等
- その他

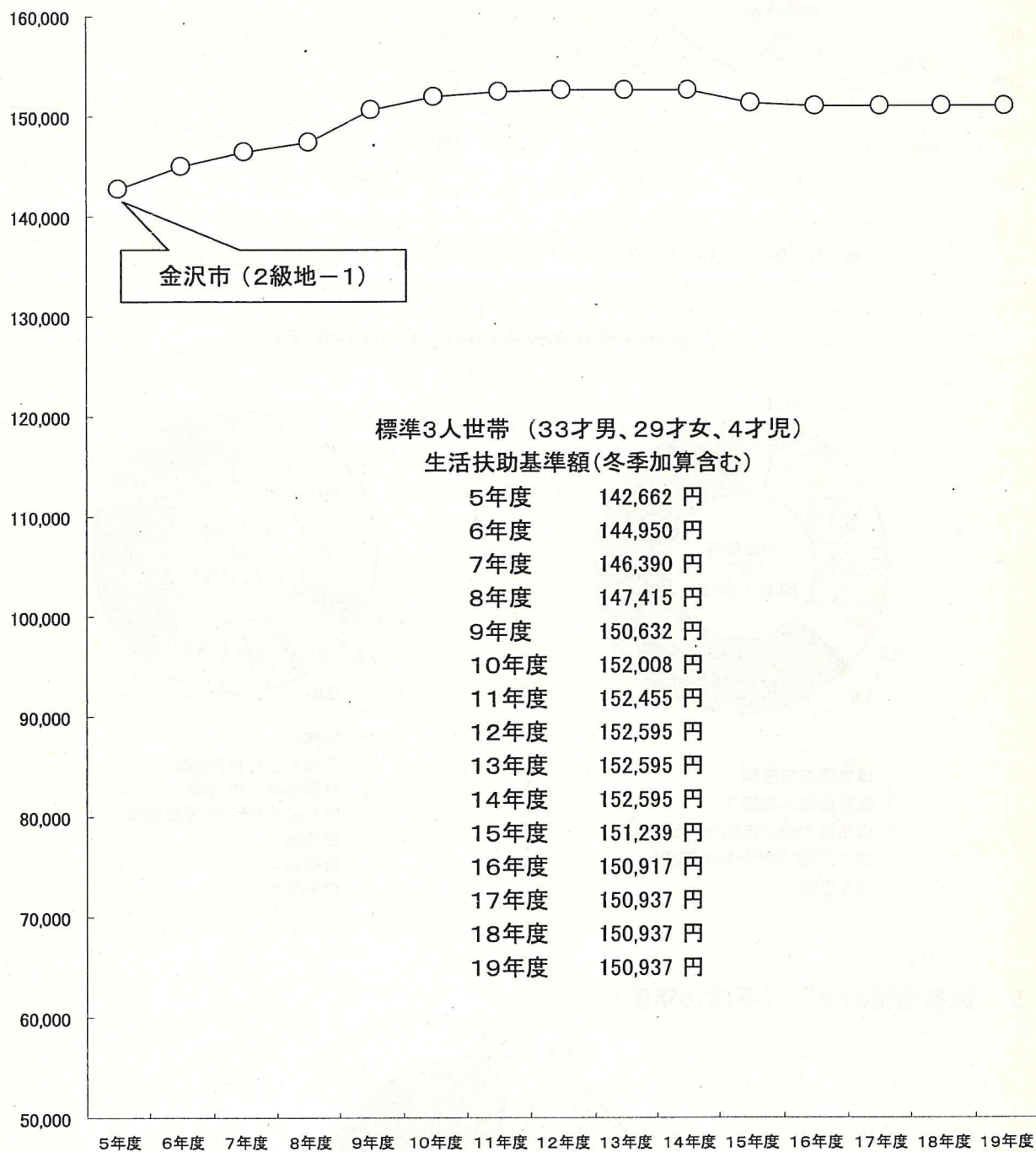
5 世帯類型構成比 (平成18年度)



- 高齢者世帯
- 障害者世帯
- 傷病者世帯
- 母子世帯
- その他世帯

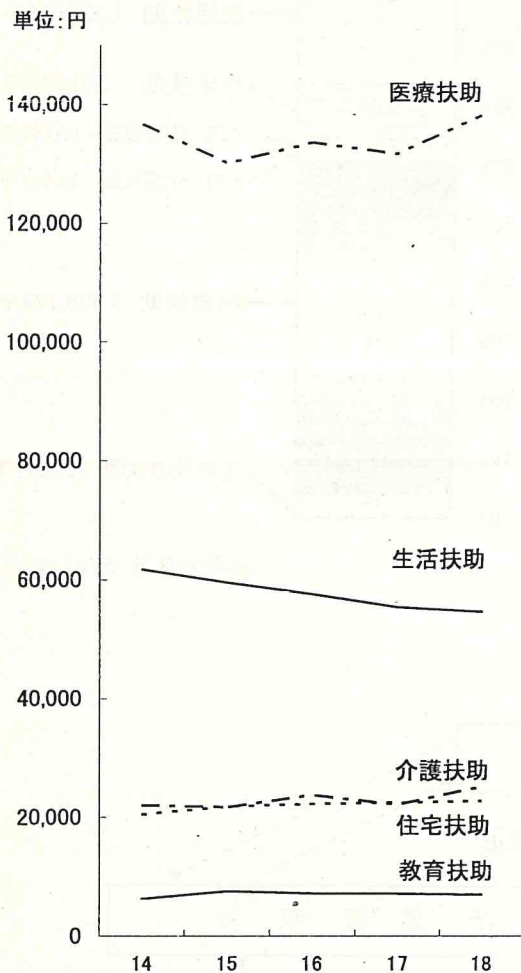
6 生活保護基準額の推移

○ 生活保護基準額の推移

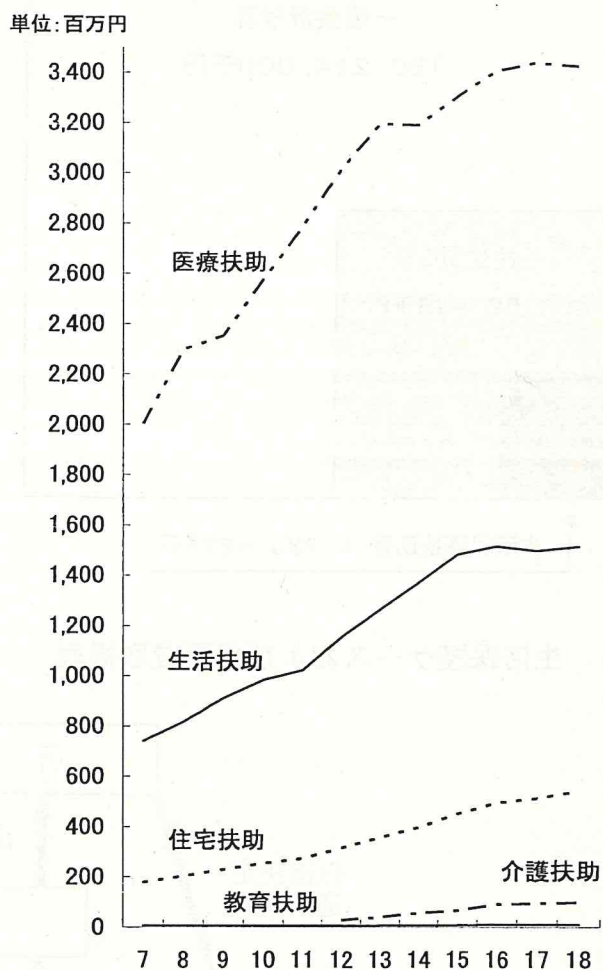


7 扶助費構成の年次推移

1月分の1人当りの扶助費の年次推移



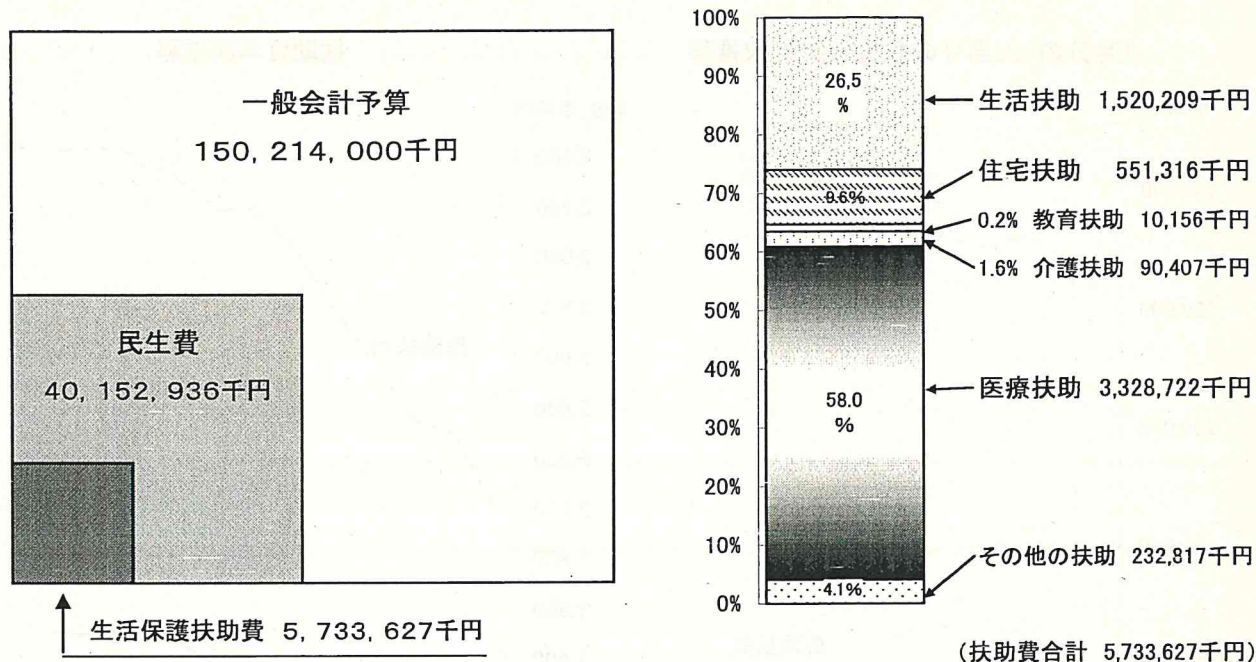
扶助費年次推移



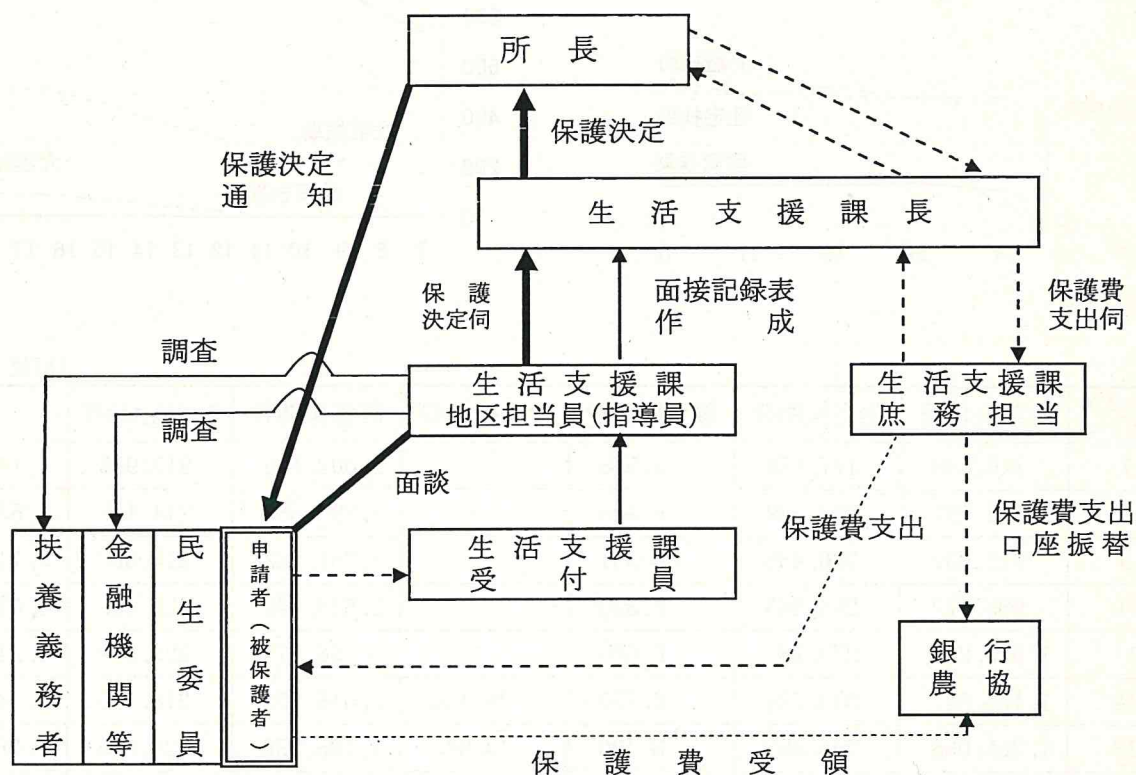
(単位:千円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	その他扶助等	計
7	740,648	177,888	7,578	—	2,002,126	217,988	3,146,228
8	818,297	203,289	6,905	—	2,296,658	214,185	3,539,334
9	912,689	230,458	6,331	—	2,351,922	216,635	3,718,035
10	985,072	254,165	6,330	—	2,576,643	225,458	4,047,668
11	1,023,224	273,382	6,600	—	2,786,675	223,518	4,313,399
12	1,156,337	314,784	6,750	28,140	3,016,522	218,715	4,741,248
13	1,265,068	356,452	8,400	40,845	3,195,258	220,026	5,086,049
14	1,371,490	397,087	8,281	56,411	3,190,117	223,504	5,246,890
15	1,483,245	451,173	8,936	66,618	3,301,802	228,815	5,540,589
16	1,516,353	494,654	11,205	90,500	3,404,301	222,517	5,739,530
17	1,497,017	513,006	9,932	94,603	3,437,409	236,494	5,788,461
18	1,513,526	539,632	10,139	98,195	3,423,358	242,606	5,827,456

8 金沢市の予算と生活保護扶助費（19年度）



9 生活保護ケースおよび保護費取扱表



- 《備考》
- 生活保護費の支給は原則として、地方自治法施行令第165条の2による口座振替の方法によるものとする。
 - 保護費は口座振替の方法によるものについて、毎月概ね4日および19日に支給する。窓口で支払うものについては、毎月概ね5日に支払うほか、月に3回の支給日を定めている。

Ⅱ 法 外 援 護 等

1 金沢市援護規則抜粋

第1条 この規則は金沢市に住所を有し、生活に困窮して生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けるに至らないもの（教育援護およびその他の援護については被保護者を含む。）および心身障害者に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的とする。

2 援 護 の 種 類

- (1) 教育援護は、義務教育に係る修学旅行またはこれに準ずる校外活動の支度金の一部を補給するものとする。
- (2) 療養援護は、医療費（看護料を含む）の支払により生活に困窮している世帯に対し、療養費の全部または一部を補給するものとする。
- (3) 新規就労援護は、生活に困窮している世帯の子弟が中学校を卒業し、新規に就労する場合であつて、かつ、その世帯が支度資金に窮する時その一部を補給するものとする。
- (4) その他の援護は、生活に困窮している世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる時、必要とする経費の全部または一部を補給するものとする。

3 法 外 援 護 費

（単位：円）

区分 年度	援 護 の 種 類					計
	教育援護費	療養援護費	新規就労 援 護 費	その他の 援 護 費	夏季・歳末見舞金	
7	1,412,000	2,382,553	90,000	646,998	夏 7,199,500 冬 23,700,500	35,431,551
8	1,458,000	2,488,384	90,000	675,000	夏 7,695,500 冬 24,570,500	36,977,384
9	1,332,000	3,628,759	60,000	625,000	夏 8,109,500 冬 25,961,000	39,716,259
10	1,420,000	4,614,960	—	419,414	夏 8,785,500 冬 27,746,500	42,986,374
11	1,522,000	5,362,455	30,000	683,463	夏 9,127,000 冬 29,005,500	45,730,418
12	1,786,000	5,950,175	0	813,847	夏 9,824,500 冬 29,957,500	48,332,022
13	2,096,000	8,963,256	0	909,486	夏 10,511,000 冬 30,314,500	52,794,242
14	2,448,000	10,862,849	0	559,000	夏 11,383,000 冬 31,328,000	56,580,849
15	2,742,000	8,269,955	120,000	640,625	夏 11,876,000 冬 31,619,000	55,267,580
16	2,960,000	11,003,309	180,000	1,073,650	夏 11,934,000 冬 32,205,000	59,355,959
17	2,048,000	10,532,452	120,000	414,613	夏 12,591,000 冬 32,577,000	58,283,065
18	2,208,000	9,981,264	90,000	138,000	夏 12,960,000 冬 27,072,000	52,449,264

4 夏季・歳末見舞金支給状況

		支 給 対 象 者	支給金額(1世帯当り)
歳 末 見 舞 金 支 給 状 況	夏 季 見 舞 金 支 給 状 況	(1) 生活保護受給世帯	3,000 円
		(2) 結核入院患者(結核予防法第35条適用患者)	3,000 円
		(3) 老人ホーム入所者	3,000 円
		(4) 救護施設入所者	3,000 円
		(5) 知的障害者援護施設入所者	3,000 円
		(6) 身体障害者更生援護施設入所者	3,000 円
	平成18年度支給対象者		4,320 人
			12,960,000 円
		(7) ねたきり老人	3,000 円
		(8) 特別児童扶養手当受給者	3,000 円
		(9) 身障1、2級の者	3,000 円
		(10) 児童福祉施設入所者	3,000 円
	平成18年度支給対象者		9,024 人
			27,072,000 円

5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度

国がこの制度の法制化を昭和48年度に行ったことに基づいて、本市も災害により死亡した市民(災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。)の遺族に対する弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付を行い、市民の福祉の増進に資することとしている。

(1) この制度における災害とは次の災害とする。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じた場合で、国の災害救助法の適用を受けた災害をいう。

(2) 弔慰金、障害見舞金及び貸付金の額

① 弔慰金の額

災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時において、その世帯の生計の中心者である場合には500万円、その他の場合には250万円。ただし、既に災害障害者見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額

② 災害障害見舞金の額

災害により負傷し、又は疾病にかかり、障害となったときの見舞金の額は、生計を主として維持していた場合250万円その他の場合には125万円

③ 援護資金の貸付額

1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による被害の程度に応じそれぞれ次のように定められている。

ア. 世帯主が療養期間おおむね1ヵ月以上の負傷を受け、かつ、次のいずれかに該当する場合にはその区分に応じて定められている額

- (ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である災害及び住居の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- (ウ) 住居が半壊した場合 270万円
- (エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ. 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- (イ) 住居が半壊した場合 170万円
- (ウ) 住居が全壊した場合 250万円
- (エ) 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情がある場合には、アの(ウ)は350万円、イの(イ)は250万円、イの(ウ)は350万円とする。

第4 介護保険課

1 制度のあらまし

(1) 保険に加入する方

65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

(2) 給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）または、要介護状態にならないように支援が必要な状態（要支援状態）になったとき。

（ただし、第2号被保険者の場合、初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により介護等が必要になった方のみ）

(3) 利 用 料

- 利用料は、原則としてかかった費用の1割
（ただし、在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。）
- 施設サービスとショートステイは、1割の利用料のほかに食費と居住費の負担もある。

(4) 保 険 料

① 第1号被保険者

- 保険料は市町村が設定
- 所得に応じた保険料（7段階区分）
- 原則老齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収

平成19年度の保険料（65歳以上の方）

（単位：円）

所得段階区分	年 額	特 別 徴 収				普 通 徴 収	
		4.6月	8月	10月	12.2月	4月	5～3月
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方	22,800	3,800	3,800	3,800	3,800	1,900	1,900
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	28,500	4,700	5,000	4,700	4,700	2,430	2,370
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方	39,900	7,000	5,950	6,750	6,600	3,380	3,320
④本人は市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方	57,000	10,300	7,900	9,500	9,500	4,750	4,750
⑤本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	71,250	12,900	9,825	12,025	11,800	6,020	5,930
⑥本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上500万円未満の方	85,500	15,400	11,950	14,350	14,200	7,180	7,120
⑦本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上の方	99,750	19,000	11,875	16,675	16,600	8,340	8,310

※ 年度途中に、65歳に達した方・納付方法が変わった方など、この表の額と異なる場合があります。

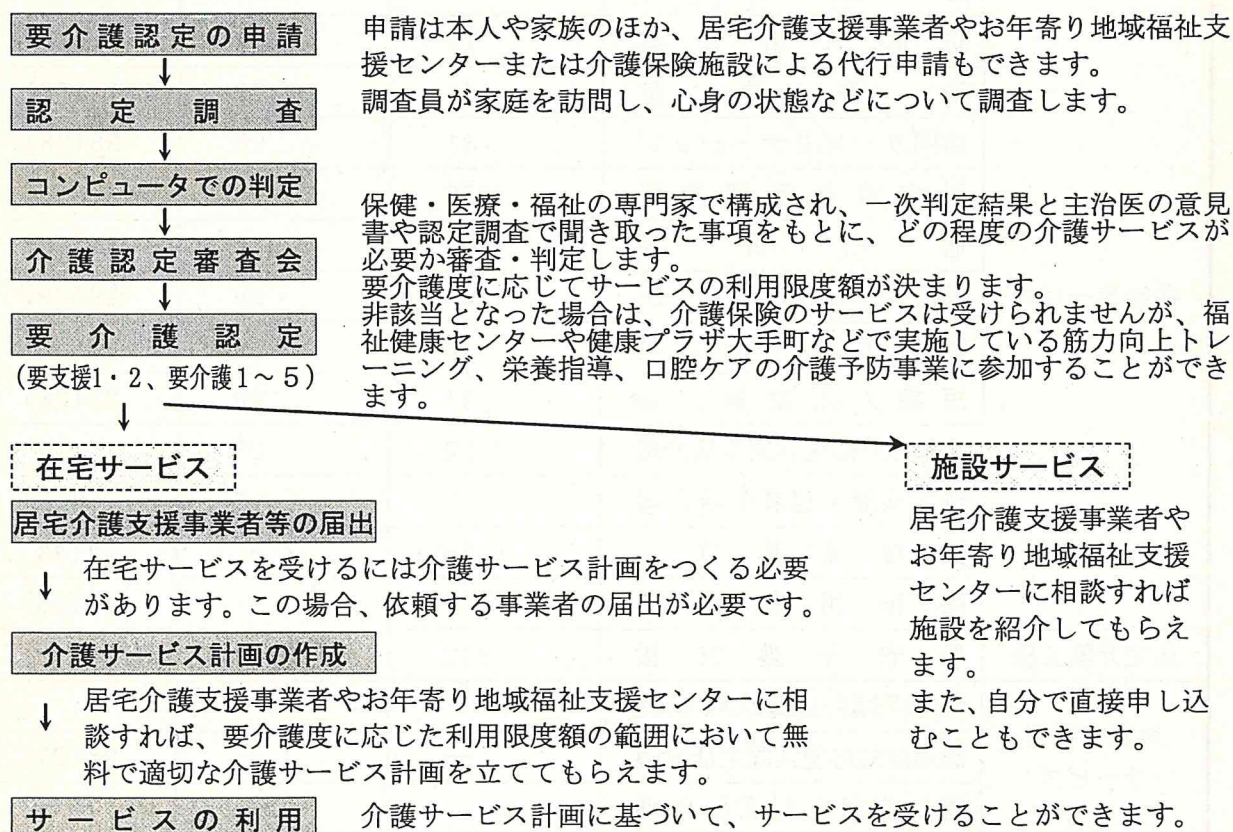
※ 税制改正に伴う保険料の軽減により、この表の額と異なる場合があります。

2 介護保険サービスの種類

在 宅 サ ー ビ ス	施 設 サ ー ビ ス
訪問サービス ◇訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 通所サービス ◇通所介護（デイサービス） ◇通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所サービス（ショートステイ） ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 そ の 他 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修	◆介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ◆介護老人保健施設 （老人保健施設） ◆介護療養型医療施設 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス ◇認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者のグループホーム） ◇認知症対応型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設 （小規模な特別養護老人ホーム） ※小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護については、サービス提供の準備中です。

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供しています。

3 要介護認定からサービス利用までの手続き



4 要介護認定の状況

金沢市介護認定審査会が、64合議体、192人の委員により審査・判定を実施

(1) 要介護認定申請者数

区 分	新規申請	更新申請	変更申請	計
平成16年度	3,692	14,298	622	18,612
平成17年度	3,645	4,703	975	9,323
平成18年度	3,758	13,223	1,122	18,103

※ 各年度末の状況

(2) 要介護認定者数（実人数）

区 分	要支援	要介護1		要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成16年度	1,664	5,240		2,570	2,008	1,791	1,765	15,038
平成17年度	1,669	5,997		2,748	2,127	1,794	1,591	15,926
区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成18年度	1,335	2,215	3,923	2,968	2,402	1,936	1,717	16,496

※ 各年度末の状況

5 事業者の指定状況

※ 市内に所在する事業者のみ

区 分	サービスの種類	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
		事業所数	事業所数	事業所数
在宅サービス	訪問介護	70	80	90(79)
	訪問入浴介護	11	12	10(5)
	訪問看護	165	173	181(178)
	訪問リハビリテーション	81	93	98(98)
	居宅療養管理指導	475	492	506(506)
	通所介護	70	81	95(92)
	通所リハビリテーション	27	29	29(29)
	短期入所生活介護	16	19	20(20)
	短期入所療養介護	31	28	28(28)
	認知症対応型共同生活介護	22	25	—
	特定施設入居者生活介護	5	5	6(5)
	福祉用具貸与	56	57	59(43)
	福祉用具販売	—	—	45(45)
居宅介護支援	居宅介護支援	112	117	126(19)
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	1
	認知症対応型共同生活介護	—	—	27(27)
	認知症対応型通所介護	—	—	8(8)

施設サービス	介護老人福祉施設	15	16	15
	介護老人保健施設	10	10	10
	介護療養型医療施設	22	22	17
計（延べ事業所数）		1,188	1,259	1,371 (1,182)
(参 考)	事業所実数	706	752	822
	経営主体実数	632	663	691

※（ ）内は、介護予防サービス

6 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス毎の利用者数等

区 分	サービスの種類	平成18年3月審査分(2月利用分)		平成19年3月審査分(2月利用分)	
		件数（人数）	日数・回数	件数（人数）	日数・回数
在宅サービス	訪問介護	3,621	33,146	3,806	35,095
	訪問入浴介護	195	766	190	744
	訪問看護	672	3,456	730	3,721
	訪問リハビリテーション	85	368	114	474
	通所介護	3,844	30,651	4,448	35,239
	通所リハビリテーション	1,554	12,192	1,646	12,396
	福祉用具貸与	3,174		2,499	
	短期入所生活介護	674	6,798	708	6,876
	短期入所療養介護	174	1,538	159	1,364
	居宅療養管理指導	841	1,689	956	1,826
	認知症対応型共同生活介護	637	16,966	—	—
	特定施設入居者生活介護	244	6,630	295	8,007
	福祉用具購入	106		97	
	住宅改修	94		59	
居宅介護支援	居宅介護支援	8,243		8,753	
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	26	663
	認知症対応型共同生活介護	—	—	663	18,098
	〃（短期利用）	—	—	2	20
	認知症対応型通所介護	—	—	110	1,024
施設サービス	介護老人福祉施設	1,593	42,868	1,595	43,012
	介護老人保健施設	1,103	29,486	1,148	30,394
	介護療養型医療施設	698	18,680	623	16,615

(2) 介護保険給付費の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度
在 宅 サ ー ビ ス	10,572,716	8,809,110
地域密着型サービス	—	2,040,498
施 設 サ ー ビ ス	11,704,231	11,667,877
そ の 他 (高額サービス費、審査支払手数料)	237,504	395,244
合 計	22,514,001	22,912,729

7 介護保険料の状況

平成18年度から7段階となった

(1) 年度別保険料

(単位：円)

所 得 段 階 区 分	平成15～ 17年度	平成18～20 年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方	23,580	22,800
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	35,370	28,500
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方		39,900
④本人は市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方	47,160	57,000
⑤本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	58,950	71,250
⑥本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上500万円未満の方	70,740	85,500
⑦本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上の方		99,750

(2) 所得段階別人数

(単位：人)

所 得 段 階 区 分	平成17年度	平成18年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方	1,268	1,358
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	28,039	12,230
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方		8,604
④本人は市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方	28,600	25,929
⑤本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	12,422	21,970
⑥本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上500万円未満の方	12,222	11,865
⑦本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上の方		3,876
計	82,571	85,832

※ 各年度末の状況

8 在宅介護の推進

在宅での介護を支援するために、介護保険の対象とならない費用の一部を助成する。

(1) 家庭復帰支援事業

介護老人福祉施設または、介護療養型医療施設に入所（院）されている方の家庭復帰を支援するために、一時帰宅中における在宅サービス利用料の一部を助成する。

対 象 者	介護老人福祉施設または、介護療養型医療施設に入所（院）の方で、家庭復帰を目指す方
利用者負担	かかった費用の1割

(2) 在宅サービス利用料助成事業

要介護3～5と認定された方の在宅生活を支援するため、利用限度額を超えて利用した在宅サービスについて、利用料の一部を助成する。

対 象 者	①要介護3～5と認定された方 ②世帯全員が市民税非課税 ③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていない
助 成 額	利用限度額を超えたサービスの費用の2分の1（上限額22,700円）

9 介護人材の養成

介護福祉士国家資格取得希望者に対し、資格取得に向けての講習等を行うことにより、質の高い福祉人材を養成・確保する。

● 事業内容

(1) 介護福祉士国家試験受験対策講座

- ① 受験対策講座（講義）
開 催 数 年2回
- ② 模擬試験
開 催 数 年4回
- ③ 受験対策講座（実技）
開 催 数 年5回

第5 長 寿 福 祉 課

1 高齢者福祉の背景

○高齢者の年次別推移

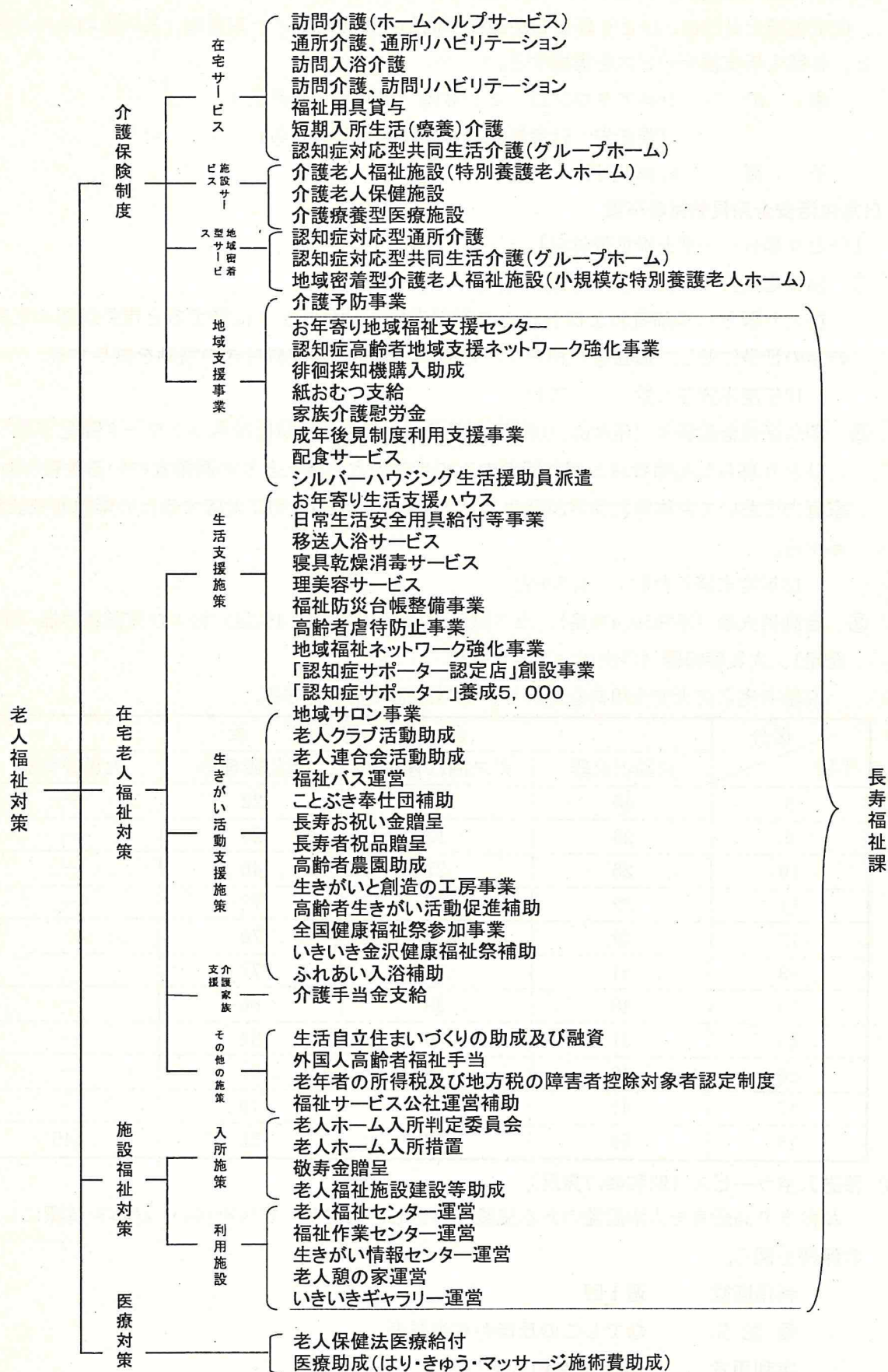
(各年7月1日現在)

年 度	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	構成比 $\frac{(B)}{(A)}$	ひとり暮らし 高 齢 者	在宅ねたきり 高 齢 者
62	422,849 人	46,153 人	10.9 %	1,769 人	558 人
63	425,213	47,391	11.1	2,196	538
元	427,613	49,087	11.5	2,376	579
2	429,413	50,993	11.9	2,910	571
3	430,184	52,972	12.3	3,093	601
4	431,981	54,708	12.7	3,394	643
5	433,280	56,666	13.1	3,695	700
6	435,045	59,070	13.6	4,130	808
7	436,176	60,918	14.0	4,421	899
8	437,526	63,357	14.5	4,805	948
9	438,252	65,473	14.9	5,115	1,085
10	439,372	67,740	15.4	5,998	1,199
11	439,768	69,771	15.9	7,684	1,220
12	440,779	71,470	16.2	7,897	1,386
13	441,282	73,881	16.7	8,484	1,455
14	442,125	75,834	17.2	9,589	1,302
15	442,216	77,743	17.6	9,738	1,584
16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967
18	442,015	83,183	18.8	12,085	2,024

(1) 人口は住民登録人口による。

(2) ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は「金沢市ねたきり、ひとり暮らし高齢者実態調査」の結果による。

2 高齢者福祉施策の体系（平成19年度）



3 高齢者生活支援施策

(1) お年寄り生活支援ハウス（平成12.10発足）

在宅復帰を目的に、ひとり暮らしが困難な高齢者等を対象に一定期間、生活援助員の指導のもと、各種生活支援サービスを実施する。

場 所 シニアタウン21 2、3階（山科町午40番地1）

（委託先：社会福祉法人洋裕会、定員15名）

予 算 6,489千円

(2) 日常生活安全用具給付等事業

【ひとり暮らし・老夫婦世帯対象】

① 福祉電話貸与（昭和48.4発足）

ひとり暮らし高齢者およびねたきり高齢者またはねたきりに準ずると市長が認めた高齢者のみの世帯に対して孤独感を和らげるために、緊急通報装置付きの電話を貸与する。

18年度末貸与台数 79台

② 緊急通報装置貸与（昭和63.10発足、平成11.4月より地域福祉ネットワーク強化事業へ）

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯のうち寝たきりの高齢者のいる世帯に対して、家庭内において身体等に異常が発生したとき、迅速かつ適切に対応するため緊急通報装置を貸与する。

18年度末貸与台数 1,536台

③ 自動消火器（昭和59.4発足）、ガス漏れ警報器（昭和57.4発足）および電磁調理器（平成5.4発足）、火災警報器（平成18.4発足）給付

高齢者宅に防火安全用具を給付し、日常生活の安全を守る。

区分 年度	設 置 数			
	自動消火器	ガス漏れ警報器	電磁調理器	火災警報器
8	40	31	22	—
9	28	17	20	—
10	26	27	46	—
11	32	27	72	—
12	49	36	70	—
13	54	39	77	—
14	48	39	86	—
15	81	36	94	—
16	48	28	61	—
17	41	25	70	—
18	54	43	52	145

(3) 移送入浴サービス（昭和49.7発足）

ねたきり高齢者を入浴設備のある施設へ移送し、入浴サービスを行い、身体を清潔にし、健康の保持を図る。

利用回数 週1回

委 託 先 なでしこの丘ほか6事業者

実利用者 15人（平成19.4月現在）

予 算 6,500千円

(4) 寝具乾燥消毒サービス（昭和50.4発足）

日頃使用している寝具を、洗濯ならびに乾燥消毒を行うことにより快適な環境をつくり健康保持、増進に寄与する。この事業は、市が民生委員等を通じ、利用申し込みのあった者に対し、委託業者が乾燥消毒については年9回、水洗いについては年3回、年間スケジュールにより巡回集配処理する。

対 象 者 (1) 3か月以上ねたきりまたは重度認知症のおおむね65歳以上の高齢者
平成18年度末現在登録者数 302人
(2) ヘルパーの訪問する65歳以上のひとり暮らしの高齢者
平成18年度末現在登録者数 129人

(5) 理美容サービス（昭和58.9発足）

65歳以上のねたきりまたは重度認知症の高齢者の衛生の向上、健康保持のため、理・美容業者が自宅へ出張して理容・美容サービスを実施する。

18年度 年2回 延利用者 408人

(6) 福祉防災台帳整備事業（平成18年3月発足）

災害時に自力で避難することが困難と思われる高齢者や障害のある方など（いわゆる「災害時要援護者」）を登載した福祉防災台帳を作成し、あらかじめ地域に配備しておくことで、災害時の情報伝達や避難誘導を円滑に進め、人的被害を最小限にとどめる。

台帳配備先 地域の自主防災組織の代表者、町会長、民生委員、消防分団長
金沢市（長寿福祉課、障害福祉課、消防局）

登載人数 3,688人（平成19年4月現在）

(7) 高齢者虐待防止支援強化事業（平成18年実施）

高齢者虐待防止と早期発見、対応を図るため関係機関と連携し、虐待防止相談、緊急保護、支援者向けマニュアルの作成を実施

(8) 地域福祉ネットワーク強化事業費（昭63.まちぐるみ福祉活動推進事業発足、平11.4制度改正）

すべての市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉のネットワークを構築するため、民生委員を中心としたまちぐるみ福祉活動推進チームを組織し、地域の高齢者等が安心して生活できる地域社会の実現を地域住民の理解と協力を得ながら推進する。

あわせて、ひとり暮らし高齢者に緊急通報装置の貸与を行い、ネットワークの強化を図る。

(9) 「認知症サポーター認定店」創設事業（平成19年4月発足）

小売店を中心に、認知症講習会を受講した従業員の所属する小売店等に「高齢者にやさしいお店」ステッカーを配布し、認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

(10) 「認知症サポーター」養成5000（平成19年4月発足）

認知症の高齢者と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症高齢者に対する理解と見守りを進め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

4 生きがい活動支援施策

(1) 地域サロン（平成12.4発足）

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた

地域での生きがいを支援するために、各小学校区に1か所地域サロンを開設する。

- 活動内容
- ・ 会食会、手作り教室
 - ・ 小、中学生との世代間交流
 - ・ 健康教室等
- 委 託 先 地区社会福祉協議会
- 予 算 43,546千円
- 運営委託料 1か所あたり月額70千円上限（経費の2/3相当）
- 施設整備補助 1か所あたり2,000千円上限（同上）

(2) 老人クラブ活動助成（昭和38.4発足）

- ① 運営助成金 年額1クラブ当たり 46,560円助成
（平成8年度から、クラブの1会員に60円を乗じた額を加算）
- ② 金沢市老人連合会 年額 5,148千円（平成18年度実績）
- 老人クラブの推移

年度区分	助成対象のクラブ	年度区分	助成対象のクラブ	年度区分	助成対象のクラブ
平成7	258 クラブ	平成11	273 クラブ	平成15	279 クラブ
〃 8	259	〃 12	272	〃 16	277
〃 9	266	〃 13	279	〃 17	278
〃 10	273	〃 14	282	〃 18	280

(3) 福祉バス運営（昭和56.4発足、平成2.9 1台増車、平成11.4 6、10月に1台増車、平成18年9月より利用者負担金導入）

老人クラブ、老人連合会あるいは心身障害者団体が、教養や生きがいを高め、健康の保持を図る等の事業を行うときに役立つよう2台の福祉バスを運行する。

- 利用できる事業 研修、見学、スポーツ、レクリエーション、訓練、釣り大会、海水浴など
- 利用できる日 年末年始を除く毎日
- そ の 他
- ① 利用できるのは、25人以上の団体
 - ② バスに乗車できるのは、1回につき50人程度
 - ③ 運行は、往復おおむね200km以内
 - ④ 利用者負担金は、6,000円/1台

(4) ことぶき奉仕団

常時雇用されていない65歳以上の心身ともに健康な高齢者がその生きがいを高めるため、公共施設の除草や清掃を行う。

- 実施主体 金沢市社会福祉協議会
- 期 間 平成19年4月下旬～平成19年11月末
- 作業時間 午前9時～12時（3時間）
- 手 当 半日1人当たり1,200円
- 平成18年度実績 作業従事者 年間延 6,379人
- 補助金額 9,570,000円

(5) 長寿お祝い金贈呈（昭和46.4発足）〔金沢市敬老福祉金支給条例〕

（平成13.4改正）〔金沢市長寿お祝い金条例〕

(平成17.4経過措置を廃止)

平成19年9月15日現在、77歳の方に年額5,000円、80歳の方に年額10,000円、88歳の方に年額15,000円、90歳の方に年額20,000円、99歳の方に年額30,000円、100歳以上の方に年額50,000円を贈呈します。(支給日は毎年9月15日です。)

年度	区分	支給額(1件当たり)	人 数	金額(千円)
平成6年	85歳以上	15,000	4,824	72,360
	80～84歳	8,000	7,930	63,440
平成7年	85歳以上	15,000	5,311	79,665
	80～84歳	8,000	8,137	65,016
平成8年	85歳以上	15,000	5,879	88,185
	80～84歳	8,000	8,395	67,160
平成9年	85歳以上	15,000	6,392	95,880
	80～84歳	8,000	8,511	68,088
平成10年	85歳以上	15,000	6,747	101,205
	80～84歳	8,000	8,584	68,674
平成11年	85歳以上	15,000	7,193	107,895
	80～84歳	8,000	8,539	68,312
平成12年	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80～84歳	8,000	8,989	71,912
平成13年	85歳以上	15,000	8,280	124,200
	80～84歳	8,000	9,414	75,312
	77 歳	5,000	2,743	13,715
平成14年	85歳以上	15,000	8,744	131,160
	80～84歳	8,000	9,827	78,616
	77 歳	5,000	3,109	15,545
平成15年	85歳以上	15,000	9,138	137,070
	80～84歳	8,000	10,100	80,800
	77 歳	5,000	3,241	16,205
平成16年	85歳以上	15,000	9,530	142,950
	81～84歳	8,000	8,190	65,520
	80 歳	10,000	2,495	24,950
	77 歳	5,000	3,076	15,380
平成17年	100歳以上	50,000	83	4,150
	99歳	30,000	55	1,650
	90歳	20,000	847	16,940
	88歳	15,000	1,130	16,950
	80歳	10,000	2,783	27,830
	77歳	5,000	3,466	17,330
平成18年	100歳以上	50,000	97	4,850
	99歳	30,000	78	2,340
	90歳	20,000	892	17,840
	88歳	15,000	1,102	16,530
	80歳	10,000	2,922	29,220
	77歳	5,000	3,638	18,190

(6) 長寿者祝品贈呈（昭和39.4発足）

（平成18.4米寿者祝品を廃止）

長寿者（当年度満100歳）61人に祝品を贈呈した。

(7) 高齢者農園助成（昭和48.4発足）

① 地区高齢者農園 14クラブ（平成18年度実績）

運営補助 1クラブ当り15,000円

高齢者農園の組織 老人クラブ単位

② 老人福祉センター併設農園

農園場所 老人福祉センター「万寿苑」、「松寿荘」および「鶴寿園」の隣接地

申込資格 地区高齢者農園で助成を受けていない老人クラブ

申込先 各老人福祉センター

(8) 生きがいと創造の工房事業（昭和62.4発足）《財団法人金沢市福祉サービス公社へ委託》

高齢者の生きがいを高めるために、陶芸講座、手工芸講座（藁工芸）、木彫講座および園芸講座を開講

講座登録 予定人数	陶芸 80人	手工芸 25人	木彫 17人	園芸 25人
開講日数	月4回×12月	冬期間2回	月4回×12月	年2回

(9) 高齢者生きがい活動促進費補助（昭和61.4より補助）

高齢者の生きがい推進のため老人連合会主催の絵画教室、体育祭、演芸大会、作品展、健康づくり講座、ニュースポーツ講習会、グラウンドゴルフ大会、老人の日・老人週間事業の開催の必要経費について一部助成する。

19年度予算額 1,790千円

(10) 全国健康福祉祭参加事業（平成元発足）

全国健康福祉祭に参加する金沢市の選手に、激励費を贈呈する。

1人当り 5,000円

(11) いきいき金沢健康福祉祭開催費補助（平成2発足）

いきいき金沢健康福祉祭（ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ、囲碁、将棋等）の開催に補助するとともに、ゆうゆう石川スポーツ交流大会の金沢地区予選と位置づけて実施する。

19年度予算額 400千円

(12) ふれあい入浴補助（平成7.5発足）

老人福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し年2回100円で入場できる入浴補助券を交付する。

5 介護家族支援施策

(1) 介護手当金支給（平成元発足）

在宅のねたきり高齢者または重度の認知症高齢者を3箇月以上常時介護する者に対し、介護手当金を支給することによりその労をねぎらうとともに、広く市民の高齢者に対する関心と理解を深める。

要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも支給することがあります。）

の方に限ります。

支給金額	5,000円（月額）
支給人員	428人（平成18年度12月支給人数実績）
支給時期	4月 前年の12月から3月までの分 8月 4月から7月までの分 12月 8月から11月までの分

6 その他の在宅福祉施策

(1) 金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくり融資制度（昭和56.発足）

- ① 目 的 高齢者または身体障害者が自立した日常生活を過ごせるように住宅を整備（浴室、便所等のバリアフリー化改造）する場合に、その資金の一部を融資する。
- ② 貸付条件対象 60歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方もしくはこれらの方と同居しているか、同居しようとする方。
 - 貸付金の限度 610万円以内（箇所別の合計額）
 - 利 率 年2.0%（平成19年4月2日現在）
 - 償 還 期 間 10年以内（貸付した翌月から元金均等月賦償還）

(2) 金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成制度（平成6.4発足）

- ① 目 的 自立した日常生活を過ごせるように住宅を整備（浴室・便所等のバリアフリー化改造）する場合に、その資金を助成する。
介護保険制度において要介護・要支援認定者、身体障害者手帳1・2級所持者（全部）、または3級所持者（下肢・体幹・脳病変による運動機能障害）
- ② 助成の内容
 - 生活保護世帯……………限度額 1,000千円（助成率100%）
 - 市民税・所得税非課税世帯……………限度額 700千円（助成率 90%）
 - 所得税額10万円以下の世帯……………限度額 500千円（助成率 70%）※平成19年6月から助成額の算定方法が変更になり、介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用できる場合、助成額からそれら制度の給付額を控除した額となります。

(3) 外国人高齢者福祉手当（平成7.4発足）

大正15年（1926年）4月1日以前生まれで昭和57年（1982年）1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある方で公的年金を受けていない方に月10,000円を年3回に分けて支給する。（所得制限あり）

(4) 高齢者の所得税及び地方税の障害者控除対象者認定制度（平成18年11月発足）

障害者手帳等の交付を受けている方のほか、12月31日現在65歳以上の方で身体障害者等に準ずる方として市町村長等の認定を受けている方が、障害者控除の対象とされており、その認定を行うものである。

7 地域支援事業

(1) お年寄り地域福祉支援センター〔お年寄り地域福祉支援センター運営事業等実施要綱〕

24時間対応の相談援助体制を整備し、虐待防止など高齢者の権利擁護に努め、高齢者の実態・ニーズ把握、保健福祉の情報提供および適切な介護予防マネジメントを行うとともに、高齢者への包括的・継続的なサービス提供が行われる体制の構築を支援する。

市内19箇所設置（平成18年4月1日発足）

担当お年寄り 福祉支援センター	お年寄り地域福祉支援センター	住 所
元 町 (元町1-12-12)	き し か わ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内
	ふ く ひ さ	福久町ワ1-1 福久ケアセンター内
	か す が	春日町1-10
	お お て ま ち	大手町9-1
	む ね ひ ろ	桜町24-30 宗広病院内
	た が み	田上本町カ45-1 ピカソ内 ※上辰巳町10字211 第二金沢朱鷺の苑内
駅 西 (西念3-4-25)	も ろ え	諸江町上丁231-2
	く ら つ き	鞍月東1-9 映寿会みらい病院内
	え き に し ほ ん ま ち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内
	ひ ろ お か	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内
	か み あ ら や	上荒屋1-39 やすらぎホーム内
	き た づ か	北塚町西440 あいびす内
泉 野 (泉野町6-15-5)	と び う め	飛梅町2-1
	み つ く ち し ん ま ち	三口新町1-8-1 万陽苑内 ※三小牛町24字3-1 第三万陽苑内
	な が さ か	長坂町チ15 あつぷる内
	い ず み の	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内
	あ り ま つ	有松5-1-7 金沢有松病院内
	や ま し な	山科町午40-1 シニアマインド21内
	ま が え	馬替2-136 南ヶ丘病院内

※は担当地域の窓口センターです。

平成18年度お年寄り地域福祉支援センター業務実績

相談件数			相談内容別件数（延べ）										
延件数	うち 訪問	うち 夜間	サー ビス 利用	介護 方法	介護 保険	介護予 防	認知 症	虐待	権利 擁護	ケア マネ 相談	医療	経済 関係	その 他
20,510	8,081	174	3,877	4,945	6,278	4,654	1,313	400	353	1,002	1,635	680	3,613
高齢者 実態把握			対応内容別件数（延べ）										
			申請 代行	助言相 談傾聴	情報 提供	連絡 調整	訪問	ケー ス検 討会	介護 保険 利用	プラ ンニ ング	その 他		
			1,292	12,181	9,928	7,486	5,961	686	2,285	766	2,062		

介護予防教室等の開催				
転倒 予防	認知 症予 防	自立 支援	地域 自主 活動	家族 介護
292	310	327	155	228

ケアプラン作成	
新予 防給 付数	介護 予防
3,619	23

(2) 認知症高齢者地域支援ネットワーク強化事業（平成19.4発足）

地域福祉関係者との連携のもと、お年寄り地域福祉支援センターにおける認知症についての地域ネットワークの構築を支援することの目的とする。

活動内容	地域福祉活動関係諸団体等から構成される検討会を開催し、広報及び研修のあり方を検討し、お年寄り地域福祉支援センター職員への研修を年3回行う。
委託先	金沢市社会福祉協議会
予算	400千円

(3) 徘徊探知機購入助成（平成14.4発足）

認知症高齢者の徘徊を早期に発見し、事故を未然に防止するとともに、家族が安心して介護できる環境を整備する。

対象	65歳以上で、徘徊行動が認められ、要支援以上の要介護認定を受けた在宅高齢者を介護する家族
助成	徘徊高齢者1人あたり1台、契約時に必要な額に対し、10,000円を上限とする。
予算	50千円
支給件数	4件（平成18年度実績）

(4) 紙おむつ支給（昭和56.4発足）

在宅の3か月以上ねたきりまたは重度認知症の高齢者に対し紙おむつを給付することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、保健衛生の向上を図る。給付枚数は、本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれの所得税額に基づき次の区分とし、100,001円以上のときは給付しない。

所得税額	42,000円以下	1日平型5枚またはパンツ型2枚パッド4枚またはパンツ2枚パッド4枚
	42,001円以上100,000円以下	1日平型3枚またはパンツ型1枚パッド2枚またはパンツ1枚パッド2枚
	（平成18年度月平均利用者数 342人）	

(5) 家族介護慰労金支給（平成13.4発足）

国の介護家族支援特別対策を受け、自宅で日常的に介護している者に対して、家族介護慰労金を支給し、高齢者福祉の増進に寄与する。

支給金額	年額 10万円
支給人員	2人（平成18年度実績）
支給要件	要介護度4・5のねたきり高齢者等が1年間介護サービスを利用しなかった場合（住民税非課税世帯を対象）
予算	500千円

(6) 配食サービス（昭和61.6配食サービス発足、平成12.4事業拡大、平成16.4「食」の自立支援事業へ、平成18.4再び配食サービス事業へ）

調理の困難なひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯を対象に、利用者の安否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施する。

配食サービス委託先	あいびすほか22事業者
実利用者	980人（平成19.3月現在）
予 算	35,200千円

(7) シルバーハウジング生活援助員派遣事業（平成12.10発足）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などサービスを提供する。

場 所	市営額新町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社） 27戸（高齢者18戸、身体障害者9戸） 県営平和町住宅（委託先：社会福祉法人陽風園） 22戸（高齢者22戸） 市営八日市住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社） 20戸（高齢者17戸、身体障害者3戸） 市営栗崎町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社） 21戸（高齢者19戸、身体障害者2戸） 市営田上本町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社） 17戸（高齢者15戸、身体障害者2戸）
予 算	12,330千円

8 入 所 施 設

(1) 老人ホーム入所判定委員会

老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホームの入所に関し適正な措置の実施を図るため、医師、老人ホームの施設長、保健所長、お年寄り地域福祉支援センターの長および長寿福祉課長で構成され、入所措置の要否等について審議する。

(2) 老人ホーム入所措置事業（昭和38.4発足）

① 被措置老人年次推移

（単位：人）

区分 年度	養 護 老 人 ホ ー ム									
	向陽苑	松寿園	自生園	長生寮	聖ヨゼフホーム	第二光が丘ハウス	朱鷺の苑	松寿苑	あすらや荘	慈光園
	金沢市	小松市	小松市	高岡市	御所市	福井県朝日町	穴水町	京都府綾部市	広島県呉市	富山市
60	157	1	8	6	1	1	—	—	—	—
61	158	1	8	4	1	1	—	—	—	—
62	160	1	8	4	1	1	11	1	—	—
63	161	1	7	2	1	1	11	1	—	—
平成元	162	—	7	1	1	1	11	1	—	—
〃 2	164	—	8	1	—	1	11	1	1	—
〃 3	165	—	9	1	—	1	15	1	1	—
〃 4	167	—	10	1	—	1	16	1	1	—
〃 5	166	—	11	1	—	1	19	—	1	—
〃 6	167	—	10	1	—	1	19	—	1	—
〃 7	167	—	10	1	—	1	18	—	1	—
〃 8	166	—	10	1	—	1	17	—	1	—
〃 9	167	—	10	1	—	—	15	—	1	—
〃 10	165	—	10	1	—	1	14	—	1	—
〃 11	169	—	10	1	—	2	15	—	1	—
〃 12	173	—	10	1	—	2	15	—	1	—
〃 13	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
〃 14	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
〃 15	177	1	13	1	—	2	13	—	1	1
〃 16	175	1	13	1	—	1	12	—	1	1
〃 17	171	1	13	1	—	1	12	—	—	1
〃 18	171	1	13	1	—	1	10	—	—	1

② 措置費年額

(単位：円)

年度	区分	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
昭 和 60		218,097,678	786,110,348	1,004,214,026
〃 61		227,528,741	888,171,178	1,115,699,919
〃 62		239,216,294	1,013,404,627	1,252,620,921
〃 63		256,472,133	1,069,157,942	1,325,630,075
平 成 元		265,051,785	1,121,731,118	1,386,782,903
〃 2		282,964,511	1,186,289,783	1,469,254,294
〃 3		306,922,436	1,247,396,383	1,554,318,819
〃 4		325,755,624	1,308,678,027	1,634,433,651
〃 5		342,986,753	1,533,249,689	1,876,236,442
〃 6		345,811,176	1,765,073,750	2,110,884,926
〃 7		353,026,637	1,955,096,649	2,308,123,286
〃 8		354,713,051	2,313,000,960	2,667,714,011
〃 9		358,156,060	2,431,260,914	2,789,416,974
〃 10		359,291,765	2,737,725,771	3,097,017,536
〃 11		358,182,877	2,888,254,890	3,246,437,767
〃 12		373,749,967		
〃 13		383,834,558		
〃 14		380,657,480		
〃 15		381,919,126		
〃 16		382,852,531		
〃 17		378,335,132		
〃 18		361,964,507		

(3) 敬寿金贈呈（昭和43.4発足）

金沢市が措置した老人ホーム入所者のうち無年金者に贈呈

月 額 2,000円

対 象 者 延375人（平成18年度実績）

9 利 用 施 設

(1) 老人福祉センター等運営《財団法人金沢市福祉サービス公社へ管理委託》

① A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕

高齢者の教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸（草花栽培）を楽しみながら健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として建設され、本市に3施設ある。（なお、千寿閣については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流

センター千寿閣」として子どもから高齢者まで幅広く利用されている。)

建物・敷地の概要

区 分	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	万 寿 苑
設 置 主 体	金沢市	左に同じ
設 置 場 所	金沢市東長江町辺 2 番 1	金沢市大桑町ヤ 1 番地 4
定 員	一 人	250 人
敷 地 面 積	78,100 m ²	3,306 m ²
建 物	1 階 1,739.32 m ² 2 階 707.01 計 2,446.33	1 階 627.55 m ² 2 階 576.37 3 階 326.37 計 1,530.29
工 期	着 工 平成14年 9 月 24 日 竣 工 平成15年12月 25 日 開 館 平成16年 4 月 9 日	着 工 昭和47年11月11日 竣 工 昭和48年 7 月 17 日 開 館 昭和48年 7 月 18 日
開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで (入浴時間は午前10時から午後 3 時まで)	左に同じ
休 館 日	水曜日、年末年始	第 2 および第 4 日曜日の翌日、第 1・第 3 および第 5 日曜日、国民の祝日 (敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使 用 料	無料 (ただし健康温浴施設及び特別室の利用を除く。)	60 歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)
利用方法等 乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	在宅介護相談 年間 24 回 茶道講座 年間 42 回 謡曲講座 年間 24 回 教養講座 年間 39 回 生花講座 年間 9 回 日舞講座 年間 45 回 俳句講座 年間 12 回 民謡講座 年間 24 回 詩吟講座 年間 33 回 編物講座 年間 24 回 ダンス講座 年間 47 回 小唄講座 年間 44 回 歌謡講座 年間 40 回 押花講座 年間 23 回 陶芸講座 年間 96 回 木彫講座 年間 48 回 緑化講座 年間 9 回 介護講座 年間 2 回 フラダンス講座 年間 34 回	健康相談 年間 2 回 手芸講座 年間 22 回 教養講座 年間 32 回 民謡講座 年間 23 回 生花講座 年間 23 回 民舞講座 年間 36 回 茶道講座 年間 43 回 社交ダンス講座 年間 43 回 謡曲講座 年間 12 回 日舞講座 年間 89 回 編物講座 年間 22 回 大正琴講座 年間 25 回 詩吟講座 年間 47 回 フォークダンス講座 年間 23 回 陶芸講座 年間 96 回 木彫講座 年間 45 回 園芸講座 年間 2 回 歌謡教室 年間 48 回 陶芸講座 (自主) 年間 141 回 押花講座 年間 22 回

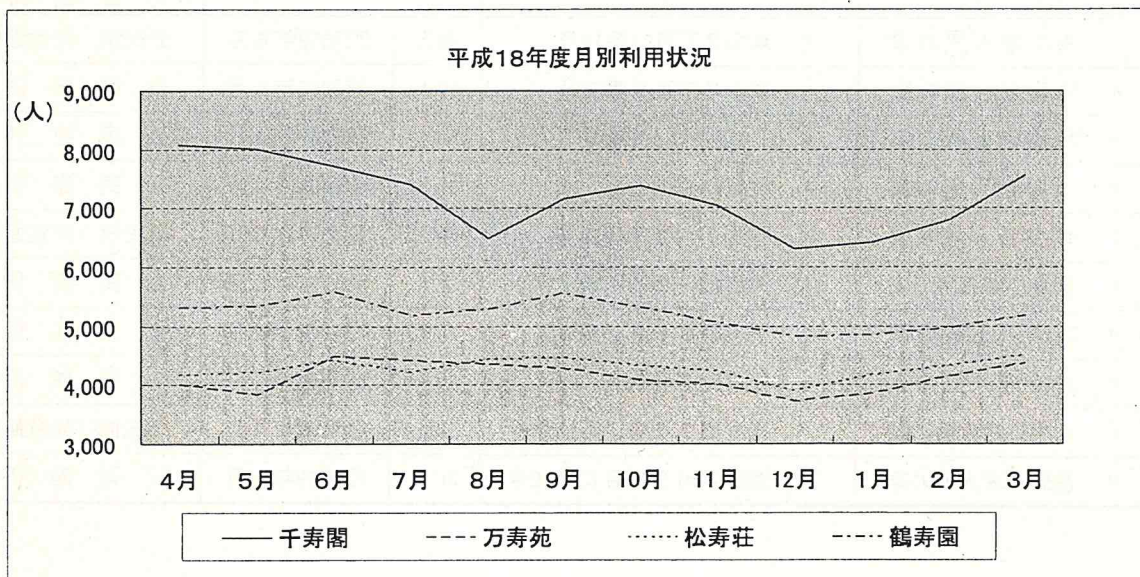
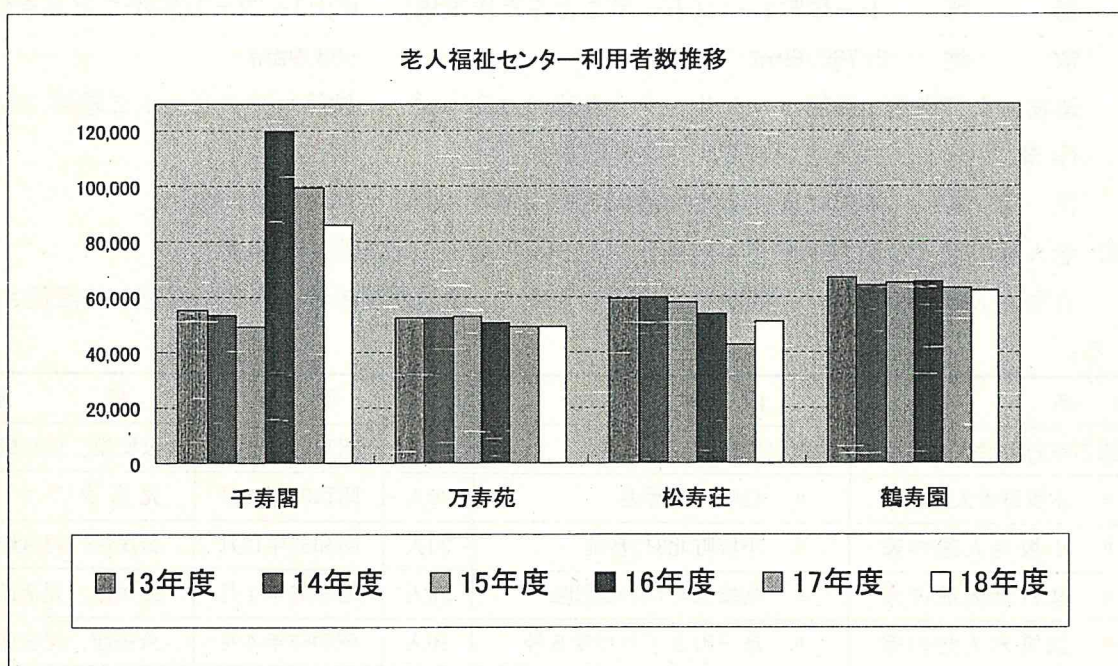
区 分	松 寿 荘	鶴 寿 園
設 置 主 体	金沢市	左に同じ
設 置 場 所	金沢市金石北3丁目3番33号	金沢市額谷町ヌの1番地
定 員	250 人	250 人
敷 地 面 積	2,500 m ²	14,550 m ²
建 物	1 階 720.18 m ² 2 階 620.43 3 階 285.11 計 1,625.72	1 階 967.87 m ² 2 階 690.68 計 1,658.55
工 期	着 工 昭和52年6月13日 竣 工 昭和53年3月15日 開 館 昭和53年4月5日	着 工 昭和58年7月6日 竣 工 昭和59年3月20日 開 館 昭和59年4月10日
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休 館 日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始	第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使 用 料	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)	左に同じ
利用方法等 乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	健 康 相 談 年間 2回 民 謡 講 座 年間 43回 謡 曲 講 座 年間 12回 生 花 講 座 年間 21回 日 舞 講 座 年間 46回 手 芸 講 座 年間 23回 編 物 講 座 年間 23回 書 道 講 座 年間 46回 童と遊ぶ集い 年間 12回 大 正 琴 講 座 年間 19回 茶 道 講 座 (表) 年間 32回 " (裏) 年間 12回 押 花 講 座 年間 23回 陶 芸 講 座 年間 96回 陶芸講座OB 年間190回 ちぎり絵講座 年間 24回 介 護 相 談 年間 24回 木 彫 講 座 年間 23回 歌 謡 講 座 年間 21回	健 康 相 談 年間 2回 日 舞 講 座 年間 40回 茶 道 講 座 年間 38回 琴 三 弦 講 座 年間 45回 編 物 講 座 年間 24回 民 謡 講 座 年間 24回 俳 句 講 座 年間 22回 木 目 込 講 座 年間 19回 詩 吟 講 座 年間 43回 謡 曲 講 座 年間 45回 生 花 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 22回 ダ ン ス 講 座 年間 42回 歌 謡 講 座 年間 24回 陶 芸 講 座 年間 96回 木 彫 講 座 年間 45回 書 道 講 座 年間 23回 詩 舞 同 好 会 年間 41回 謡 曲 例 会 年間 11回 大 正 琴 講 座 年間 2回 陶 芸 講 座 (自主) 年間185回 介 護 相 談 年間 22回

卯辰山公園健康交流センター 千 寿 閣			
一 階	事 務 室	1室	
	相 談 室	1室	
	談 話 室	1室	
	食 堂	1室	
	ふれあい工房	1室	
	軽 運 動 室	2室	
	健康温浴施設(浴室)	2室	
二 階	大 広 間	1室	
	実 習 室	1室	
	研修室(和室)	4室	
	研修室(フローリング)	3室	

万 寿 苑			
一 階	事 務 室	1室	
	展 示 室	1室	
	浴 室	2室	
	工 芸 工 房 室	1室	
	教 養 室	1室	
二 階	大 広 間	1室	
	食 堂	1室	
	機 能 回 復 室	1室	
	和 室	3室	
三 階	多 目 的 室	2室	

松 寿 荘			
一 階	事 務 室	1室	
	相 談 室	1室	
	機 能 回 復 室	1室	
	浴 室	3室	
	(男女特別浴室を含む)		
	予 備 室	1室	
二 階	デイスサービス室	1室	
	食 堂	1室	
	売 店	1室	
	娛 楽 室	1室	
	大 広 間	1室	
三 階	研 究 室	2室	
	和 図 書 室	1室	

鶴 寿 園			
一 階	事 務 室	1室	
	相 談 室	1室	
	浴 室	3室	
	(男女特別浴室を含む)		
	娛 楽 室	1室	
	休 憩 室	1室	
	食 堂・売 店	1室	
	図 書 室	1室	
	サ ン ル ーム	1室	
二 階	デイスサービス室	1室	
	大 広 間	1室	
	研 究 室	1室	
	和 室	3室	
	機 能 回 復 室	1室	



② B型老人福祉センター〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置されている。

名 称	設 置 場 所	定員	開 館	摘 要
金 沢 市 小 立 野 老 人 福 祉 セ ン タ ー	金沢市小立野4丁目7番51号	70人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
金 沢 市 粟 崎 老 人 福 祉 セ ン タ ー	〃 粟崎町1丁目3番地	70人	昭和55年4月	公民館、児童館併設

(2) 金沢市福祉作業センター（ことぶき作業場）〔金沢市福祉作業センター設置条例〕

働く意欲のある高齢者に施設を提供して、その能力に適した技能と仕事を与えることにより生きがいと健康の保持を図ることを目的としている。（社会福祉事業法による授産施設）

場 所	十一屋町4-34(十一屋ことぶき作業場)	東山3-22-3(馬場ことぶき作業場)
敷 地	3,765.69㎡	553.92㎡
建物および構造	鉄筋コンクリート2階建 1,153.4㎡	鉄筋コンクリート2階建 389.89㎡
作 業 内 容	ブラインド用サンプル帳製作	同 左
利 用 者	本市に居住する65歳以上の高齢者 30名	同 左 20名

(3) 老人憩の家〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置されている。

名 称	設 置 場 所	定員	開 館	摘 要
金沢市中村町老人憩の家	金沢市中村町10番35号	30人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
〃 木曳野老人憩の家	〃 桂町口72番地	30人	昭和55年10月	児 童 ク ラ ブ 併 設
〃 小坂老人憩の家	〃 小坂町北312番地	30人	昭和55年12月	公民館、児童館併設
〃 鞍月老人憩の家	〃 南新保町口133番地2	30人	昭和56年1月	公民館、児童館併設
〃 瓢箪老人憩の家	〃 彦三町2丁目10番5号	30人	昭和57年4月	公民館、児童館併設
〃 安原老人憩の家	〃 福増町22街区1	30人	昭和59年4月	出張所、公民館 児 童 館 併 設
〃 森山老人憩の家	〃 森山2丁目11番13号	30人	昭和59年4月	公民館、児童館併設
〃 馬場老人憩の家	〃 東山3丁目9番35号	30人	昭和60年4月	公 民 館 併 設
〃 戸板老人憩の家	〃 二口町ニ24番地5	30人	昭和60年4月	公 民 館 併 設
〃 二塚老人憩の家	〃 北塚町西98番地	30人	昭和60年4月	公 民 館 併 設
〃 弥生老人憩の家	〃 弥生1丁目29番13号	30人	昭和61年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野川老人憩の家	〃 大河端町西92番地1	30人	昭和61年4月	公 民 館 併 設
〃 崎浦老人憩の家	〃 小立野2丁目41番36号	30人	昭和62年4月	公 民 館 併 設
〃 松寺老人憩の家	〃 松寺町丑42番地	30人	昭和62年4月	公 民 館 併 設
〃 新神田老人憩の家	〃 新神田1丁目1番18号	30人	昭和62年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野町老人憩の家	〃 浅野本町2丁目13番12号	30人	昭和63年4月	児 童 館 併 設

(4) いきいきギャラリー

高齢者、障害のある方の社会参加促進と自立支援や生きがいづくり向上の場を提供する。

- ① 高齢者等の個性と真心のこもった手作り品（焼菓子、手工芸品、陶芸品等）の展示・販売
- ② 生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供
- ③ タウン・モビリティ事業（電動スクーター、電動車椅子の貸出）

設置場所

- ・本店（平成10.9.19開設） 横安江町商店街（安江町3番16号）
- ・アンテナショップ（平成17.8.1開設）

金沢福祉用具情報プラザ1階内（本町1丁目10番1号）

(5) 生きがい情報作業センター（平成11.3.19開設）（パソコン塾）

情報通信を活用した作業等を通して、高齢者及び障害者の生きがいの増進及び社会参加の推進を図る。

利用対象者 55歳以上の者及び障害のある方

利用時間 午前9時～午後4時

（国民の祝日、年末年始、日曜日・土曜日を除く毎日）

場 所 小立野小学校 1階（平成11年3月開所）

金石中学校 1階（平成14年1月開所）

泉中学校 1階（平成15年4月開所）

第6 財団法人金沢市福祉サービス公社

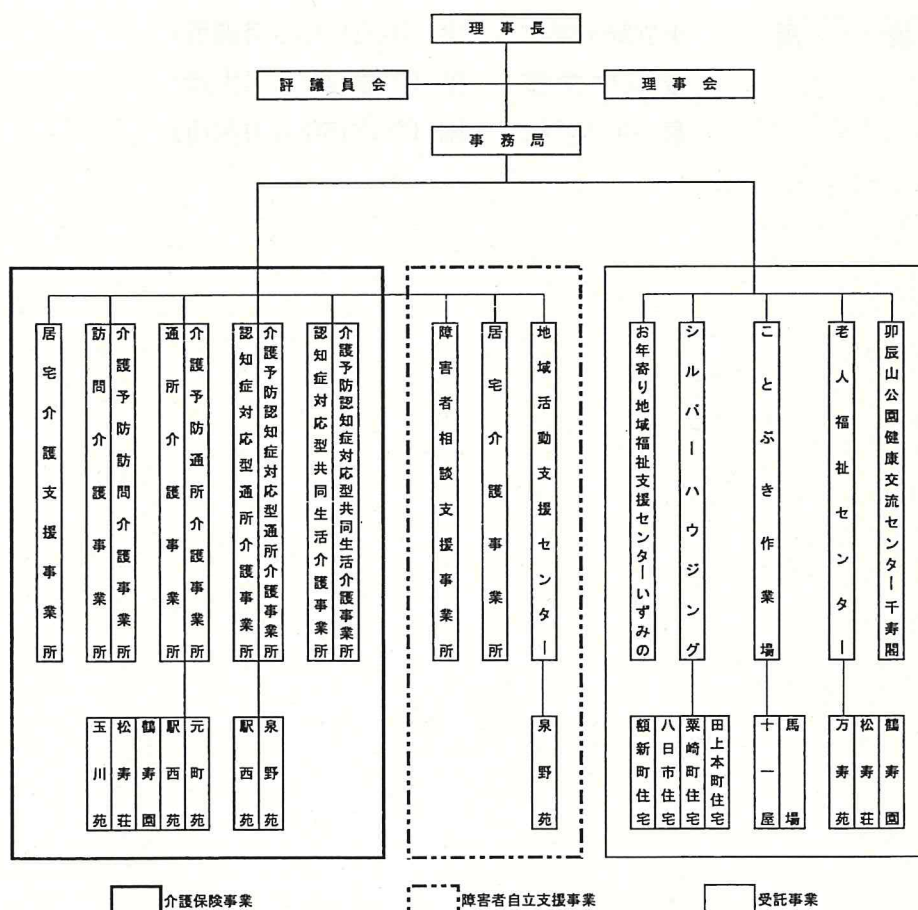
事務局およびデイサービスセンター玉川苑 所在地：金沢市芳斉2丁目3番28号

1 基本方針

高齢化社会の到来により介護や援護を要する高齢者や障がいのある方が増加している一方、これまでの施設中心の福祉から在宅中心の福祉への転換が迫られている社会情勢の中にあって、地域社会の連帯と協力を得て要援護者のニーズに合った福祉サービスを提供するため、地域福祉ネットワークにおける行動機関、実施機関として、財団法人金沢市福祉サービス公社が設立された。

公社は、要援護の高齢者、心身障害者等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図るとともに、介護保険制度や、障害者自立支援法における事業者として質の高いサービスと、公的責任に基づいたサービスの提供を行い、よって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーション社会に寄与することを目的としている。

2 組織



3 事業概要

(1) 介護保険事業

① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が介護認定調査およびケアプランの作成を行う。

- 介護支援専門員 11名

② 訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）

要支援および要介護状態の利用者が在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助を行う。

- 常勤 15名 登録 177名 計 192名

③ 通所介護事業（介護予防通所介護事業）

※認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業を含む。

・ 要支援および要介護状態の利用者を日中預かり、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

- 6施設7事業所 総定員 127名

④ 認知症対応型共同生活介護事業（介護予防認知症対応型共同生活介護事業）

要介護者等であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で日常生活上必要な援助を行う。

- 富樫ふれあいの家 定員 6名

(2) 障害者自立支援事業

① 居宅介護事業

身体・知的障害者（児）及び精神障害者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助を行う。

- 常勤 4名 登録 46名 計 50名

② 地域活動支援センター運営事業

身体に障がいのある方に、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスを行う。

- 泉野苑 定員 20名

(3) 受託事業

① 訪問介護サービス事業

ひとり親家庭、難病の方、出産後の核家族家庭などの介護・家事援助などのサービスを行う。

- 登録 2名

② 認定調査適正化推進事業

介護保険における要介護認定・要支援認定に係る訪問調査を行う。

- 常勤 13名

③ シルバーハウジングサービス

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣する。

- 額新町住宅 • 八日市住宅 • 栗崎町住宅 • 田上本町住宅

④ お年寄り地域福祉支援センター事業

地域福祉の拠点として介護予防支援計画の作成、高齢者への権利擁護業務、家族介護者教室の開催等を実施。

- いずみの

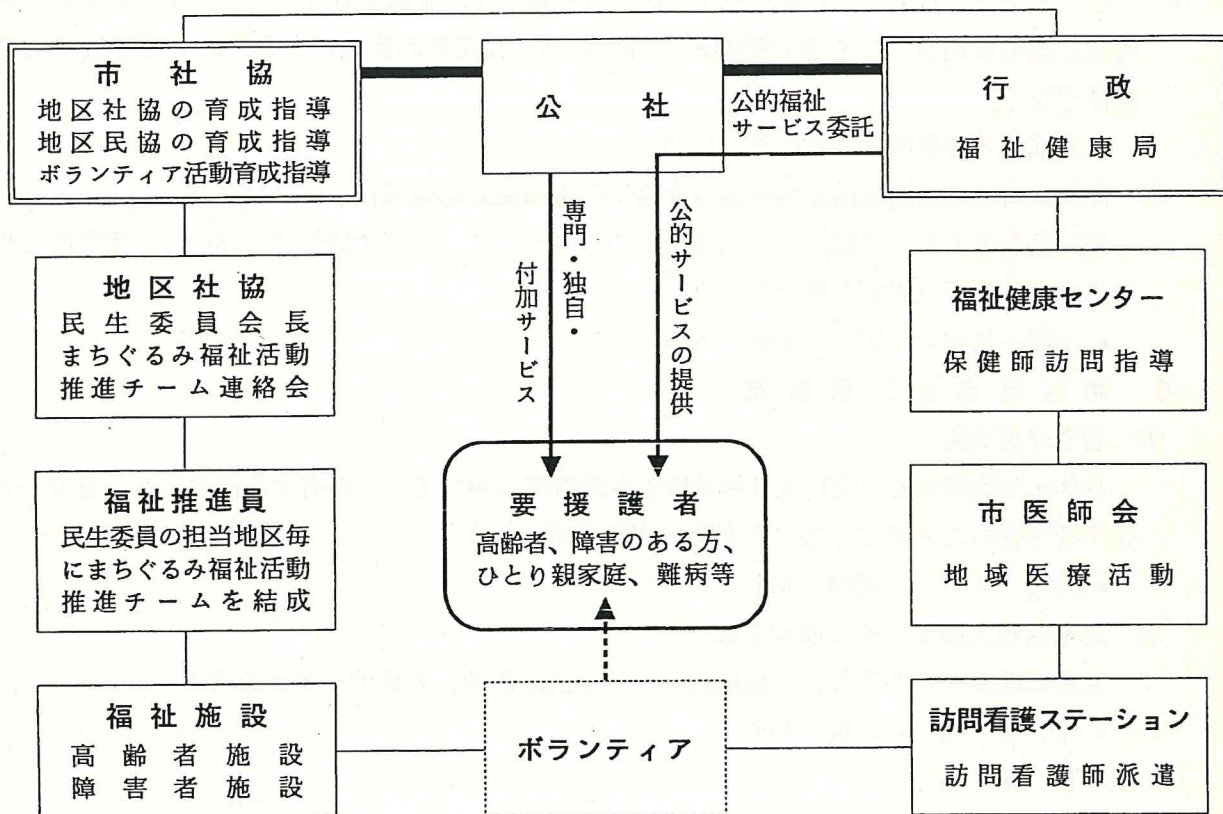
⑤ 市有施設の管理運営

- 老人福祉センター3ヶ所（指定管理者）
- ことぶき作業場2ヶ所（指定管理者）
- 卯辰山公園健康交流センター千寿閣（指定管理者）
- 八日市お年寄り談話室

(4) 自主事業

- ① 外出援助サービス：高齢者の社会参加を促進するため外出時にヘルパーを派遣
- ② 留守宅清掃サービス：一人暮らしの高齢者等が入院、入所した際、その留守宅の清掃等を実施
- ③ 福祉人材養成事業：ホームヘルパー養成課程2級、各種研修会を実施

4 地域福祉ネットワークにおける公社の関わり



5 平成19年度予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
基本財産運用収入	30	受託事業費	274,732
受託事業収入	277,972	介護保険事業費	401,008
介護保険事業収入	457,956	障害者自立支援事業費	68,185
障害者自立支援事業収入	72,487	自主事業費	2,343
自主事業収入	1,404	管理費	76,171
利用料収入	17,066	予備費	18,252
補助金等収入	7,082	次期繰越収支差額	112,808
特定資産取崩収入	6,694		
前期繰越収支差額	112,808		
合計	953,499	合計	953,499

第7 こども福祉課

1 「かなざわ子育て夢プラン2005」の推進

- (1) 計画期間 平成17年(2005年)度～平成21年(2009年)度
- (2) 基本理念 みんなで育む 子どもの笑顔
子育ての喜びが実感できるまち金沢
- (3) 基本方針
 - ① 心豊かな未来の親の育成と若者の自立を支援する
 - ② 楽しくいきいきと子育てができる環境をつくる
 - ③ 子どもと家族の心と身体の健康を支援する
 - ④ 男女ともに子育てと仕事が両立できる環境をつくる
 - ⑤ 子どもと子育てにやさしい生活環境をつくる

2 子育て支援総合コーディネーター事業

- (1) 主 旨
多様な子育て支援サービス情報を一元化する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、インターネット等を活用したサービス利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことにより、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る。
- (2) 設置場所 教育プラザ富樫、城北児童会館 各1名
- (3) 子育て支援コーディネーター 2名
- (4) 事業開始 平成16年4月1日

3 ファミリーサポートセンター事業

- (1) 主 旨
子育ての支援を有償ボランティアとして行いたい人（提供会員）と、その支援を有料で受けた人（依頼会員）をそれぞれ会員登録してもらい、会員間で相互支援活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て支援活動の促進を図る。
- (2) 支援内容
 - 保育所、幼稚園、児童クラブの送迎とその前後の預かり
 - 保育所、幼稚園、学校の休日などの預かり
 - 保護者の病気、買い物等における一時預かり など
- (3) 会員の資格
 - 提供会員 センターが実施する講習会を受講した人
 - 依頼会員 0～12歳の子を持つ人 ※両方に登録可
- (4) 事務局 教育プラザ富樫
- (5) 事業開始 平成16年10月1日

4 子育てサービス券支給事業

(1) 主 旨

子育てに大変な期間において、具体的な子育てサービスを受けることによって、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを目指すとともに、核家族や母子世帯等における子育ての不安を解消し、虐待の未然防止につなげていく。

(2) 制 度 内 容

- | | |
|-----------|---|
| ① 対 象 | 2歳未満の子を持つ親 |
| ② 支 給 額 | 子育て支援が受けられるサービス券（30千円相当分） |
| ③ 利 用 | 産後ママヘルパー派遣
ファミリーサポートセンター
保育所の一時保育 |
| ④ 利 用 期 間 | 出生の日から2年間 |
| ⑤ 利用者負担 | 産後ママヘルパー 1回あたり400円（ただし負担額が600円に満たない場合は対象外）
ファミリーサポートセンター 1時間あたり100円
一時保育 2時間あたり100円 |

5 ハッピーマタニティー券支給事業

(1) 主 旨

出産にかかる経済的負担の軽減と妊婦の健康維持を図るため、妊娠中、定期的（おおむね月1回）に産科へ通院して受ける健診費用の一部を助成する。

(2) 制 度 内 容

- ・ ハッピーマタニティー券1枚につき1,000円を助成
- ・ 1回の健診に1枚使用可（妊婦1人につき2枚（2回分）を交付）
- ・ 県内の産婦人科で利用可

6 “ようこそ赤ちゃん” 子育て必需品支給事業（平成17～21年度実施事業）

(1) 主 旨

育児開始時における経済的負担の軽減と家庭において育児しやすい環境を整えるため、子どもを出生した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに1万円相当の育児用品を保護者へ贈る。

(2) 支 給 方 法

- ① 育児経験者や専門家のメッセージと、育児用品のリストを掲載したカタログを出生の届出の際に保護者に配布する。
- ② 保護者は、カタログの中から希望する用品を選び、添付された申込書で申し込む。
- ③ 申込みのあった用品を、保護者の自宅へ配送する。

7 金沢ママさんカレッジ事業

(1) 主 旨

子育ての基礎講座とステップ・アップ講座の2段階の講座を開催して、親としての成長（親育ち）を支援する。

(2) 事業内容

金沢ママさんカレッジの開講

- 子育て基礎講座
- 子育てステップアップ講座

8 親育ち金沢スタイル実践事業

(1) 主 旨

親支援プログラムの実施により、親の自信を高めると共に、親同士のつながりを作る。

(2) 事業内容

金沢独自の子育てカリキュラム（親育ち学習指針）に基づき、育児不安を抱える保護者を対象とした「親育ち学習会」を開催

9 金沢子育て夢ステーション

(1) 主 旨

身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、保育所・幼稚園・児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親、次代の親となる子どもたちの交流や学びによる地域の育児力の向上をめざす。

(2) 事業内容

① 基本メニュー

- 子育て相談（妊婦、育児、離乳食等）
- 子育て総合情報提供
- 妊婦教室または未就園児親子のふれあい教室
- 食育事業

② その他のメニュー

- 小中高校生と乳幼児ふれあい体験教室
- 未就園児と父親との育児と遊びの教室 など

10 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）

(1) 主 旨

親子一緒に遊びながらふれあいを高める場の提供、休日に家庭での保育が困難な児童の保育、休日相談事業を実施し、子育て家庭を支援する。

(2) 開設時期

平成9年4月1日

(3) 場 所

金沢駅こどもらんど 金沢市昭和町630番地2（北陸新幹線金沢駅あじわい館内）

(4) 事業内容

① 平 日（火～土曜日）

- 親子の遊び場の提供

- 親子の遊びの指導
- ② 日曜日・休日（月曜日を除く）
- 休日一時保育（5人程度）
- (5) その他 平成14年度から市民グループに運営委託
- 子育て相談

11 子育てサロン事業

(1) 趣 旨

地域の特性を生かしながらさまざまな施設を利用して、乳幼児とその親の交流の場をつくる。子育てをしている親は、子育てサロンに参加することにより、地域の人々に守られている安心感を得るとともに、地域の子育て仲間をつくることができる。

(2) 内 容

- 学校版、地域版
- 学校の余裕教室や公民館等で開催
 - 主任児童委員等の地域のスタッフが支援
 - 金沢市社会福祉協議会に事業委託
- NPO版
- 民家等で開催
 - 公募により選ばれた各市民グループに事業委託

(3) 実施地区等（平成17年度実績）

○学校版 8ヶ所

長田町	菊川	大野町	小坂・千坂（合同）
伏見台	不動寺	扇 台	味噌蔵

○ 地域版 22ヶ所

内川	此花	瓢箪	崎浦
大徳	金石	鞍月	川北
弥生	三馬	米泉	押野
新神田	西南部	新竪	湯涌
栗崎	諸江	芳斉	西
夕日寺	額		

○NPO版 3ヶ所

ハートホット・ひだまり
さわやかいいね金沢
育児サークルネットワークかなざわ

12 子育て支援事業

(1) イベント併設ミニ保育室の開設

各種イベント、講演会に親子連れで参加する市民を対象にミニ保育室を開設

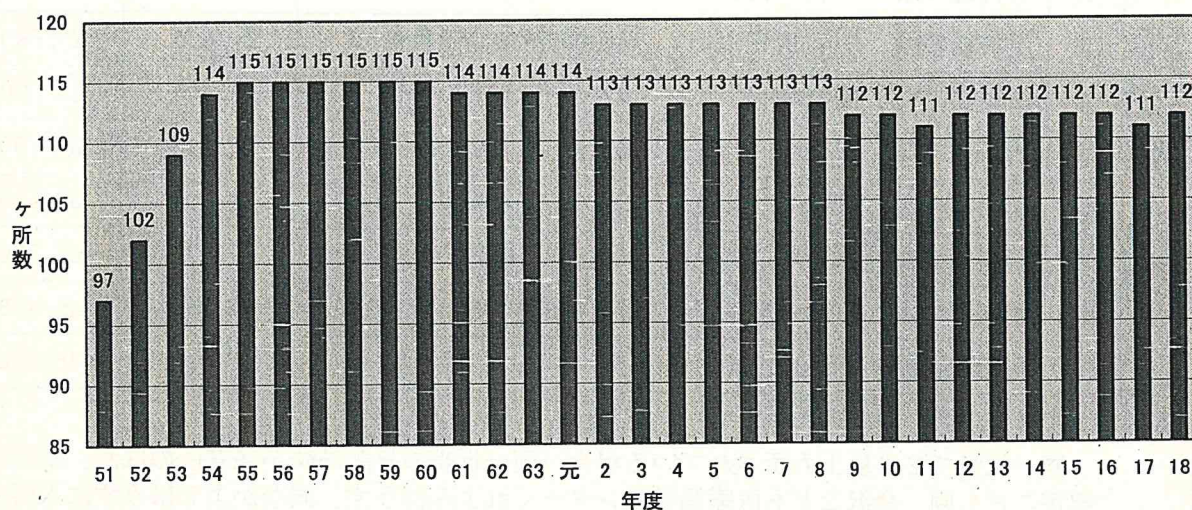
(2) 子育て自主サークルへの支援

親子10組以上で組織し、月1回以上活動する自主サークルを支援

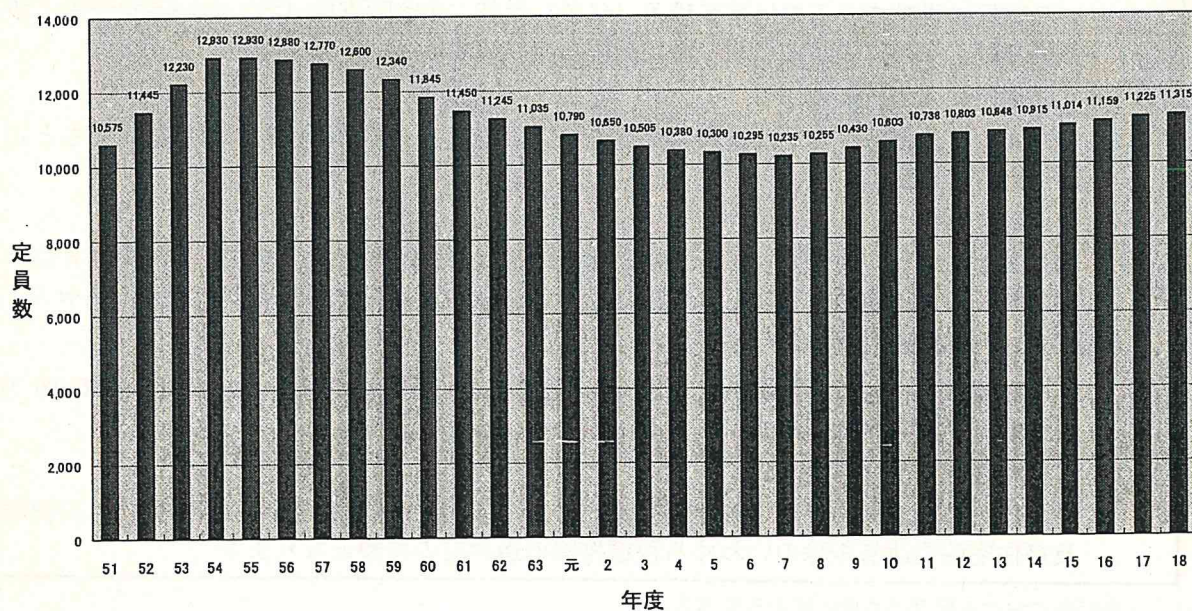
13 保 育 所〔児童福祉法第24条〕

多様化する市民の保育ニーズに対応して特別保育（乳児・統合・延長・休日・夜間・24時間・年末等）の充実や地域子育て支援センター事業の実施など児童福祉の一層の増進に努めている。

保育所数年次推移(各年4.1現在)



保育所定員数年次推移(各年4.1現在)



平成19年度の保育料（月額）

階層区分		各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	保 育 料（月額）	
			3歳以上児 （1人につき）	3歳未満児 （1人につき）
A 階 層		生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
B 階 層		市民税非課税世帯	2,400	3,500
C 階 層	1	市民税均等割の額のための世帯	6,500	9,500
	2	市民税所得割課税世帯	9,400	12,400
D 階 層	1	所得税の額 9,000円未満の世帯	13,100	16,200
	2	所得税の額 9,000円以上 15,300円未満の世帯	16,600	19,100
	3	所得税の額 15,300円以上 45,000円未満の世帯	21,500	23,600
	4	所得税の額 45,000円以上 72,000円未満の世帯	23,400	29,500
	5	所得税の額 72,000円以上 85,500円未満の世帯	25,300	35,100
	6	所得税の額 85,500円以上 126,000円未満の世帯	26,100	39,500
	7	所得税の額 126,000円以上 180,000円未満の世帯	27,800	42,700
	8	所得税の額 180,000円以上 459,000円未満の世帯		45,400
	9	所得税の額 459,000円以上の世帯		46,300

注（1） 第2子以降の保育料について

同一世帯で2人以上入所されている場合（同一世帯の兄弟姉妹が保育所のほか、幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センターくれよんはうす、同なかよしはうすに入所・通所している場合も保育料算定人数に含みます）、第2子については、上記表の額の2分の1相当額（第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額）、第3子以降については無料となります。

（2） B階層保育料について

B階層の世帯で、その世帯が母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、申請により上記表の額が免除となります。

（3） 月途中の入退所について

月途中に入所し、または退所した場合の保育料は、上記表の保育料（月額）をもとに、日割り計算します。

（4） 年齢について

4月に入所された方は、4月1日現在の年齢（5月以降に入所された方は入所月の1日現在の年齢）で保育料を算定し、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。

（5） 世帯の課税状況について

市民税については、平成18年度分（年間税額）が、所得税の額については、平成18年分（年間税額）が対象となります。

（6） 税額控除について

課税状況の欄の市民税・所得税の額については、配当控除、住宅取得控除、外国税額控除及び住宅耐震改修控除のいわゆる税額控除の適用前の税額となります。

〔金沢市における保育の実施に関する条例第4条〕

保育所階層別保育児童数

(平成18年4月1日現在)

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳以上児 (人)	市立	8	60	23	51	34	18	83	77	39	126	107	171	43	840
	私立	12	464	136	367	236	132	615	569	324	823	801	1,763	480	6,722
	県立	0	7	1	2	4	1	5	7	0	6	12	13	5	63
	管外	0	6	0	0	1	1	2	2	1	3	5	9	1	31
	計	20	537	160	420	275	152	705	655	364	958	925	1,956	529	7,656

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳未満児 (人)	市立	1	18	9	31	8	7	43	43	18	47	48	78	16	367
	私立	7	186	69	198	111	65	314	320	170	434	478	932	170	3,454
	県立	0	2	1	0	0	1	0	3	1	2	5	6	5	24
	管外	0	1	0	2	0	0	1	1	2	5	3	17	1	33
	計	8	207	79	231	119	73	358	367	191	488	534	1,033	192	3,880

保育所の職員数

(平成18年4月1日現在)

区分	保育所数	定員	所長	保育士	調理員	保健師等	計
市立	13カ所	1,201人	13人	138人	14人	9人	174人
私立	98	10,024	98	1,663	289	73	2,249
県立	1	90	1	11	3	1	16
計	112	11,315	112	1,812	306	83	2,439

保育所運営費の年次推移

年度 経営主体		施設数			保育児童数						運営費		
		16	17	18	16		17		18		16	17	18
					3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児			
保育所	市立	14カ所	13カ所	13カ所	11,519人	5,037人	10,728人	4,672人	10,037人	5,363人	925,587千円	873,622千円	910,580千円
	私立	97	97	98	80,100	43,570	82,059	44,921	83,313	46,048	8,213,863	8,386,441	8,503,326
	県立	1	1	1	792	284	792	299	720	348	62,431	63,207	65,017
	管外	—	—	—	467	490	444	381	444	381	68,621	59,612	59,131
	計	112	112	111	92,878	49,381	94,023	50,273	94,514	52,140	9,270,502	9,382,332	9,538,054

(注) 16年度は決算、17年度は補正予算、18年度は当初予算の額である。

平成19年度 私立保育所運営費等補助予算一覧表

(単位：千円)

名 称		予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
運 営 費 補 助	給与等改善費補助	55,700	55,700	12,900	運営費、民間施設給与等改善費に含まれる保育士、調理員の人件費と市が補助対象とした人件費（実支払額と市格付相当額を比較して少ない方）の不足分を補助
	保育士定数改善費補助	432,800	432,800	7,800	保育士の国配置基準と市配置基準の差を補助
	いつでも入所対応保育士配置支援事業	58,200	58,200	25,200	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を確保している保育所に対し補助
	調理員定数改善費補助	46,900	46,900	4,300	臨時調理員、パート調理員を配置することにより、調理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
	産休等代替職員費補助	19,500	19,500	△ 1,600	職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費を補助する。
	運営費特別対策費補助	10,900	10,900	△ 100	定員45人以下の施設に対し、30人定員が適当と認められる施設に対し、市独自に小規模施設認定をし保育単価差を補助（小規模保育所） 夜間保育所で、夜間保育に従事する職員に対し、夜間勤務手当を支給した経費を補助（夜間保育所）
	統合保育費補助	140,300	140,300	24,300	障害児保育を円滑に実施するための人件費を補助
	計	764,300	764,300	72,800	
職員感染症対策費補助		11,700	11,700	300	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する経費を補助（一般腸内細菌および腸管出血性大腸菌検査）
改修費等補助		14,100	14,100	△152,900	保育所の施設および設備の整備等に要する経費を補助（業務省力化を図るための厨房機器、事務用機器の購入に要する経費を補助）
大型遊具設置費補助		500	500	500	大型遊具の設置に要する経費を補助（補助限度額すこやか保育遊具整備事業費120万円、体力づくり遊具整備事業60万円）
延長保育費補助		541,100	541,100	△ 8,200	11時間を超えて児童を保育する施設に対してその費用の一部を補助
一時保育費補助		40,800	40,800	△ 1,500	保護者（母・祖母等）の病気等により、一時的に保育に欠ける児童を短期間保育するための費用を補助
休日保育費補助		19,900	19,900	700	日曜、祝日に保育に欠ける児童の保育をする施設に対して補助
地域活動費補助		9,100	9,100	△ 1,400	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
保育所子育て夢ステーション事業費補助		15,100	15,100	1,700	相談や情報提供等の基本事業のほか乳幼児を持つ保護者やこれから親となる小中高生等に対し、積極的に育児教室や乳幼児とのふれあい体験事業等を実施する保育所に補助
病児一時保育費補助		21,100	21,100	500	保育所通所中の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対して補助
年末保育サービス費補助		1,900	1,900	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う保育所に対し補助

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
保育所地域子育て 支援事業費補助	42,000	42,000	△ 5,100	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する保育所に対し、人件費および事業費を補助
保育団体等補助	650	650	0	保育所長等研修事業に要する経費および保育所職員スポーツ大会開催費を補助
こどもすくすくランド 開催費補助	1,600	1,500	100	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	1,483,750	1,483,750	△ 93,150	

14 夜間保育所〔児童福祉法〕

(1) 主 旨

夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型夜間保育所を開設。

(2) 実施保育所

実施保育所	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園 (野町3-24-32)	昭和63年 7 月 1 日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前、午後10時から 午前 2 時まで)	45 名
双葉第二保育園 (香林坊2-5-24)	平成12年 4 月 1 日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前)	30 名

15 休日保育所

(1) 主 旨

日曜・休日を勤務日とする就労形態の事業所に、保護者が働くことによって保育に欠ける児童の健全育成を図るため、市内 7 カ所の私立保育所を「休日保育所」に指定のうえ、休日保育を実施する。

(2) 開 設 時 期

平成元年 4 月 1 日

(3) 実施保育所

石川県済生会保育園	金沢市本町 1 丁目 2 番 16 号
愛 育 保 育 園	金沢市小將町 8 番 23 号
第一善隣館保育所	金沢市野町 3 丁目 1 番 15 号
瓢 箪 町 保 育 園	金沢市瓢箪町 8 番 22 号
双 葉 保 育 園	金沢市香林坊 2 丁目 5 番 24 号
双 葉 第 二 保 育 園	〃
みなと第 2 保育園	金沢市桂町 38 街区 1

(4) 対象児童 (保護者)

上記 7 カ所の保育所において保育される児童のうち、休日保育を希望される方

(5) 対象児童の休みとなる日

「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする。

(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する。)

16 延長保育事業

(1) 主 旨

児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

(2) 事業開始時期 昭和58年4月1日

(3) 平成19年度実施保育所（見込） 111カ所

(4) 延長保育時間

- ・ 昼間保育所 概ね午後6時を超え最長午後10時まで
- ・ 夜間保育所 午前9時から午前11時まで、および午後10時を超え午前2時まで

(5) 保護者負担 通常保育料のほかに別途負担が必要

17 統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕

(1) 主 旨

心身の発達に遅れ等を有し、かつ、保育に欠ける概ね3歳以上の児童を一般の児童とともに集団で保育を行うことにより、心身の発達の助長、社会への適応性を高める。

(2) 事業開始時期 昭和49年4月1日

(3) 平成18年度受け入れ可能保育所 108カ所

(4) 対 象 児 童 心身の発達の遅れ等の程度が中度または軽度の保育に欠ける児童で、金沢市統合保育指導委員会で一般の児童とともに集団で保育を行うことが可能と判断された児童

18 24時間型保育事業〔金沢市24時間型保育事業実施要綱〕

(1) 主 旨

深夜にわたって勤務されている方の「子育て」と「仕事」の両立を支援するため、昼間の保育に引き続き翌朝まで保育を行う。

(2) 事業開始時期 平成7年7月1日

(3) 実施保育所 金沢市立中村町保育所 金沢市中村町15番7号

(4) 実 施 日 毎週、月曜日～金曜日（当日または翌日が祝祭日のときは実施しない）

(5) 1日当りの受け入れ児童数 概ね5名

(6) 対 象 児 童 市内保育所の入所児童で、昼間の保育に併せ保護者が夜間勤務をしている児童

(7) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1回につき2,000円
（午後10時までは300円、午前1時までは500円）

19 年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕

(1) 主 旨

年末12月29日、30日に保育所を開所し、保護者が勤務の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。

(2) 事業開始時期 平成7年12月

(3) 対 象 児 童 保育所通所中の児童で年末保育を必要とする児童

- (4) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,700円、3歳以上児1,100円
同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額
(第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額)

20 病児一時保育事業

(1) 主 旨

保育所通所中等の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護・一時保育を行う。

(2) 事業開始時期 平成6年4月

- (3) 実施施設
- | | |
|-----------|---------------|
| 聖 霊 乳 児 院 | 金沢市長町1丁目5番30号 |
| 健生クリニック | 金沢市平和町3丁目5番2号 |
| 城 北 病 院 | 金沢市京町20番3号 |
| 横 井 小 児 科 | 金沢市菊川1丁目10番3号 |

21 一時保育事業〔金沢市一時保育事業実施要綱〕

(1) 主 旨

児童の保護者等の疾病、就労その他の理由により、保護者等が児童を一時的に保育できない場合に、当該児童を保育所に一時的に入所させて保育することにより、児童の健全育成と子育て支援を図る。

(2) 事業開始時期 昭和55年4月1日

(3) 対 象 児 童

次のいずれかの事由に該当し、一時保育を必要とする児童

- ① 保護者等が疾病、出産または保護者等が看護に従事する場合
- ② 保護者等が産休・育休あけで、月途中からの保育所入所が困難な場合
- ③ 保護者等の就労、疾病等により、断続的に保育が困難となるため
- ④ 保護者等が冠婚葬祭等に出席するため
- ⑤ 保護者等の育児リフレッシュのため

(4) 保護者負担 1時間につき 350円

(市立保育所) 給食1回につき300円

間食1回につき100円

22 休日一時保育事業

(1) 主 旨 休日一時的に家庭での保育が困難な児童の保育を行う。

(2) 事業開始 平成14年4月

(3) 実施場所 中村町保育所子育てセンター 金沢市中村町15番7号

(4) 事業内容 日曜日、休日(月曜日を除く)の保育

(5) 対象児童 5人程度

(6) 保護者負担 1時間につき350円

23 保育所地域子育て支援センター事業

(1) 主 旨

保育所において、子育て家庭支援のための専属職員を配置し、子育て家庭等に対する育児相談・指導等を行い、地域全体での子育てを支援する。

(2) 事業開始時期 平成9年4月1日

(3) 実施保育所	石川県済生会保育園	金沢市本町1丁目2番16号
	真行寺むつみ苑保育所	金沢市石引2丁目4番23号
	龍雲寺保育園	金沢市寺町5丁目12番40号
	泉の台幼稚舎	金沢市泉野町4丁目4番3号
	安原保育園	金沢市下安原町東1521番地1
	光保育園	金沢市神宮寺1丁目11番15号
	中村町保育所	金沢市中村町15番7号（平成12年4月1日開設）

(4) 事業内容

- ① 子育て家庭等に対する育児相談
- ② 子育てサークル等への支援
- ③ 地域の保育ニーズへの対応（特別保育の積極的実施）

24 児 童 館〔児童福祉法第40条〕

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在31館ある。

市立児童館概要

No.	種 類	施 設 名	電話番号	所 在 地	館 長 名	開館年月日	建物面積	構造（併設施設）
1	ミニ 児童館	二塚児童館	269-0272	北塚町西98	池田 茂夫	5.11. 1	165.42	鉄筋・2（公 民 館）
2	小 型 児童館	芳斉児童館	222-7477	芳斉2丁目3-29	虎井 勝	41. 4. 1	240.00	鉄筋・2（ " ）
3	"	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	中西満須子	45. 4. 1	206.54	鉄筋・3（保 育 園）
4	"	大野町児童館	268-1277	大野町1丁目8-5	松金 明栄	46. 2. 1	240.72	鉄筋・2（公 民 館）
5	"	平和町児童館	241-4851	平和町2丁目8-7	大野木潤子	48. 4. 1	191.25	鉄筋・2（児童図書館）
6	"	材木児童館	223-7765	材木町13-11	西田 武	51. 4. 1	198.15	鉄筋・2（公 民 館）
7	"	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	島田 重之	7. 4. 1	191.98	鉄筋・3（ " ）
8	児 童 センター	長町児童館	232-9221	長町2丁目2-16	中野 成昭	40. 1. 4	298.22	鉄筋・2（ " ）
9	"	花園児童館	258-0028	今町チ41	山本太兵衛勝	43. 7. 1	299.18	鉄筋・2（ " ）
10	"	大徳児童館	268-2533	畝田中2丁目234	小浦 弘義	49. 4. 1	304.78	木・瓦・2（集 会 所）
11	"	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	棒田 剛	50. 4. 1	309.90	鉄筋・3（公 民 館） （老人憩の家）
12	"	米丸児童館	291-5535	間明町2丁目346	酒井 光夫	51. 4. 1	529.20	鉄筋・2（ " ）
13	"	富樫児童館	242-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53. 4. 1	371.10	鉄筋・2（公 民 館）
14	"	小立野児童館	233-1780	小立野4丁目7-51	新保 弘	54. 4. 1	297.863	鉄筋・3（公 民 館） （老人センター）
15	"	中村児童館	247-4456	中村町10-35	小松 勉	54. 4. 1	299.38	鉄筋・2（公 民 館） （老人憩の家）
16	"	栗崎児童館	237-3837	栗崎町1丁目3	高村 昭次	55. 4. 1	408.2612	鉄筋・2（公 民 館） （老人センター）
17	"	鞍月児童館	237-8957	南新保町口133-2	藤巻 公三	56. 4. 1	299.62	鉄筋・2（公 民 館） （老人憩の家）
18	"	瓢箪児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	大村 昭男	57. 4. 1	299.20	鉄筋・3（ " ）
19	"	金石児童館	266-1125	金石西4丁目5-20	中嶋 吉守	58. 4. 1	299.462	鉄筋・3（支 所） （公 民 館）
20	"	安原児童館	249-8930	福増町22街区1	清水 弘	59. 4. 1	307.66	鉄筋・2（出張所・公 民 館） （老人憩の家）
21	"	森山児童館	251-4332	森山2丁目11-13	街道 利之	59. 4. 1	299.79	鉄筋・3（公 民 館） （老人憩の家）
22	"	弥生児童館	243-7588	弥生1丁目29-13	山本 茂	61. 4. 1	299.275	鉄筋・3（ " ）
23	"	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	上農 彦治	62. 4. 1	299.238	鉄筋・3（ " ）
24	"	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	出戸 眞徳	63. 4. 1	299.931	鉄筋・2（老人憩の家）
25	"	三和児童館	249-2908	上荒屋4丁目82	荒納 壽一	2. 4. 1	299.56	鉄筋・3（公 民 館） （集 会 所）
26	"	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	宇野 勝次	6. 4. 1	329.768	鉄筋・2（出張所） （公 民 館）
27	"	千坂児童館	258-3969	千木1丁目235	小幡多喜吉	6. 4. 1	382.94	鉄筋・2
28	"	扇台児童館	296-1180	馬替1丁目29-1	川上 利昭	9. 4. 1	299.99	鉄筋・2（公 民 館）
29	"	杜の里児童館	222-7759	若松町3-281	大海 捷一	13. 4. 1	363.27	鉄筋・2
30	"	西南部児童館	240-3878	八日市出町4街区6	小林 昭進	16. 4. 1	370.17	鉄筋・2
31	大型児童 センター	城北児童会館	251-0444	小坂町西8-11	出口 雅春	56. 5. 4	2,509.81	鉄筋・2

児童館設置数の年次推移

種類 年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
ミニ児童館 (138.84㎡以上)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小型児童館 (185.12㎡以上)	7	7	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
児童センター (297㎡以上)	16	16	17	17	19	19	19	20	20	20	20	21	21	21	22	22	22
大型児童センター (500㎡以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	23	24	24	24	25	27	28	28	29	29	29	29	30	30	31	31	31

児童館利用児童数（1ヶ月平均延人数）

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地 区 児 童 館	26,614	26,647	28,978	33,657	36,528	36,346	36,332	39,955	39,147	40,979	41,997	44,030	47,544	49,749	49,237	49,237
城 北 児童会館	5,975	7,096	6,797	6,699	6,619	6,784	6,723	7,085	7,296	6,526	5,198	7,160	8,175	9,585	9,327	9,327
合 計	32,589	33,743	35,775	40,356	43,147	43,130	43,055	47,040	46,443	47,505	47,195	51,190	55,719	59,334	58,564	58,564

親子ふれあい相談事業

(1) かんがる一教室

2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子の交流を深め、また、育児の知恵を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

- 実施場所 城北児童会館、地区児童館（30館）、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫
計33ヶ所
- 実施回数 年間30回
- 定 員 各15～20組程度

(2) かるがも親子教室

1歳9ヶ月から2歳未満児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

- 実施場所 城北児童会館、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター 計6ヶ所
- 実施回数 春季コース、秋季コース、冬季コース（各コース5回）
- 定 員 各20組程度

城北児童会館の事業

(1) クラブ活動

主に小学生を対象に放課後、学校で体得できないような健全な遊びを子どもたちに与え、心身両面の健康増進および情操を豊かにする。

クラブ名	対 象	定員	クラブ名	対 象	定員	クラブ名	対 象	定員
絵 画	小1～小3年	20名	紙 ざ い く	小1～小3年	20名	パ ソ コ ン	小3～小6年	10名

やきもの	小4～小6年	20名	科 学 A	小1～小2年	20名			
ランボリン	小1～小6年	25名	科 学 B	小3～小4年	20名			

(2) 年間行事

季節行事……城北わんぱくランド、七夕ファンタジー、おばけ大会、夏のお楽しみランド、親子木工教室、あそびのチャンピオン大会、芋掘りとやきいも会、もちつき大会、クリスマスファンタジー、正月遊び、節分まめまき会、等

体育行事……レッツチャレンジ！

(3) 月催行事……映画ランド、金沢おもちゃ病院、工作ランド等

(4) 日常行事

おはなしランド・子育てサロン、おもちゃをつくる子よっといで、リズムあそび、ドレミらんど

(5) 子育て市民活動交流室

多様な人材を活かしてネットワークを広げ、現代の子育て家庭が抱える問題に柔軟に取り組む子育ての市民活動を支援するため、拠点となる交流コーナーを設置

25 放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の2第6項〕

(1) 目 的

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2) 事業の推移

本市が留守家庭児童等の健全育成に取り組んだのは、昭和24年当時の十一屋小学校の空教室2部屋を借りて学校終了後も保護者が就労中の児童のために開放し、地域各種団体および婦人会の協力と市の補助で留守家庭児童等を指導・育成したのがはじまりで、その後若草町に単独施設を確保し、子どもの家と名づけて留守家庭児童を収容・育成し留守家庭児童対策の先鞭をきった。

その後、昭和47年から民間実施の留守家庭児童対策に市が積極的に補助金を交付（所管課社会教育課）し、昭和50年途中から児童福祉法の改正とともに福祉部の所管として実施団体に対し、補助金を補正計上し、昭和51年度から厚生省の都市児童健全育成事業実施要綱の制定と同時に、民間委託事業として児童育成クラブの設置・育成を行ってきた。

昭和58年4月、金沢市児童育成クラブ補助金交付要綱を制定し、児童育成クラブを設置した地区社会福祉協議会に補助金を交付し、その育成に努める。

昭和63年4月、金沢市留守家庭児童等健全育成事業実施要綱を制定し、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に委託する。

平成3年4月、厚生省の放課後児童対策事業実施要綱により児童クラブと名称変更する。

平成9年6月、児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、放課後児童健全育成事業として、明記され、事業の一層の普及が図られることとなった。

（平成18年4月1日現在）

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
クラブ数	35	38	41	44	46	46	49	52	53	56	56	61	64	67	67	70

児 童 ク ラ ブ (70クラブ)

(平成18年4月1日現在)

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
1	杉 の 木 ホ ー ム	材木町13-36	材 木 善 隣 館	222-9030	60人	39年度
2	仲 よ し ホ ー ム	野町3丁目1-15	第 一 善 隣 館	241-0994	28	41
3	わ ら べ の 園	平和町2丁目8-7	平 和 町 児 童 館	241-4851	66	47
4	たんぽぽくらぶ	涌波2丁目6-14	民 家	264-3743	82	48
5	すくすくクラブ	山科1丁目6-8	富 樫 児 童 館	242-4252	60	50
6	三馬っ子クラブ	久安6丁目83	旧 三 馬 公 民 館	247-6425	109	53
7	すみれクラブ	小立野4丁目10-47	民 家	222-8550	29	53
8	きりんクラブ	みどり1丁目160	民 家	249-4782	63	53
9	あすなろクラブ	光が丘3丁目35	民 家	298-2185	40	54
10	菊川児童クラブ	菊川1丁目2-15	菊 川 町 小 学 校	264-2723	43	54
11	がんばりっこクラブ	田上町耕177	民 家	222-0922	51	54
12	いずみのクラブ	泉野町1丁目3-25	民 家	241-7734	47	54
13	大徳児童クラブ	松村6丁目200	大 徳 小 学 校	268-7306	69	55
14	どんぐりクラブ	東長江町ニ17	夕 日 寺 小 学 校	251-5417	61	55
15	風の子くらぶ	西大桑町13-35	専 用 建 物	244-7988	33	55
16	木曳野学童クラブ	桂町口72	木 曳 野 会 館	268-8051	79	55
17	ひかり学童園	小立野4丁目5-1	民 家	231-4593	27	55
18	たいようクラブ	長坂1丁目7-25	民 家	242-5051	39	56
19	こじか児童クラブ	福増町22街区1	安 原 児 童 館	249-8930	98	56
20	森山児童クラブ	森山2丁目11-13	森 山 児 童 館	251-4332	57	56
21	やまびこクラブ	末町21-25-2	専 用 建 物	229-0817	52	57
22	米泉っ子クラブ	米泉町4丁目133-2	米 泉 小 学 校	242-3703	27	58
23	押野児童クラブ	八日市2丁目464	押 野 児 童 館	247-3220	47	61
24	長土堀児童クラブ	長町3丁目3-3	長 土 堀 交 流 館	261-0294	26	62
25	くら月っ子クラブ	南新保町口133-2	鞍 月 児 童 館	237-8957	137	1
26	浅野町児童クラブ	浅野本町2丁目13-12	浅 野 町 児 童 館	252-5664	54	1
27	栗崎児童クラブ	栗崎1丁目3	栗 崎 児 童 館	237-3837	87	2
28	三和児童クラブ	上荒屋4丁目82	三 和 児 童 館	249-2908	151	2
29	新神田児童クラブ	新神田1丁目1-18	新 神 田 児 童 館	291-4496	80	2
30	弥生児童クラブ	弥生1丁目29-13	弥 生 児 童 館	243-7588	48	2
31	千坂のびのびクラブ	千木1丁目235	千 坂 児 童 館	258-3969	59	3
32	西念保育園学童クラブ	西念3-7-21	西 念 保 育 園	265-6116	32	3
33	梅光学童クラブ	石引4丁目6-1	梅 光 保 育 園	232-1071	68	3
34	ふたば児童クラブ	駅西新町1-30-9	双葉町子供の家保育園	262-9012	25	3
35	マ ー ヤ ク ラ ブ	南森本町ヌ130	専 用 建 物	257-4457	93	3
36	西南部児童クラブ	八日市出町4街区6	西 南 部 児 童 館	240-0017	74	4
37	大浦ひまわり児童クラブ	木越2-4-1	旧 木 越 保 育 所	090-7083-6100	77	4
38	不動寺児童クラブ	不動寺町イ33	不 動 寺 小 学 校	257-4350	54	4
39	戸板児童クラブ	二口町ハ42	戸 板 小 学 校	232-5772	70	5
40	おおぞらクラブ	長坂3丁目14-1	長 坂 台 小 学 校	245-3447	24	5
41	内川学童クラブ	三小牛町20-1-10	内 川 公 民 館	247-2263	36	5

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
42	若 竹 児 童 ク ラ ブ	馬替2丁目150	専 用 建 物	298-7557	32人	6年度
43	浅野川びよんびよんクラブ	須崎町チ43-3	専 用 建 物	239-2554	41	6
44	四 十 万 児 童 ク ラ ブ	四十万町イ135-1	民 家	298-4524	43	6
45	伏見台児童クラブ	窪5丁目335	伏 見 台 小 学 校	245-0205	83	7
46	米 丸 児 童 ク ラ ブ	間明町2丁目346	米 丸 児 童 館	291-5535	101	7
47	げ ん き ク ラ ブ	小坂町中95	民 家	252-6013	36	9
48	こ さ か 児 童 ク ラ ブ	小坂町北312	小 坂 児 童 館	251-6055	53	9
49	花 園 児 童 ク ラ ブ	二日市町チ90	民 家	258-6665	27	10
50	味噌蔵児童クラブ	小将町8-23	第 三 善 隣 館	221-0984	39	10
51	金 石 児 童 ク ラ ブ	金石西4-5-30	金 石 児 童 館	266-1125	50	11
52	ながた児童クラブ	長田1-5-40	長 田 町 小 学 校	233-9120	46	11
53	わ か ば ク ラ ブ	芝原町イ59	湯涌農村環境改善センター	235-1852	18	12
54	かもめ児童クラブ	栗崎町タ1-1	か も め 保 育 園	238-2061	25	12
55	星 の 子 ク ラ ブ	畝田中2-234	大 徳 児 童 館	268-2533	69	12
56	川北さくら児童クラブ	松寺町寅89-1	金沢市農協川北支店	238-1005	40	13
57	諸江けやき児童クラブ	北安江2-25-1	諸 江 町 小 学 校	263-1630	75	13
58	かみやち保育園児童クラブ	神谷内町へ33-3	専 用 建 物	251-1250	37	14
59	アリスこどもの国	円光寺本町8-50	ア リ ス 外 語 学 院	280-1001	62	14
60	大野町児童クラブ	大野町1-8-5	大 野 町 児 童 館	268-1277	25	14
61	中 村 児 童 ク ラ ブ	中村町10-35	中 村 児 童 館	247-4456	12	14
62	杜の里児童館児童クラブ	若松町3-281	杜 の 里 児 童 館	222-7759	36	14
63	ふたつか児童クラブ	稚日野町南58	専 用 建 物	267-5208	51	16
64	めいせい児童クラブ	此花町2-7	此 花 会 館	221-0938	22	16
65	たがみっこクラブ	田上町ニ9-2	民 家	224-6711	56	16
66	ほしぞらクラブ	円光寺1-1-8 A棟	民 家	280-0630	27	17
67	東浅川児童クラブ	上中町へ14甲	上 中 町 会 館	229-3146	14	17
68	第 2 四 十 万 ク ラ ブ	しじま台2-26-11	民 家	296-3567	41	17
69	ば ば 児 童 ク ラ ブ	東山3-9-30	馬 場 小 学 校	252-8494	10	18
70	すずかけ児童クラブ	東兼六町2-10	金大付属養護学校すずかけの家	268-7840	19	17
合 計		70 ク ラ ブ		3,652人		

26 地域組織活動育成クラブ活動費補助事業（昭和52年度から実施）

〔厚生労働省国庫補助による地域組織活動要綱〕

家庭児童の健全な育成をはかるために、地域住民の積極的参加による地域組織活動が必要である。

このための活動として

- (1) 親子やお年寄りとの交流を図るため、「家庭の日」を設けたり、「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

- (2) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修などを開催する。

(3) 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等の奉仕活動を行う。

(4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動

地域組織活動育成クラブ (31クラブ)

(平成18年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	会 長 名	会員数	結成年月日	関連をもつ児童館名
1	長 町	長町2丁目2-16	中 西 由紀子	30	52. 4. 1	長 町 児 童 館
2	芳 斉	芳斉2丁目3-29	安 田 恵利子	37	"	芳 斉 児 童 館
3	花 園	今町チ41	森 川 春 代	38	"	花 園 児 童 館
4	馬 場	東山3丁目29-22	松 森 昌 美	40	"	馬 場 児 童 館
5	大 野 町	大野町1丁目8-5	村 本 悦 子	33	"	大野町児童館
6	平 和 町	平和町2丁目8-7	藤 井 茂 人	65	"	平和町児童館
7	大 徳	畝田中2丁目234	松 村 紀 子	70	"	大 徳 児 童 館
8	小 坂	小坂町北312	保 積 美津江	39	"	小 坂 児 童 館
9	材 木	材木町13-11	若 松 春 恵	30	"	材 木 児 童 館
10	米 丸	間明町2丁目346	清 造 悦 子	31	"	米 丸 児 童 館
11	富 樫	山科1丁目6-8	竹 田 浩 代	51	53. 4. 1	富 樫 児 童 館
12	小 立 野	小立野4丁目7-51	干 野 幸 子	35	"	小立野児童館
13	中 村	中村町10-35	嶋 聖 子	33	54. 4. 1	中 村 児 童 館
14	栗 崎	栗崎町1丁目3	井 林 美津枝	101	55. 4. 1	栗 崎 児 童 館
15	鞍 月	南新保町口133-2	宮 岸 真知子	123	56. 4. 1	鞍 月 児 童 館
16	瓢 箪	彦三町2丁目10-5	上 田 美 和	32	57. 4. 1	瓢 箪 児 童 館
17	金 石	金石西4丁目5-30	蔵 田 博 美	56	58. 4. 1	金 石 児 童 館
18	安 原	福増町22街区1番地	田 尻 久 恵	34	59. 4. 1	安 原 児 童 館
19	森 山	森山2丁目11-13	当 田 真 子	53	"	森 山 児 童 館
20	城 北	小坂町西8-11	大 橋 珠 姫	49	60. 4. 1	城北児童会館
21	弥 生	弥生1丁目29-13	村 田 昌 代	45	61. 4. 1	弥 生 児 童 館
22	新 神 田	新神田1丁目1-18	栗 澤 百合子	69	62. 4. 1	新神田児童館
23	浅 野 町	浅野本町2丁目13-12	山 本 由 美	41	63. 4. 1	浅野町児童館
24	三 和	上荒屋4丁目82	大 江 かず子	30	2. 4. 1	三 和 児 童 館
25	二 塚	北塚町西98	円 道 有希子	68	6. 4. 1	二 塚 児 童 館
26	押 野	八日市2丁目464	柿 木 真由美	31	"	押 野 児 童 館
27	千 坂	千木1丁目235	福 島 恵 子	67	"	千 坂 児 童 館
28	長 田 町	長田1丁目5-50	岩 田 和 子	32	7. 4. 1	長田町児童館
29	扇 台	馬替1丁目29-1	松 本 美津子	31	9. 4. 1	扇 台 児 童 館
30	杜 の 里	若松町3丁目281番地	平 嶺 美 恵	42	13. 4. 1	杜 の 里 児 童 館
31	西 南 部	八日市出町4街区6	平 石 美 和	34	16. 4. 1	西南部児童館
合 計		31 ク ラ ブ	1,470人			

27 子育て支援短期利用事業〔厚生省 子育て短期支援事業実施要綱〕

○ 事業の種類および内容

(1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等を実施施設において養育・保護する。

（実施施設：享誠塾、梅光児童園、林鐘園、聖霊乳児園）

(2) 夜間養護事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

（実施施設：享誠塾、梅光児童園、野町保育園）

(3) 事業の開始 平成7年4月1日

28 児童家庭支援センター事業〔こども家庭支援センター金沢〕

(1) 主 旨

地域の児童の福祉に関する問題につき、児童や母子家庭、その他の家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

(2) 開設年月日 平成14年12月1日

(3) 実施主体 社会福祉法人 享誠塾（児童養護施設）

(4) 事業内容

- 24時間電話相談事業
- 家庭訪問事業
- 親子への心理的援助
- 緊急仮保護
- ショートステイ事業の拠点

(5) 施設 社会福祉法人享誠塾敷地内で別棟を改修（相談室、プレールーム、事務室等）

(6) 職員構成 相談、支援を担当する職員、心理療法等を担当する職員

第8 こども総合相談センター

子どもを取り巻く環境の変化に伴い、多様化する子どもや家族に関するさまざまな相談に対応するため、児童相談所、教育・保育全般の相談、幼児相談室及び適応指導教室を統合し、平成18年4月にこども総合相談センターを開所した。窓口の一元化により、専門性の強化や各部門の連携及び利便性の向上を図り、関係機関とも協力しながら、総合的な相談・支援体制を整えている。



1 教育相談部門・育児発達相談部門

(1) 主な事業

① 面接相談

保護者や保育士、教職員の子育てや就学等のさまざまな悩みに、心理士や保育士、指導主事、保健師等のセンター専門スタッフが面接し、継続的な相談に応じる。

② 巡回専門相談

集団活動場面での乳幼児・児童生徒の不適応、発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経験を有する巡回専門相談員が各施設への巡回を行い、子どもたちの行動特徴を把握しながら、教職員、保護者等への支援を行う。

③ 専門相談

小児科医や精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が面接し、相談に応じる。継続が必要な場合は、面接相談に移行し継続する。

④ 電話相談・いじめ相談専用テレホン・こども専用相談ダイヤル

相談員や指導主事、保育士等が電話での相談を受ける。

⑤ 家庭訪問相談

不登校の児童生徒のいる家庭に家庭訪問相談員が訪問し、話し相手となりながら児童生徒の自立や学校復帰を支援する。

⑥ 適応指導教室「そだち」

「富樫」「此花」の2教室で、市内の小中学校に在籍する不登校の児童生徒を対象に、自立や学校復帰のための集団適応指導や学習支援を行う。

○設置場所

名 称	位 置
そだち富樫教室	金沢市富樫3丁目10番1号（教育プラザ富樫内）
そだち此花教室	金沢市此花町2番7号（相談センター此花内）

開設日時 月、水、金曜日 9:30～15:00 火、木曜日 9:30～12:30

⑦ 校内研修会講師派遣事業

市内の小中学校からの要請によって、センターの指導主事や心理士、保育士などを教育相談や生徒指導の校内研修会講師として派遣する。

⑧ 統合保育巡回事業

専門の巡回員や保育士が、保育所（園）児の状態を観察した後、担当保育士への助言を行うとともに、相談に応じる。また、保護者の養育上の悩み、家庭的問題、医療的問題等の相談にも応じる。

⑨ 幼児相談室

「富樫」「森山」「八日市」の3相談室で、乳幼児の子育てや悩みについて、保育士が保護者の相談に応じたり、親子での楽しい遊びの体験を通して子育てを支援する。

○設置場所

名 称	位 置
富樫 幼児相談室	金沢市富樫3丁目10番1号（金沢市教育プラザ富樫内）
森山 幼児相談室	金沢市元町1丁目7番7号（金沢市立森山保育所内）
八日市 幼児相談室	金沢市八日市2丁目465番地（金沢市立八日市保育所内）

(2) 相談状況（平成18年度）

① 受理件数

区 分		件数（件）
相 談 受 理 件 数		1,123
内 訳	未 就 学	537
	小 学 生	382
	中 学 生	192
	高 校 生	12

② 相談種別

区 分		実人(回)数	延べ人(回)数
面 接 相 談		2,952回	3,821人
専 門 相 談		137回	254人
巡 回 専 門 相 談		291回	911人
巡 回 専 門 相 談 （ 統 合 保 育 ）		209回	650人
幼 児 相 談 室		278人	4,043回
家 庭 訪 問 相 談		登録10人	254人
適応指導教室そだち		登録83人	5,917人
校内研修会講師派遣		28回	945人
電 話 相 談	一 般	—	1,678件
	いじめ	—	38件

2 相談援助部門（児童相談所）

(1) 主な事業

① 児童福祉法に基づく児童相談所業務

児童虐待相談、少年非行相談、相談・通告への対応、ケースワーク、施設入所措置、障害の程度の判定等を行う。

② 子ども生活相談

保護者の要請を受け、非行等の社会的不適応を起こしている児童生徒を訪問し、自立や学校復帰を支援する。

③ メンタルフレンド事業

引きこもり等の子どもに対してメンタルフレンド（大学生等）を派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通して社会性の向上を図る。

(2) 相談状況（平成 18 年度）

① 受付件数・受理件数

相 談 種 別			件数（件）
相 談 受 付 件 数			1,179
相 談	養 護 相 談	児 童 虐 待	189
		そ の 他	166
		計	355
受 理 件 数	保 健 相 談		1
	障 害 相 談		305
	非 行 相 談		65
	育 成 相 談		78
	そ の 他 の 相 談		12
	合 計		816
施設入所中児童の相談受理件数			307
相談継続中の通告等再受理件数			56

② 児童虐待相談の状況

虐待種別		件数（件）
虐待	ネグレクト（養育放棄）	52
	身体的虐待	50
	心理的虐待	21
	性的虐待	0
	小計	123
非該当		66
計		189

※ 虐待（123件）には、前年度（県）からの継続分25件を含む。

③ 電話相談 250 件

④ 子ども生活相談 対象児童 8 人、延べ 60 回、学校訪問 47 回

(3) 一時保護委託の状況（平成 18 年度）

施設区分	実人数	平均保護日数
県一時保護所	33人	23.5日
その他の施設（乳児院等）	11人	22.0日

(4) 児童福祉施設の入所措置状況（H19.4.1 現在）

施設区分	人数（人）
児童養護施設等	164
障害児施設	8
計	172

・施設訪問連絡会の開催 養護施設等 18 回、障害児施設 9 回

(5) メンタルフレンド事業実施状況（平成 18 年度）

・対象児童 6 人、延べ 116 回派遣

3 金沢こども見守りネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置。地域ぐるみで児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、見守り等の体制を整備する。（平成 18 年 4 月 1 日設置）

・代表者会議 1 回、実務者会議 8 回、個別ケース検討会議 11 回開催

第9 障 害 福 祉 課

1 身体障害者手帳制度〔身体障害者福祉法第15条〕

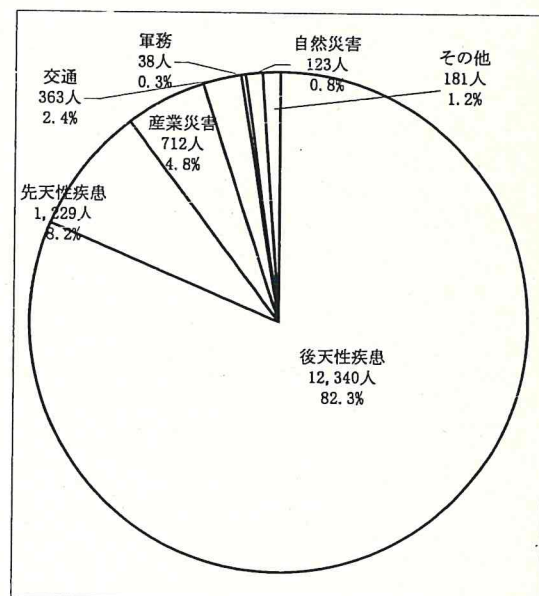
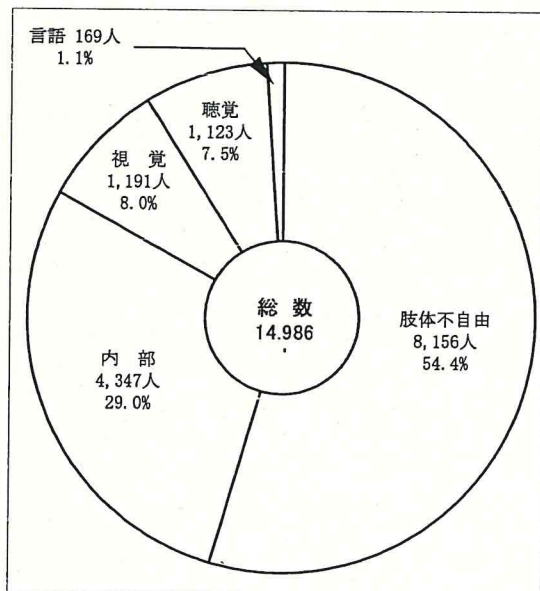
法律で定められた支援を受けたり、医療費助成等の各種制度を利用するために必要であり、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に交付する。

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成19年4月1日現在)

部位 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
肢 体 不 自 由	2,089 人	1,869 人	1,571 人	1,709 人	628 人	290 人
聴 覚 障 害	127	283	134	175	11	393
視 覚 障 害	473	346	101	84	115	72
内 部 障 害	2,653	44	1,046	604		
言 語 障 害	7	7	88	67		
合 計	5,349	2,549	2,940	2,639	754	755
%	35.7	17.0	19.6	17.6	5.0	5.1

(2) 部位別および原因別状況



(3) 年間交付状況

(平成19年4月1日現在)

年度 \ 障害	肢体不自由	聴 覚	視 覚	内 部	言 語	計
11	618 人	46 人	45 人	337 人	13 人	1,059 人
12	507	62	57	326	16	968
13	514	42	46	359	12	973
14	579	53	48	446	25	1,151
15	619	62	51	452	22	1,206
16	641	61	42	483	14	1,241
17	567	76	41	448	10	1,142
18	601	55	53	465	9	1,183

2 療育手帳（知的障害者）制度

知的障害のある方に対して、一貫した支援・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするため、知的障害のある方に手帳を交付し、もって、知的障害のある方の福祉の増進に資することを目的とする。

(1) 療育手帳交付状況 (平成19年4月1日現在)

年度	交 付 件 数		
	A	B	計
11	743 件	818 件	1,561 件
12	779	843	1,622
13	811	872	1,683
14	821	920	1,741
15	847	985	1,832
16	878	1,031	1,909
17	900	1,059	1,959
18	916	1,102	2,018

※A…IQ35以下およびIQ50以下で身障
1～3級合併障害のある方（重度）
B…A以外（その他）

3 障害者自立支援法の概要

障害者自立支援法は、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるようにする制度として、平成18年4月から開始した。

(1) 障害者自立支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある方の地域での生活を支援する。

サービス名称	内 容
介 護 給 付	障害の程度が一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行う。
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。
自 立 支 援 医 療	精神通院公費および更生・育成医療の3つの公費負担医療を一本化して実施。
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用を支給する。
地 域 生 活 支 援 事 業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行う。

市 町 村

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者包括支援
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護（ケアホーム）

障害のある人

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- （旧）更生医療
- （旧）育成医療 ※
- （旧）精神通院公費 ※

※ 実施主体は都道府県等

補 装 具

地域生活支援事業

- 相談支援
（関係機関との連絡調整、権利擁護）
- 日常生活用具の給付または貸与
- 移動支援
- コミュニケーション支援
（手話通訳派遣等）

- 地域活動支援センター
（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等）
- 福祉ホーム
- 居宅支援
- その他の日常生活または社会生活支援

支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

都 道 府 県

(2) 利用者負担について

利用者は原則として、利用したサービス費用の1割を負担。

通所施設、入所施設を利用している場合は、食費や光熱水費が自己負担となる。

ただし、所得に応じて1ヶ月の負担上限額が決まるなど負担が重くならないようになっている。

◆ 月額負担上限額の設定

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得 1	市町村民税非課税で、サービスを利用するご本人（児童の場合は保護者）の収入が80万円以下の方	15,000 円
低 所 得 2	上記以外の市町村民税非課税世帯 例）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、おおむね300万円以下の収入 例）単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600 円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200 円

◆ 個別減免（月額負担上限額の区分が、低所得1または低所得2の方のみ）

- ・ 入所施設（20歳以上）やグループホーム等を利用する場合、資産（預貯金額等）が一定以下の方を対象とし、収入の種類（工賃、年金等）や額によって利用者負担の減免を行う。

◆ 通所施設・在宅サービス等軽減

対象…月額負担上限額の区分が低所得1、低所得2または一般世帯（市町村民税所得割額16万円未満）の方

通所サービス、入所施設（20歳未満）、ホームヘルプについて、資産が一定以下であれば、減免の対象となる。（平成20年度まで）

区 分	月額負担上限額
低 所 得 1	3,750 円
低 所 得 2	6,150 円（通所施設のみ利用の場合） 3,750 円（通所施設と短期入所利用の場合）

※20歳未満の入所施設利用者は、月額負担上限額を1/2に軽減します。

当該月額負担上限額の軽減の対象となる収入・資産の状況

区 分	預貯金等の金額
単 身 世 帯	500万円以下
家 族 同 居	1,000万円以下

◆ 高額障害者福祉サービス費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合など、4区分の月額負担上限額を超えた分が高額障害者福祉サービス費として支給される。

- ◆ 補足給付 対象…月額負担上減額の区分が、低所得 1、低所得 2 または一般世帯（市町村民税所得割額16万円未満）の方

・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行う。

- ◆ 通所施設利用者の食費実費負担軽減

対象…月額負担上限額の区分が、低所得 1、低所得 2 または一般世帯（市町村民税所得割額16万円未満）の方

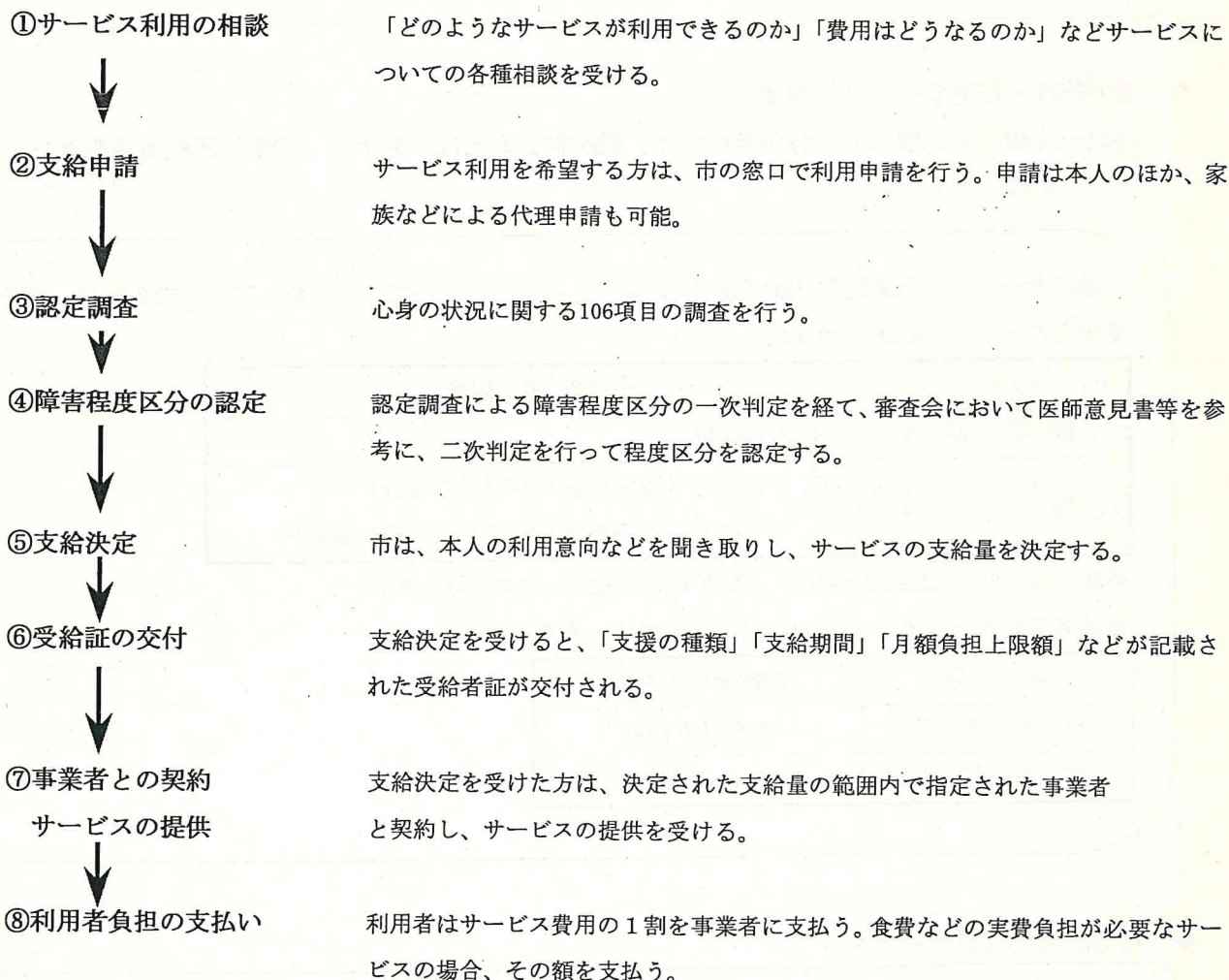
・通所授産施設利用者の方の食費実費負担のうち、人件費分を軽減する。（施行後 3 年間）

- ◆ 生活保護への移行防止策

・定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合に、月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げる。

・また、金沢市独自の制度として、自己負担を支払うことで、生活保護基準の 1. 2 倍以下の所得になる障害福祉サービス利用世帯に対しては利用者負担を軽減する。

（3）サービス利用の流れ



- ◆ サービスを利用する際、必要に応じて相談支援事業者で「サービス利用計画」を立てて利用することもできる。

(4) 受給者証交付者数

(単位：人)

障 害 種 別	平成19年4月
身 体 障 害 者	441
知 的 障 害 者	852
障 害 児	336
精 神 障 害 者	148
合 計	1,777

(5) 障害福祉サービス毎の利用者数等

(単位：人)

区 分		種 類	平成19年4月利用分	
			支給決定人数	実利用人数
自 立 支 援 給 付	介 護 給 付	施 設 入 所		
		居 宅 介 護	309	
		行 動 援 護	14	14
		短 期 入 所		
		児童デイサービス		
		療 養 介 護		
		生 活 介 護		
		共 同 生 活 介 護		
		施 設 入 所 支 援		
	訓 練 等 給 付	グ ル ー プ ホ ー ム		
		自 立 訓 練		
		就 労 移 行 支 援		
		就 労 継 続 支 援		
合 計				

- (6) 身体障害児（者）補装具給付（修理）事業（昭和25. 発足）〔身体障害者福祉法第20条〕
 （平成8. 発足）〔児童福祉法第21条の6〕
 （平成18. 移行）〔障害者自立支援法第76条〕

障害のため失われた部位や欠陥を補うための用具（補装具）の交付および修理を行う。

① 補装具の種類

- ・ 視覚に障害のある方……盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- ・ 聴覚に障害のある方……補聴器
- ・ 肢体不自由者……義手、義足、装具、車いす、電動車いすほか

- ② 耐用年数の定めがあり、一度交付を受けたものは耐用年数を過ぎるまで修理はできても交付はできない。また、自己負担は、補装具の価格の原則1割となります（所得制限あり）。

(7) 障害福祉サービス費支給状況

(単位：円)

区 分	平成18年度
介護給付	1,204,968,928
旧法施設入所（10～2月分）	816,678,152
居宅介護	287,753,241
行動援護	8,341,934
短期入所	20,430,861
児童デイサービス（ひまわり教室利用含む）	13,199,618
療養介護	17,141,368
生活介護	28,289,811
共同生活介護	12,187,403
施設入所支援	946,540
訓練等給付	73,343,719
グループホーム	55,874,105
自立訓練	461,112
就労移行支援	12,636,832
就労継続支援	4,371,670
合 計	1,278,312,647

(8) 障害児施設給付費（平成18.10 開始）

障害者自立支援法施行に伴い、障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由施設、重症心身障害児施設）が措置から契約方式に変更され開始。

	平成19年4月利用分	
	支給決定人数	実利用人数
障害児施設給付費	人	人

① 障害児通園施設利用者負担緩和事業費（平成19.4 発足）

措置から契約方式に変更されたことに伴い、増大した利用者負担を軽減するため、負担金と保育料との差額を助成を行う。

4 地域生活支援事業について（平成18年10月 開始）〔障害者自立支援法第77条〕

障害のある方の地域生活を支援するための障害者自立支援法の全面施行に伴い、新たな事業または従来から実施してきた事業が当該「地域生活支援事業」に再編され、平成18年10月から開始。障害のある方が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施。

(1) 相談支援事業〔障害者自立支援法第77条第1項第1号〕

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。

① 障害者相談員設置事業（昭和42. 発足）

身体・知的・精神に障害のある方の福祉の増進を図るため、障害のある方等の相談に応じ、必要な指導・援助を行う相談員を設置する。

身体障害者相談員 32名

知的障害者相談員 10名

精神障害者相談員 8名

② 聴覚障害者相談事業補助（昭和58. 発足）

聴覚に障害のある方の各種相談に応じ適切な助言・指導を行うことにより、障害のある方の日常生活の安定を図る。

対 象 者 市内に在住する聴覚に障害のある方

実 施 場 所 金沢市聴力障害者福祉協会事務所内

(2) コミュニケーション支援事業〔障害者自立支援法第77条第1項第2号〕

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆等を行う者の派遣などを行う。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある方の社会生活の向上をはかるため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するもの。

委 託 者 金沢市聴力障害者福祉協会

実 績

年間介護人(手話通訳)派遣人数(昭和 50.発足)

年 度	人 数
14	943 人
15	998
16	1,092
17	1,055
18	1,081

年間介護人(要約筆記)派遣人数(平5.発足)

年 度	手書き	パソコン
14	71 人	- 人
15	81	-
16	63	43
17	89	59
18	50	79

(3) 日常生活用具給付等事業〔障害者自立支援法第77条第1項第2号〕

重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行う。

① 日常生活用具給付事業（昭和44. 発足・市単分昭和58. 発足）

〔身体障害者福祉法第18条・児童福祉法第21条の10〕

i) 給 付

在宅の重度の障害のある方に対し、日常生活を容易にするため、ストマ用装具、便器、特殊寝台、エアーマット、緊急通報装置等の日常生活用具の給付を行う。

ii) 貸 与

難聴者または外出が困難な在宅の重度の障害のある方に対し、福祉電話を貸与することによりコミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保するもので、その設置費を負担している。

種 目	平成18年度末の設置台数	平成19年度の新規設置予定台数
福 祉 電 話	31 台	2 台

② 日常生活用具等修理費助成事業（平成3. 発足）

日常生活用具等の修理費を助成し、有効利用を図る。

〔助成額算出方法〕

- ・ 修理費の限度額は購入価格（基準価格）の1/2以内とする。
- ・ 自己負担額は新規交付時の1/2とする。

(4) 移動支援事業〔障害者自立支援法第77条第1項第3号〕

屋外での移動が困難な障害のある方について、ガイドヘルパーの派遣を行う「障害者等移動支援事業」等を実施し、外出のための支援を行う。

① 障害者福祉バス運行事業（昭和57. 発足）

障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るため、リフト付バスを運行する。

利用できる日 原則として毎日運行（ただし、年末年始等は運休する。）

そ の 他 利用できるのは概ね15人以上の団体

利用定員は32席（普通座席28席、車椅子固定席4席）

運行は北陸3県で日帰りできる範囲

(5) 地域活動支援センター事業 〔障害者自立支援法第77条第1項第4号〕

障害のある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(6) 障害者居宅サービス費 〔障害者自立支援法第77条第3項〕

① 福祉ホーム事業費

地域で自立した生活を希望する障害のある方が安心して生活出来る居所の確保を図る。

名 称 身体障害者福祉ホーム「あおぞら」

定 員 7名

② 障害者等日中一時支援事業費

身体に障害のある方、知的障害のある方、精神に障害のある方及び障害のある児童を対象に日中の一時預かりを実施する。

(7) 生活支援・社会生活促進事業費 〔障害者自立支援法第77条第3項〕

① 障害者交流活動推進費

障害のある方々がお互いに交流を図り、また広く市民との交流を図るとともに、市民の障害のある方々に対する理解をより一層深めることを目的とする。

i) 障害のあるひとの作品展 (昭和62. 発足)

障害のある方の製作した作品を展示し、広く市民に紹介することにより障害のある方への理解を深めてもらう。

開催日程 福祉のつどい '07金沢と合同で開催

ii) 障害者ふれあいコンサート (平成2. 発足)

障害のある方と市民との交流の場をより一層広めるため、地元障害者団体の演奏・合唱を予定している。

開催日程 福祉のつどい '07金沢と合同で開催

iii) ほほえみスポーツフェスタ金沢 (平成4. 発足)

障害のある方と市民との交流を図るとともに、市民の障害のある方に対する理解を一層深めることを目的とし、レクリエーション、軽スポーツ等を行う。

開催日程 10月28日 (日)

開催場所 金沢市総合体育館

② 障害者生活訓練事業

各障害部位ごとに日常生活において必要とされる訓練を行うことで、自立と社会参加を促進し、生きがいのある社会生活を営めるよう支援する。

i) 視覚障害者歩行訓練士派遣事業 (平成11. 発足)

委託先 (社福) 石川県視覚障害者協会

ii) 中途失聴者生活訓練事業 (平成12. 発足)

委託先 (社福) 石川県聴覚障害者協会

iii) 盲ろう者等生活訓練事業 (平成13. 発足)

委託先 石川盲ろう者友の会

iv) 重度視覚障害者生活訓練事業 (平成14. 発足)

委託先 金沢市視覚障害者協会

v) 聴覚障害者生活訓練 (平成14. 発足)

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

③ 手話通訳者等養成講座開催事業

i) 手話奉仕員養成 (昭和58. 発足)

聴覚に障害のある方等の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の指導を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

ii) 要約筆記奉仕員養成 (手書き 平成5. 発足、パソコン基礎 平成17. 発足)

聴覚に障害のある方等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、要約等の指導を行うことにより、要約筆記者を養成し、聴覚に障害のある方等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

iii) 要約筆記指導者養成（パソコン・手書き 平成4. 発足）

聴覚に障害のある方の福祉向上に熱意をもつ方に、要約筆記指導者としての技術を身につけてもらい、各種講習会の講師等、また、派遣活動を通じて、これら障害のある方の福祉の増進を図る。

対 象 者 要約筆記の技術・知識に堪能で指導者を希望する方

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館

委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

④ 重度障害者スポーツ教室開催事業（平成9. 発足）

視覚障害のある方・下肢・脊髄損傷の方のスポーツ振興と積極的参加を図る。

フライングディスク（年5回） 場所：駅西むつみ体育館

ボッチャ（年5回） 場所：駅西むつみ体育館

サウンドテーブルテニス（年8回） 場所：駅西むつみ体育館、県立盲学校

委 託 先 金沢市身体障害者団体連合会

⑤ 身体障害者自動車改造助成事業（昭和55. 発足）

身体に重度の障害のある方が就労等に伴い、自ら所有・運転する自動車の操行装置及び駆動装置等を改造する必要がある場合、その経費の一部を助成することにより、社会参加促進を図る。

対 象 者 本市に居住し、1級、2級及び3級の上肢、下肢または体幹機能障害ある方で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

助成対象となる改造 操行装置及び駆動装置等

（アクセル、ブレーキ、ハンドル、ウインカー等）

助成限度額 100,000円

⑥ 障害者自動車運転免許取得費助成事業（平成10. 発足）

障害のある方が、就労等に伴い自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住する障害のある方で免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方（下肢障害、体幹障害の方は1～3級、その他の障害で1級及び2級の方は所得制限なし。）

ただし、過去において本事業の助成を受けていない方

免許取得後6ヵ月以内に申請

助成限度額 100,000円

(7) 地域生活支援サービス利用者負担軽減等支援事業（平成18. 10 発足）

障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう移動支援事業等1割負担を伴う利用者負担を緩和します。

対 象 者 重度障害の方 全額免除

その他の方 月額負担上限額を1／2に軽減

(7) 地域生活支援サービス毎の利用者数等

種 類	平成19年4月利用分	
	支給決定人数	実利用人数
移 動 支 援	人	
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	人	
日 中 一 時 支 援	人	
更 生 訓 練 費 給 付	人	
合 計	人	人

5 重度心身障害者施策

(1) 特別障害者手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2〕

在宅（入院3ヶ月を越えた場合は除く）の重度の障害のある方に対する所得保障の一環として、障害のある方の自立生活の基盤を確立するため、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象者は20歳以上でおおむね重複の障害のある方。特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支 給 額 月額 26,440円

受 給 者 数 268人（平成19年4月1日現在）

(2) 障害児福祉手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条〕

在宅の重度の障害のある児童に対する福祉の措置の一環として、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象は20歳未満で身障手帳1級または2級（一部）所持者、療育手帳（Aの一部）所持者、またはこれらに準ずる者であって、いずれも特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支 給 額 月額 14,380円

受 給 者 数 250人（平成19年4月1日現在）

(3) 特別児童扶養手当（昭和39. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条〕

精神または身体に障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするかあるいは一人で生活できない状態にある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する。

対象は在宅の20歳未満の児童で、およその目安として身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の方。

支 給 額 1級 月額 50,750円 2級 月額 33,800円

受 給 者 数 662人（平成19年4月1日現在）

(4) 緊急通報装置設置事業（平成5. 発足）

在宅の重度の障害のある方を抱える要援護世帯に緊急通報装置（ペンダント式）を設置し、世帯の不安等を解消する。

65歳未満の健常者を含む世帯は除く。

(5) ねたきり重度障害者紙おむつ支給事業（昭和57.発足）

寝たきりの重度の障害のある方に対し、紙おむつを支給することにより衛生を保つとともに、介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。（ただし、所得制限あり。）

給付枚数 1日当り パンツ型 2枚、尿とりパット 4枚
平型 5枚

(6) ねたきり重度障害者寝具乾燥消毒事業（昭和61.発足）

日頃使用している寝具の洗濯ならびに乾燥加工を行うことにより、清潔な環境を保ち快適な療養生活を送ってもらうことを目的とする。

対 象 者 日常生活において常時介護を要する在宅の寝たきりで重度の身体に障害のある方（下肢、または体幹１・２級）で65歳未満の方

对象寝具 掛布団・敷布団・毛布

実施方法	乾燥消毒（汚れ落しを含む）	年9回
	水洗い	年3回

(7) ねたきり重度障害者理髪サービス事業（平成5.発足）

在宅の寝たきりで重度の障害のある方に対し、保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供する。

対 象 者 65歳未満の在宅寝たきりで重度の障害のある方(下肢、または体幹障害1・2級)

利用回数 年2回（自己負担なし）

(8) 外国人障害者福祉手当 (平成8. 発足)

国民年金制度の改正（昭和57年1月1日）前に20歳に達していた在日外国人障害者で、障害基礎年金等を受給できない方に手当を支給し福祉の増進を図る。

対象者要件

- 昭和37年1月1日以前に出生している方
- 昭和57年1月1日以前に身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aを所持している方
- 昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、申請日現在市内に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある方
(ただし、すべての要件を備え、公的年金を受けていない方)

支給金額 月額 20,000円 (年3回払い)

所得制度 障害基礎年金の所得制限と同じ

(9) 障害児通園施設「ひまわり教室」運営事業委託（昭和53.発足）〔金沢市障害児通園施設条例〕

身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、

集団生活への適応の訓練を行い、その育成を助長するために開設。

所在地 金沢市十一屋町4番34号

定員 20名 社会福祉法人むつみ会に業務委託（指定管理）

通園児数年次推移（平成19年3月31日現在）

年 度	市 内	市 外	計
14	18 人	1 人	19 人
15	13	7	20
16	12	10	22
17	10	7	17
18	10	6	16

6 社会参加・健全育成施策

(1) 知的障害者授産施設通所運賃助成（昭和52. 発足）

知的障害者援護施設へ通所している者に対し、通所に要する運賃の一部を助成する。

対 象 施 設 若草福祉作業所、やちぐさ作業所、聖ヨゼフ苑作業所、彦三のぞみ苑、
うちなだ福祉作業所、あけぼの作業所、たけまた友愛の家、
ワークショップひなげし、クオレ

※ 平成19.7月から身体に障害のある方及び精神に障害のある方の施設を新たに対象に加える。

(2) 福祉タクシー利用助成事業（昭和54. 発足）

バス等を利用することが困難な重度の障害のある方に外出の機会を提供し、社会参加を促進するために、福祉タクシー利用料金の一部を助成するもの。

対 象 者 下肢障害の1・2級の方、体幹、視覚障害の1～3級の方、内部障害1級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。ただし、施設入所中の方、所得税が課税されている方および自動車を持ち、運転できる方は除く。

助 成 方 法 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は36枚綴り、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は24枚綴りのチケットを1人あたり年間1冊交付
小型車の初乗り運賃相当額を助成

(3) 身体障害者介助用自動車改造助成事業（平成9. 発足）

車椅子使用者を介助する方が、障害のある方の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成することにより、障害のある方の社会参加促進と介助者の負担軽減を図る。

対 象 者 車椅子使用の障害のある方のために自動車改造の必要があり、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

助成対象となる改造

車椅子に乗って安全に乗降でき、かつ、車椅子を固定できる設備の改造または回転シートを設ける改造で、同様の設備が設けられている自動車の購入も助成対象とする。

助 成 額 改造に要する経費の1/2。ただし以下の表の額を限度とする。

事 業 の 区 分			限 度 額
回転シート付き車両への 改造又は当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転するもの	62,000円
		後部座席が回転するもの	100,000円
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付）		250,000円
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			300,000円
超低床車両への改造又は当該車両の購入			

(4) 電動車いす貸出事業（平成3. 発足）

行動範囲の制限をうける電動車いす使用者の利便を図るために、電動車いすの貸出を行う

対 象 者 身体障害者手帳所持者で当福祉事務所から電動車いすの交付を受けた方

設置場所等 松ヶ枝福祉館に1台、泉野・駅西・元町福祉健康センターに各1台設置

(5) 金沢メルシーキャブサービス事業（平成9. 発足）

車いすを利用している市民の外出および社会参加を支援し、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館

車 両 台 数 3台

利用対象 日常的な車いす使用者で移送サービスが必要と考えられる方

運用範囲 金沢市内、津幡町、内灘町、野々市町、白山市の一部（旧松任市、旧鶴来町の区域）及び小松空港（小松空港からの乗車は不可）

運行時間 午前8時～午後9時（年末年始のぞく）

(6) 心身障害者社会参加促進事業（昭和56. 発足）

在宅の心身に障害のある方に対して適切な指導のもとに軽作業になじむ機会を提供し、働くことによる生きがいと社会への順応性を促進させる。

実施場所 市役所各課

内 容 納入通知書の封筒づめ等

(7) 重度身体障害者医療補助具支給事業（平成8. 発足）

重度の身体障害のある方に対し医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカップ等）を給付することにより日常生活の便宜を図り在宅福祉の増進を図る。

委 託 先 石川県脊髄損傷者協会金沢支部

(8) 心身障害児水泳療育訓練事業（昭和53. 発足）

水泳を通じて、機能回復を図るとともに心理的効果と障害の軽減、情緒の安定を図る。

対 象 者 18歳未満の肢体不自由児、知的障害のある児童

実施場所 市営西部市民体育館温水プール（肢体不自由児）

市営総合プール（温水）（知的障害のある児童）

実施時期 4月～3月（毎月1～2回）

委 託 先 石川県肢体不自由児協会（肢体不自由児）

金沢手をつなぐ親の会（知的障害のある児童）

(9) 障害者温泉療養事業（平成15. 発足）

障害のある方の温泉療養に対して助成を行うことにより、障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。

対 象 者 在宅の身体に障害のある方、知的障害のある方、精神に障害のある方および介護者（重度）

利 用 場 所 かんぽの郷ほか、県内24施設

助 成 額 1,000円（1回あたり）

(10) 障害者グループ活動育成事業（平成2. 発足）

障害のある方の社会参加を促進し、その福祉の向上を図るため、障害者の文化・芸術・スポーツ等のグループ活動を行っている団体に対し、その活動費の一部を助成する。

対 象 市内の障害者グループで、文化・スポーツ活動を行っている10名以上のグループ

経 費 活動に必要な経費

助 成 額 1グループ事業費の1/2（限度額9万円）、5年間を限度

(11) 障害者録音図書貸出事業（平成元. 発足）

石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書のコーナーを設け、読書が困難な視覚に障害のある方への情報提供と教養文化活動の促進を図る。

貸 出 図 書 録音図書（雑誌及び一般図書）

貸 出 形 体 カセット及びCD版（CD版は専用機が必要）

貸出方法等 石川県視覚障害者情報文化センターへ申請

貸 出 期 間 雑誌1週間、図書2週間

(12) 親子療育のつどい（昭和52. 発足）

親子で集団活動を行うことにより社会生活のマナーの学習とレクリエーション活動により体力増進、精神発達の促進を図る。

開催日程（予定） 実施時期 7月下旬

場 所 愛知県 三河方面

(13) 障害児国内派遣研修（昭和57. 発足）

「金沢少年の翼」鹿児島県派遣研修へ障害のある児童及びその介護人を派遣する。

7 その他の施策

(1) 視覚障害者ワードプロセッサ共同利用（平成3. 発足）

視覚に障害のある方も文章（点字も可）作成できるワードプロセッサを設置し、在宅の視覚に障害のある方の日常生活の便宜を図る。

設 置 台 数 1台

設 置 場 所 金沢市芳斉1丁目15-26 金沢市視覚障害者協会

(2) 心身障害者新規就労援護事業（昭和49. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

職業訓練施設（特殊教育学校を含む。）を修了して新たに就労する心身に障害のある方に就職支度経費の一部を補給し、その自立の助長を図る。

補 給 額 20,000円

(3) 心身障害者扶養共済制度（昭和45. 発足）〔石川県心身障害者扶養共済制度条例〕

心身に障害のある方の保護者が、月々掛金をして保護者に万一の事があった場合に心身に障害のある方に終身年金を支給し、その生活の安定と福祉の向上を図る。

(4) 心身障害者扶養共済制度加入助成事業（昭和45. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

扶養共済制度に加入している心身に障害のある方の保護者に対し、2口目の掛金の一部を助成し掛金の負担の軽減を図る。

(5) 聴覚障害者窓口相談業務事業（平成2. 発足）

聴覚に障害のある方の行政に関する相談の処理および窓口サービス確保のため、手話通訳のできる嘱託相談員を配置し、聴覚に障害のある方の福祉向上を図る。

相談時間 午前9時～午後4時まで

窓口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口

(6) 障害者継続雇用奨励金交付事業（昭和50. 発足）

公共職業安定所を通じて就労している障害のある方を、国の助成金の支給期間が満了となった後も引き続いて、雇用している事業主に対し継続雇用奨励金を支給し、障害のある方の自立を助長し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

交付対象期間 2年間（国の特定求職者雇用開発助成金支給期間満了後）

交付月額 国の助成金支給期間に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）
を限度として支給

(7) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」〔金沢市障害者高齢者体育館条例〕

障害のある方および高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて健康の保持・増進を図れるよう、気軽に安心して利用できる施設として建設された。

開館年月日 昭和57年6月27日

所在地 金沢市駅西本町2丁目3-27（電話221-9065）

建物 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建

面積 敷地 2,456㎡ 延床 1,774㎡

体育室、サウンドテーブルテニス室、機能回復訓練室、ボーリング室、
事務室

駐車場 駐車台数 約35台

開館時間 午前10時～午後9時

（日曜日・祝日は午前9時～午後7時）

休館日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

第10 福祉指導監査課

1 社会福祉法人に対する指導監査

適正な法人運営を確保する見地から、経営面、法人運営全般にわたって指導監査する。

(1) 指導監査の内容

- ①理事会の運営状況
- ②各種規程の整備状況
- ③会計経理、契約手続きの状況
- ④資産管理状況

(2) 指導監査の方法

- ①一般指導監査（実地方式）
原則、2年に1回
ただし、運営等が優良な法人は、4年に1回
- ②随時指導監査（実地方式） 【19年度より】
必要に応じて随時に実施
- ③特別指導監査（実地方式）
必要に応じて実施

(3) 平成18年度実施状況

108法人（実地方式、書面による集合方式）

(4) 平成19年度実施予定

- ①一般指導監査 78法人（実地方式）
- ②随時指導監査 必要に応じて実施（実地方式）
6月、3月に集中指導月間を設定 【19年度より】

2 社会福祉施設に対する指導監査

適正な施設運営を確保する見地から、処遇面、施設管理等運営全般にわたって指導監査する。

(1) 指導監査の内容

- ①施設基準の遵守状況
- ②施設の運営管理状況
- ③職員への処遇状況
- ④利用者（入所者）への処遇状況

(2) 指導監査の方法

- ①一般指導監査（実地方式）
 - a 保護施設 原則、2年に1回
 - b 障害者福祉施設 原則、2年に1回
 - c 高齢者福祉施設 原則、2年に1回
 - d 児童福祉施設 毎年度1回
- ②随時指導監査（実地方式） 【19年度より】
必要に応じて随時に実施
- ③特別指導監査（実地方式）
必要に応じて実施

(3) 平成18年度実施状況

168施設（実地方式、書面による集合方式）

(4) 平成19年度実施予定

- ①一般指導監査 100施設（実地方式）
- ②随時指導監査 必要に応じて実施（実地方式）
6月、3月に集中指導月間を設定 【19年度より】

3 介護保険事業所に対する指導監査

地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所について、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため指導監査する。

(1) 指導監査の内容

- ①人員に関する基準の遵守状況
- ②施設、設備に関する基準の遵守状況
- ③運営に関する基準の遵守状況
- ④介護給付費、予防給付費の算定、取扱状況

(2) 指導監査の方法

- ①集団指導
必要に応じて随時に実施
- ②実地指導
必要に応じて随時に実施
- ③監査
必要に応じて実施

(3) 平成18年度実施状況

66事業所（実地方式）

(4) 平成19年度実施予定

- ①集団指導 厚生労働省の技術的助言を踏まえて、対象を秋以降に決定
- ②実地指導 厚生労働省の技術的助言を踏まえて、対象を秋以降に決定

4 福祉事務所等に対する指導・監査

社会福祉法及び福祉関係六法の施行に関して、適正な事務を確保する見地から、福祉事務所等の指導監査を実施する。（年1回）

5 各課が実施する指導監督への協力

各課が実施する所管事業の指導監督に関して、各課から要請があった場合、指導監督に同行する。

- (1) 基準該当介護保険事業所（介護保険課）
- (2) 生活困窮者無料定額診療事業（生活支援課）

第11 健康推進部

I 保健衛生

1 母子保健

ア 概要

核家族化の進展に伴う家庭の孤立化、家庭や地域における子育て機能の低下等社会情勢に対応した母子保健事業の展開が求められている。従来の、健診、訪問指導、健康教育に加え、妊産婦に対しては心身共に健全な周産期を送るための助言、乳幼児に対しては保護者への育児支援や事故防止の啓発及び子どもの虐待防止対策等に重点的に取り組んでいる。また、父親の育児参加の一助としての日曜子育て教室、父と子のふれあい教室、近年増加している未熟児、多胎児の支援のための教室開催や多岐にわたる育児上の悩みに対応する子育てホットラインの開設等、福祉健康センターを中心に柔軟に対応している。

また、身近に援助者のいない産褥期の産婦に対しては、ヘルパーの派遣を行っている。

(7) 妊産婦健康診査（医療機関委託）

区 分		対象者数	受診者数	受診率	備 考
妊 婦	1 回 目	4,393 人	4,315 人	97.3 %	昭和48年度から実施
	2 回 目	(※H18妊婦届出件数)	4,048	91.3	
産 婦		4,324	3,688	85.3	昭和49年度から実施

注1) 委託料1人当たり6,300円（妊婦）、6,050円（産婦）

注2) 医療機関委託の妊産婦・乳幼児健康診査受診票は「母子保健のしおり」にとじこみ。

(4) 健康教育（福祉健康センター実施）

区 分	
日曜子育て教室	587 組

ウ 平成18年度乳幼児保健活動実績

(7) 乳幼児健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
乳児	1 か 月 児	医療機関 (委託)	4,324 人	3,709 人	85.8 %	昭和48年度から実施
	6 か 月 児		4,324	3,632	84.0	
	3 か 月 児	福祉健康 センター	4,320	4,225	97.8	昭和55年4月から実施 (健診は個人通知)
幼児	1 歳 児	医療機関 (委託)	4,293	3,453	80.4	昭和48年度から実施
	2 歳 児		4,474	2,524	56.4	
	1歳6か月児	福祉健康 センター	4,196	4,046	96.4	昭和53年1月から実施 (健診は個人通知)
	3 歳 児		4,298	4,082	95.0	昭和36年から実施 (健診は個人通知)

(イ) 歯科健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1歳6か月児	福祉健康センター	4,196人	4,032人	96.1%	昭和53年1月から実施
	3歳児		4,298	4,072	94.7%	昭和36年から実施

(ウ) 健康相談

(福祉健康センター・保健所実施)

区 分	相談者数
幼児精神発達相談	76人
整形外科相談	105人
聴覚相談	13人
遺伝相談	17人
ダウン症児発達相談	32人
子育てホットライン	2,550人
家族そろって歯ッピー相談	528人

(エ) 健康教育

(福祉健康センター・保健所実施)

区 分	相談者数
育児教室	781人
母と子の遊びの教室	71人
未熟児教室	66人
多胎児教室	34人
父と子のふれあい教室	57人
歯っかり食べよう教室	489人

(オ) B型肝炎母子感染防止事業

区分	HBs抗原検査		
	受診者数	抗原陰性者数	抗原陽性者数
18年度	4,053人	4,032人	21人

* 医療機関委託（妊婦健診に併せて実施）

エ 妊産婦・乳幼児保健医療連携システム等による支援

平成15年7月より医療機関連携による早期支援、平成17年6月から開業助産師による乳房ケア等（すくすく母乳支援事業）により、多胎や若年、産後うつ、未熟児などのハイリスク者に対し、育児不安や育児困難の解消、乳幼児に対する虐待予防を図っている。また、連絡会等の開催により関係機関との連携強化を図っている。

保健医療連携支援件数

妊産婦	165件
乳児	74件
計	239件

すくすく母乳育児支援件数

実件数	87件
延べ件数	168件

支援ネットワーク会議

開催回数	10回
------	-----

2 老人保健（医療を除く）

ア 概要

高齢化社会の中で、老後をいかに健やかに過ごすかということは、大きな社会問題となっている。老人保健法では、壮年期からの健康づくりを目指した保健事業を大きな柱とし、病気の予防から治療、機能訓練に至る対策を総合的に実施している。

事業の内容は、65 歳以上の方には①健康診査、②健康手帳の交付を、64 歳未満の方には、①、②に加えて③健康教育、④健康相談、⑤訪問指導、⑥機能訓練をお勤めでない 40 歳以上の方を対象として実施している。

65 歳以上の方の③、④、⑤、⑥は介護保険法に基づく介護予防事業により介護予防の観点から実施する。

なお、平成 19 年度から子宮がん検診では対象者を 20 歳以上の前年度未受診者に変更し、肝臓検診（肝炎ウイルス検査）では、節目検診として 40 歳の方を対象に、節目外検診として 41 歳以上 75 歳までの方で過去 5 年間に肝炎ウイルス検査を受診していない方及び 76 歳以上の方で基本健康診査の結果、必要と認められる方を対象として実施する。

イ 健康診査

(ア) 医療機関委託の健康診査

検 診 区 分		対象年齢（歳）等	検査に要する費用	
			委託料金	受診料金
基 本 健 診		40, 45, 50, 55歳以上	8,990 円	900 円
肝 臓 検 診 (肝 炎 ウ イ ル ス 検 査)		40歳	4,390	700
		45, 50, 55～75歳 過去5年間未受診の方	3,910	700
		41～44、46～49、51～54 歳 過去5年間未受診の方	5,990	900
		76歳以上 基本健康診査の結果、検査が必要と認められた方		
前立腺がん検診（男性のみ）		55～69歳	2,700	400
胃がん 検 診	胃 部 X 線 検 査	40, 45, 50, 55～69歳	12,280	1,500
	ペプシノゲン検査	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳	1,400	200
大 腸 が ん 検 診		40, 45, 50, 55～69歳	4,460	400
肺がん 検 診	胸 部 X 線 検 査	40, 45, 50, 55～74歳	4,960	800
	胸 部 X 線 検 査 ＋ 喀痰検査（喫煙指数が多い方で必要な方		8,840	1,300
子 宮 が ん 検 診		20～60歳 平成18年度未受診の方	6,980	1,000
乳 が ん 検 診		40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 56, 58, 60歳	5,910	800
歯 科 検 診		35～55, 60, 65, 70歳	2,900	400
骨粗しょう症検診（女性のみ）		40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳	3,200	300
聴 力 検 診		65～74歳	3,150	500
緑 内 障 検 診		40, 45, 50歳	3,000	500

※ 受診料金が免除される方は、70歳以上の方、65～69歳で老人保健法医療受給者証をお持ちの方、障害者医療費受給者証をお持ちの方、生活保護を受けている方、市民税非課税世帯に属する方（窓口で申し出るようPR）

(イ) 集団検診

検 診 区 分	対象年齢（歳）等	検査に要する費用	
		委託料	受診料金
基 本 健 診	40歳以上	6,751	400
心電図,眼底検査,HbA1c	必要と認められる方	913	500
肺 が ん 検 診	40歳以上	540	100
喀痰検査（喫煙指数が多い方等で必要な方）	必要と認められる方	2,625	300
肝 臓 検 診 （肝 炎 ウ イ ル ス 検 査）	40歳 41歳以上で過去5年間未受診の方	2,463	400
胃 が ん 検 診	40歳以上	4,095	500
大 腸 が ん 検 診	40歳以上	1,680	300
子 宮 が ん 検 診	20歳以上（2年に1回）	3,465	400
乳 が ん 検 診	40歳以上（2年に1回）	5,469	800

※ 受診料金が免除される方は（ア）に同じ

ウ 平成18年度検診実績

(ア) 基本健康診査

検診機関	対 象 者	受 診 者	受 診 率	判 定 指 導 区 分 別 人 員		
				異常なし	要 指 導	要 医 療
医 療 機 関 （個 別）	人 138,492	人 40,925	% 29.6	人 1,090	人 17,671	人 22,164
受 託 機 関 （集 団）	37,381 〔40歳以上で上 記を除いた者〕	6,747	18.1	446	3,085	3,216
合 計	175,873	47,672	27.1	1,536	20,756	25,380

※ 医療機関の受診者には訪問健康診査受診者を含む。

(イ) 胃がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精 検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳						
							胃 が ん	胃が ん 疑 い	胃潰瘍 (含疑)	胃ポリープ (含疑)	十二指腸 潰瘍(含疑)	その他	異常 なし
医療機関 〔40・45・50 55～69歳〕	人 75,829	人 9,804	% 12.9	人 513	人 427	% 83.2	人 12	人 0	人 32	人 101	人 4	人 247	人 31
ペプシノゲン 検査のみ 〔70歳〕	4,155	1,370	32.9	516	385	74.6	5	0	9	47	4	259	61
受託機関	95,889 〔40歳以上 で上記を 除いた者〕	2,023	2.1	196	168	85.7	5	0	5	21	0	105	32
合 計	175,873	14,569	8.4	1,328	1057	79.6	23	1	61	198	12	639	123

(ウ) 大腸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精 検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳						
							大腸 がん	大腸が ん疑い	大腸 ポリープ	痔 疾患	その他	異常 なし	不明
医療機関 〔40・45・50 55～69歳〕	人 75,829	人 14,302	% 18.9	人 892	人 642	% 72.0	人 25	人 0	人 293	人 87	人 64	人 173	人 0
受託機関 〔40歳以上 で上記を 除いた者〕	100,044	2,967	3.0	196	134	68.4	3	1	51	26	12	41	0
合 計	175,873	17,269	10.8	1,088	776	71.3	28	1	344	113	76	214	0

(エ) 肺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳				
							肺がん	肺がん 疑 い	その他の 悪性腫瘍	その他	異常 なし
医療機関 〔40・45・50 55～74歳〕	人 96,148	人 26,166	% 26.2	人 209	人 184	% 88.0	人 16	人 2	人 2	人 121	人 43
受託機関 〔40歳以上 で上記を 除いた者〕	79,725	6,279	7.9	45	43	95.6	1	1	0	22	19
合 計	175,873	32,445	18.4	254	227	89.4	17	3	2	143	62

(オ) 子宮がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳				
							子宮頸 部がん	子宮頸部 がん疑い	異型 上皮	その他	異常 なし
医療機関 〔30～60歳〕	人 50,292	人 6,844	% 13.6	人 246	人 189	% 76.8	人 4	人 0	人 115	人 54	人 16
受託機関 〔30歳以上 で上記を 除いた者〕	109,702	1,569	1.4	27	17	63.0	0	0	8	8	1
合 計	159,994	8,4132	5.3	273	206	75.5	4	0	123	62	17

(カ) 乳がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳						
							乳がん	乳がん 疑い	乳腺症	せんい 腺 腫	その他	異常 なし	不明
医療機関 40. 42. 44. 46. 48. 50. 52. 54. 56. 58. 60歳	人 25,840	人 3,056	% 11.8	人 375	人 322	% 85.9	人 13	人 1	人 122	人 19	人 38	人 129	人 0
受託機関 40歳以上 で上記を 除いた者	85,286	1,211	1.4	220	190	86.4	1	1	64	11	24	89	0
合 計	111,126	4,267	3.8	595	512	86.1	14	2	176	29	63	192	0

(キ) 肝臓検診

C型肝炎ウイルス検査

検診機関	受診者	要精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳					
					慢性 肝炎	肝硬変	肝がん	肝がん 疑い	その他	無症候性 キャリア
医療機関	人 6,193	人 57	人 31	% 54.4	人 20	人 6	人 0	人 0	人 3	人 2
受託機関	778	2	1	50.0	1	0	0	0	0	0
合 計	6,971	59	32	54.2	21	6	0	0	3	2

B型肝炎ウイルス検査

検診機関	受診者	要精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精 密 検 査 結 果 内 訳					
					慢性 肝炎	肝硬変	肝がん	肝がん 疑い	その他	無症候性 キャリア
医療機関	人 6,193	人 73	人 39	% 53.4	人 9	人 0	人 0	人 0	人 5	人 25
受託機関	778	4	2	50.0	0	0	0	0	1	1
合 計	6,971	77	41	53.2	9	0	0	0	6	26

(ク) 前立腺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳					要指導	異常 なし
							前立腺 がん	前立腺 がん疑い	前立腺 肥大症	その他	異常 なし		
医療機関 [55～69歳]	人 26,339	人 5,039	% 19.1	人 663	人 415	% 62.6	人 37	人 12	人 298	人 10	人 58	人 1,637	人 2,739

(ケ) 骨粗しょう症検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	精密検査結果内訳				要経過 観 察	異常 なし
							骨粗 しょう症	骨塩 減少	その他	異常 なし		
医療機関 40. 45. 50. 55. 60. 65. 70歳	人 16, 527	人 4, 305	% 26. 0	人 1, 406	人 702	% 49. 9	人 369	人 272	人 2	人 59	人 1, 112	人 1, 787

(コ) 聴力検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	高度難聴	中度難聴	軽度難聴	異常なし
医療機関 [65～74歳]	人 40, 183	人 1, 509	% 3. 8	人 9	人 31	人 186	人 1, 283

(サ) 歯科検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	異常なし	要指導	要医療
医療機関 [35～55・60・ 65・70歳]	人 83, 216	人 3, 272	% 3. 9	人 204	人 163	人 2, 905

(シ) 緑内障検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精 検	精 検 受診者	精検受 診率	精密検査結果内訳					異常 なし
							緑内 障	緑内 障疑	高眼 圧症	その 他の 疾患	異常 なし	
医療機関 [40・45・50]	人 8, 459	人 732	% 8. 7	人 72	人 64	88. 9	人 7	人 21	人 11	人 1	人 24	人 657

エ 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進、介護予防など健康に関する正しい知識の普及を行い、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚に努める。

(ア) かなざわ健康塾

ライフステージ毎に起こる健康問題（生活習慣病、生活機能低下等）をテーマに3つの健康塾を開催する。

・「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防対策コース」

40歳～64歳の市民を対象に、健康診査受診後の保健指導区分に基づき、レベル別健康教育を実施し、食習慣、運動習慣の改善を図る。

- ・ 積極的支援レベル『内臓脂肪燃焼コース』：1コース 8回 年3コース
- ・ 動機づけ支援レベル『マイペースコース』：1コース 2回 年3コース

- ・ 情報提供レベル：健康診査結果にパンフレット同封配布

- ・ 「生活習慣改善出前コース」

40歳～64歳の市民を対象に、生活習慣改善の講話、運動実技等を地域で開催

- ・ 「介護予防出前講座」

65歳以上の市民を対象に、低栄養予防、口腔機能向上、運動実技等の教室を開催

(イ) いきいき健康まちづくり事業

市民一人一人が心身ともに健康で生きがいのある生活を送るため、地域の人たちと協力し、互いに知恵を出しあって地域の健康づくりを目指す。

(ウ) 健康講座（健康全般にわたる講演）

市民を対象。金沢総合健康センターで実施している。

(エ) 健康教育

町内会、婦人会等地域組織や団体からの要望により、生活習慣病予防教室や健康づくり教室を実施している。

オ 健康相談

各福祉健康センターでは、保健師、栄養士による生活習慣病予防相談、介護家族の相談、喫煙習慣改善相談、ヘルシー食生活相談、18年度からは、もの忘れ相談を実施している。金沢総合健康センターで定期的に整形外科、内科・肥満、くすり、眼科、歯科、介護、耳鼻科等の健康相談を実施している。

カ 機能訓練

脳卒中後遺症等で身体の不自由になった方を対象に、日常生活の自立を目指し、寿康苑で日常動作訓練やレクリエーション活動を実施している。

キ 訪問指導

健康診査の要指導者や介護予防の観点から支援が必要な者および介護に携わる家族等に対し、保健師等が健康管理や介護方法の助言、各種サービスの活用等に関する相談や調整を行う。

ク 介護予防事業

18年度から65歳以上の市民を対象に、生活機能を維持することにより要介護状態に移行しないようにすることを目的に介護予防事業を実施している。

生活機能の低下が認められる高齢者を検診において一定の基準に基づいて把握し、本人の同意を得られた方を対象に行う「特定高齢者事業」と、一般の高齢者（元気高齢者）を対象に行う「一般高齢者事業」に分類して、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などの事業を各福祉健康センター、金沢総合健康センターや民間事業者への委託等により実施している。

3 医 療 費 助 成

未熟児等養育医療事業

入院治療を要する未熟児の医療を給付

19年度予算 19,335千円

子育て支援医療助成事業

1か月の治療費（保険診療に係る自己負担額）の合計のうち1,000円を超える額を支給
外来は就学前まで、入院は小学6年生まで助成対象

19年度予算 522,900千円

区 分	平成18年度
延 件 数	299,140 件
助 成 費	536,015,978 円

不妊治療費助成

不妊治療に要する費用の一部を助成

- ・ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

治療1回につき10万円を限度に1年度2回まで、通算5年助成

- ・ 一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く不妊治療）

自己負担額の2分の1で1年度5万円限度、2年間助成

平成18年度助成実績

区 分	特定不妊治療	一般不妊治療
助 成 件 数	166 件	141 件
助 成 費	16,325,905 円	4,155,984 円

ひとり親家庭等医療費助成制度〔老人等の医療費の助成に関する条例〕

この制度は、ひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童の通院及び入院に係る医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

制度の開始 平成15年1月（旧ひとり親家庭医療費助成 平成14年12月廃止）

助成の対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童（＊所得制限有り）

助成額 通院及び入院に係る医療費の自己負担額から付加給付の額及び一部負担金（月額1,000円）の額を差し引いた額

助成実績

年度	区分	延べ申請人数	自己負担額	助成金
15		6024	65,671,169 円	54,067,939 円
16		7,348	82,190,447	67,049,983
17		8,003	92,587,950	75,151,364
18		9,172	105,809,643	85,380,273

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

疾患のために必要となる特殊な日常生活用具を給付

19年度予算 150千円

小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が長期にわたり、医療費の負担が高額となる小児慢性特定疾患の医療費負担を軽減する。

対象疾病……国の対象11疾患区分

対象者……対象疾病に罹患している20歳未満の者

小児慢性特定疾患対策協議会を設置（外部委員3名、内部委員1名）

19年度予算 67,624千円

1	悪性新生物	7	糖尿病
2	慢性腎疾患	8	先天性代謝異常
3	慢性呼吸器疾患	9	血友病等血液疾患・免疫疾患
4	慢性心疾患	10	神経・筋疾患
5	内分泌疾患	11	慢性消化器疾患
6	膠原病		

特定疾患治療研究事業

下表の特定疾患にかかる医療費（入院・通院）は、加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担の一部または全額を公費で負担。

特定疾患治療研究事業対象疾患一覧

疾 患 名		実施年月	疾 患 名		実施年月
1	ベーチェット病	昭和47年4月	24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	昭和57年10月
2	多発性硬化症	昭和48年4月	25	ウェゲナー肉芽腫症	昭和59年1月
3	重症筋無力症	昭和47年4月	26	特発性拡張型（うっ血症）心筋症	昭和60年1月
4	全身性エリテマトーデス	〃	27	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）	昭和61年1月
5	スモン	〃	28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	昭和62年1月
6	再生不良性貧血	昭和48年4月	29	膿疱性乾癬	昭和63年1月
7	サルコイドーシス	昭和49年10月	30	広範脊柱管狭窄症	昭和64年1月
8	筋萎縮性側索硬化症	〃	31	原発性胆汁性肝硬変	平成2年1月
9	強化症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	〃	32	重症急性膵炎	平成3年1月
10	特発性血小板減少性紫斑病	〃	33	特発性大腿骨頭壊死症	平成4年1月
11	結節性動脈周囲炎	昭和50年10月	34	混合性結合組織病	平成5年1月
12	潰瘍性大腸炎	〃	35	原発性免疫不全症候群	平成6年1月
13	大動脈炎症候群	〃	36	特発性間質性肺炎	平成7年1月
14	ビュルガー病（バージャー病）	〃	37	網膜色素変性症	平成8年1月
15	天疱瘡	〃	38	プリオン病 （クロイツフェルトヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）	平成9年1月 （平成14年度変更）
16	脊髄小脳変性症	昭和51年10月			
17	クローン病	〃	39	原発性肺高血圧症	平成10年1月
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	〃	40	神経線維腫症	平成10年5月
19	悪性関節リウマチ	昭和52年10月	41	亜急性硬化性全脳炎	平成10年12月
20	パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）	昭和53年10月 （平成15年度変更）	42	バッド・キアリ症候群	〃
			43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	〃
21	アミロイドーシス	昭和54年10月	44	ライソゾーム病 （ファブリー「Fabry」病含む）	平成11年4月 （平成14年度整理統合）
22	後縦靭帯骨化症	昭和55年12月			
23	ハンチントン病	昭和56年10月	45	副腎白質ジストロフィー	平成12年4月

特定疾患治療助成

特定疾患（45疾患）、小児慢性特定疾患（11疾患群）の患者に対し、年額15,000円を支給する。

18年度助成件数 2,177件

19年度予算 32,200千円

障害児自立支援医療事業

身体障害児に対する育成医療を給付する。

対 象 ……肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、
内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

19年度予算 8,780千円

障害者自立支援医療給付事業

(昭和29.更生医療給付事業発足、平成18.4制度改正)〔障害者自立支援法第54条〕

自立した日常生活または、社会生活を営むことを促進するため、障害を除去または軽減し身体
障害者の更生のために必要な医療を給付する。

対 象 医 療 人工血液透析、ペースメーカー植え込み術等

給 付 方 法 現物給付(原則医療費の1割を自己負担)

受 給 者 数 979人(平成19年4月1日現在)

心身障害者医療助成事業〔老人等の医療費の助成に関する条例〕

① 65歳未満(昭和49年7月実施)(療育手帳B……平成7年10月実施)

対 象 者 身体障害者1～3級および療育手帳A、B(入院のみ)の所持者もしくはI
Q35以下の者(所得制限有)

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 現物給付方式(一部償還方式)

助成対象者 4,477人(平成19年4月1日現在)

予 算 額 737,000千円

② 65歳以上(昭和58年2月実施)

対 象 者 身体障害者1～3級、4級の言語障害・音声障害、4級の下肢障害の一部お
よび療育手帳A、B(入院のみ)の所持者もしくはIQ35以下の者(所得制
限有)

助 成 額 老人保健法による一部負担金の金額

助 成 方 法 償還方式

助成対象者 6,143人(平成19年4月1日現在)

予 算 額 619,000千円

市単による老人医療費助成〔老人等の医療費の助成に関する条例〕

① 69歳の者

※ 平成15年3月31日で制度廃止（19年度は経過措置分）

助 成 額 自己負担額から老人保健法の規定による一部負担金相当額を控除した額

② 65歳以上の者で3か月以上寝たきり、または重度の認知症の状態にあるもの

※ 平成17年3月31日で制度廃止（19年度は経過措置分）

助 成 額 老健法の対象外の者は自己負担額の全額

老健法の対象者は一部負担金相当額

予算内訳	区 分	対象者数	内 訳	助 成 費
	平成19年度予算	99 人	入 院 1,476日分 外 来 116月分	2,000 千円

はり・きゅう・マッサージ施術助成

① 70歳以上の者、65歳以上の老人保健法対象者に、施術1回当たり1,200円の助成を行う。

② 18年度助成件数 23,266件

③ 19年度予算額 27,790千円

老人保健法による医療費の給付（昭和58発足）〔老人保健法第25条〕

① 対 象 者 本市に居住し、医療保険の加入者であること（生活保護者を除く。）

② 75歳以上の者（昭和7年9月30日以前に生まれた者）

③ 65歳～74歳までの者で政令で定める程度の障害の状態にある者（身体障害者障害程度：1～3級、4級の音声もしくは言語機能障害または下肢障害の1号、3号、4号等）

④ 給 付 内 容 医療費総額から一部負担金を控除した額

⑤ 一部負担金 医療費の1割（一定以上所得者は3割）

⑥ 自己負担限度額（月割）

	自 己 負 担 限 度 額	
	外 来 の 限 度 額	入院および世帯ごとの限度額
一 定 以 上 所 得 者	44,400 円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% [44,400 円]
一 般	12,000 円	44,400 円
低 所 得 II	8,000 円	24,600 円
低 所 得 I	8,000 円	15,000 円

[]内は、過去1年間の高額医療費の回数が4回を超えたとき（多数該当）の4回目からの限度額

※ ただし、入院の場合、または寝たきり老人等の外来の場合（該当にならない場合もある）は、自己負担限度額までの負担となる。

※ 特定疾病の認定を受けている方は、入院・外来とも1ヵ月の上限額は、1万円となる。

※ 老人訪問看護を受けたときは、かかった費用の1割（一定以上所得者は3割）は自己負担。

⑤ 平成19年度老人保健費特別会計予算

⑦ 老人保健費特別会計予算内訳

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
基 金 交 付 金	22,556,805	総 務 費	61,788
国 庫 支 出 金	12,447,763	医 療 諸 費	医 療 費 41,150,000
県 支 出 金	3,109,532		審査料費等 128,200
繰 入 金	3,172,887	公 債 費	500
諸 収 入	53,501		
合 計	41,340,488	合 計	41,340,488

⑧ 老人医療費予算内訳

区 分	対象人員	延人数	受診率	受診件数	医療給付費
現物給付分			199.35%	1,065,684件	40,400,000千円
現金支給分			15.34	82,021	750,000
合 計	44,549人	534,585人	214.69	1,147,705	41,150,000

(注) 現物支給分とは、保険医療機関に対する支払い分をいい、現金支給分とは、柔道整復、マッサージ、鍼灸、コルセット、高額医療費等の給付分をいう。

4 救急、休日診療対策

急病診療事業委託費

金沢総合健康センターで夜間の診療を実施

診療科目 内科、小児科

診療時間 午後7時～午前0時（毎日）

医療機関案内 午後7時～翌朝午前9時（午前0時以降は自動応答）

金沢総合健康センターへ委託

休日当番医制度

日曜、祝日、年末年始に在宅当番医による救急医療体制を確保（7科12医院）

診療科目 内科、小児科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、
外科・整形外科

受付時間 午前9時～午後6時

金沢市医師会で実施

休日歯科診療医制度

日曜、祝日、年末年始の歯科救急医療体制を確保 2医院

金沢市歯科医師会で実施

休日保険薬局制度

休日歯科診療制度と連携し、処方箋に対応 2薬局

金沢市薬剤師会で実施

病院群輪番制事業

土曜夜間及び休日における、金沢総合健康センター夜間急病診療所、在宅当番医（第一次救急医療体制）に連動する第二次救急医療体制を確保 実施医療機関11（うち8機関に対し補助）

5 健康推進

金沢・健康を守る市民の会活動費

「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発と健康づくりの実践活動を通して、健康的な市民生活の実現を目指す目的で、昭和48年度より補助

- 健康教室の開催
- 健康推進委員の育成
- 健康づくりフェアの開催などを実施

健康増進事業

(財)金沢総合健康センターへ委託

- 内科、整形外科、肥満、くすり、歯科などの相談事業
- 健康ウォーキング教室、薬草教室
- 健康づくり栄養教室
- 糖尿病予防教室

などを実施

6 精神保健福祉

精神に障害のある人の社会復帰の促進を図るとともに、市民のこころの健康づくりや高齢化社会に伴うこころの相談等のため、各種健康相談教室、広報活動等を実施している。

(平成18年度)

訪 問 指 導						面 接 相 談						電話相談	関係 機関 連絡
実	延					実	延					延	
	老人 精神	社会 復帰	ア ル コール	心の健康 づくり	その他		老人 精神	社会 復帰	ア ル コール	心の健康 づくり	その他		
人 143	人 50	人 252	人 8	人 8	人 62	人 295	人 35	人 253	人 24	人 57	人 92	人 1,359	件 519

精 神 障 害 者 社 会 復 帰 支 援 事 業					
家 族 教 室		自 立 支 援 教 室		精神保健 ボランティア講座	
開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数
4	123	3	163	5	87

こころの健康づくり事業																	
こころの健康づくり教室						こころの 健康アッ プ講座		モデル地 区うつ予 防研修会		うつスク リーニン グ検査		うつ療養 相談会		うつ予防 連絡会		講演会 健康教育	
青年期		子育て親		働き盛り		開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数
開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数	開 設 数	参 加 数												
3	168	3	45	8	152	9	170	3	145	11	548	3	7	1	22	7	169

	組織育成					
	当事者会等	家族会	断酒会	作業所等	ボラン ティア	計
支援回数	28	6	1	28	2	65

7 保健所・福祉健康センター

区 分	泉野福祉健康センター	元町福祉健康センター	金 沢 市 保 健 所 駅西福祉健康センター
所 在 地	泉野町6丁目15番5号	元町1丁目12番12号	西念3丁目4番25号
人 口 ・ 世 帯 数 (平成19年1月1日現在)	170,226人 71,536世帯	123,862人 50,718世帯	148,620人 58,155世帯
敷 地 面 積	3,403.39㎡	1,968.00㎡	5,713.38㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 6階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 5階建
延 床 面 積	3,116.32㎡	2,428.32㎡	10,464.00㎡
開 設 年 月 日	昭和49年4月1日	昭和53年4月10日	平成6年10月24日
改 修 年 月 日	平成8年10月1日	平成10年11月1日	
建 設 費	改修 837,683千円 当初 195,695千円	改修 767,970千円 当初 311,330千円	5,517,792千円

8 健康増進

地域住民の食生活改善を図ることを目的として、妊産婦、乳幼児、学童、青年、成人、高齢者、障害者等生涯を通じての健康づくりのため、食事や栄養に関する指導や相談に応じている。

さらに特定給食施設の栄養・調理担当者等に対して、適切な指導を行うことにより、喫食者ひいては住民の健康増進に努めている。

(1) 一般栄養指導

区 分		総 数	乳幼児	親 子	学 童	青 年	成 人	高齢者
個別指導延人		14,960	14,069	0	9	28	683	177
集 団 指 導	回 数	234	145	9	10	9	29	32
	延人数	8,236	5,402	279	581	382	813	779

(2) 国民健康・栄養調査

区 分	平 成 16 年	平 成 17 年	平 成 18 年
指定調査地区	1 地 区 8世帯 29人	2 地 区 20世帯 61人	1 地 区 17世帯 39人

(3) 特定給食施設に対する指導

区 分		総 数	栄 養 士	調 理 師 等
個別指導延施設数		254		
集 団 指 導	実施回数	4	2	2
	延施設数	229	107	122

(4) 女性の健康づくり推進事業

- 女性 健康診査（受診者数）1,067人

(5) 食生活改善推進員育成事業

区 分	推進員養成講座	推進員による地区活動
回 数	1 回（10コース）	1,593
人 数	27 人	15,997

9 医療施設等

病院、診療所、施術所、歯科技工所、衛生検査所に関する許可、届出事務のほか、医療施設等の適正な管理を通じて安全な医療の提供を確保することを目的に病院、診療所については医療監視を、衛生検査所等については立入検査をおこなっている。

医療施設等の監視等の状況

施設名	施設数	監視等件数
病院	48	49
診療所（一般）	397(有床診療所64)	7
診療所（歯科）	222	0
衛生検査所	13	6
施術所（鍼灸、マッサージ）	229	0
施術所（接骨）	156	0
歯科技工所	46	0

10 感染症予防

平成15年11月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第144号）の改正を踏まえ、海外や国内における感染症の発生動向等を把握し、迅速かつ的確な対応とともに、国、県等と連携して感染症の発生及びまん延防止を図っている。

(1) 一類・二類・三類感染症発生状況

(単位：人)

分類	病名	平成17年	平成18年
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、SARS、天然痘	—	—
二類感染症	コレラ	—	—
	細菌性赤痢	—	16
	腸チフス	—	—
	パラチウス	—	—
	急性灰白髄炎	—	—
	ジフテリア	—	—
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	10	34

(2) エイズ・クラミジア抗体検査・相談

区分	相談件数	HIV抗体検査	クラミジア抗体検査
平成18年度	956	626	516

(3) 性感染症予防講座

平成12年7月より、中高校に出向いて性感染症予防に関する健康教育を実施している。

区分	学校数	参加者数
平成18年度	6校	1,288人

11 結核対策

ア 概 要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核の発生の予防と早期発見に努め、まん延防止を図っている。特に平成18年は、新登録者の7割が70歳以上の高齢者であることから高齢者対策が重要となっている。

平成19年4月1日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の二類感染症となる。(結核予防法の廃止)

イ 結核登録者の状況

区 分	年末時 現在 登録者数	新登録 患者数	罹 患 率 (人口10万対)	有 病 率 (人口10万対)	喀痰塗抹 陽性者数 (新登録者再掲)	喀痰塗抹陽性者 罹患率 (人口10万対)	マル初 別掲
平成14年	169	80	17.5	14.0	21	4.6	6
平成15年	162	86	18.8	17.5	23	5.0	4
平成16年	158	73	16.0	10.7	16	3.5	6
平成17年	149	85	18.7	12.1	40	8.8	4
平成18年	151	79	17.4	11.4	31	6.8	4

12 狂 犬 病 対 策

ア 概 要

狂犬病予防法に基づき予防員を配置し、犬の登録及び年1回の狂犬病予防注射を実施するとともに、同法及び石川県犬の危害防止条例に基づき常時野犬の捕獲、放し飼い犬による被害防止に努めている。

イ 小動物管理センター

昭和49年に高柳町に小動物管理センターを建設し狂犬病予防業務を行ってきたが、施設の老朽化に伴い平成16年4月より才田町に移転し、従来からの業務の他、専任の獣医師を配置し飼い主に対する指導、ペット相談等の業務を強化した。

ウ 平成18年度末現在の犬の登録頭数

登録頭数 15,530頭

エ 平成18年度抑留犬数

抑 留 犬 数			処 分 数			
捕 獲	引き取り	計	返 還	譲 渡	処 分	計
74	34	108	44	21	46	111

13 動物の愛護及び管理に関する法律関係

ア 概 要

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者の届出の受付、施設の監視を行っている。

また、泉野・元町・駅西福祉健康センター及び小動物管理センターの4ヵ所を窓口として、不要犬及び猫の引き取りを行っている。これら飼い主のいない概ね生後3ヶ月前後の犬や仔猫は、飼育を希望する人に譲渡を行っている。

イ 平成18年度動物取扱業施設数と監視状況

施 設 数	新規届出件数	廃 止 件 数	監 視 件 数
57	41	7	101

Ⅱ 環 境 衛 生

保健所において、日常生活に不可欠なサービスを提供する理・美容所、クリーニング、興行場、旅館業、公衆浴場、特定建築物、遊泳プール、簡易専用水道および温泉利用施設などの環境衛生関係の施設の許可・確認、届出事務のほか、これらの衛生を確保するため監視指導を行っている。

環境衛生関係営業施設数および許可・確認、廃止、監視指導状況

施設の 種類 区分	総 数	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	興 行 場	旅 館 業	公 衆 浴 場	特 定 建 築 物	遊 泳 プ ー ル	飲料水施設		温 泉 利 用 施 設
										簡 易 専 用 水 道	そ の 他 の 施 設	
施 設 数	3,248	510	935	585	14	192	123	222	20	473	105	69
許可・確認 届出・件数	156	15	47	18	2	7	16	13	1	15	5	17
廃 止 件 数	151	16	32	68	1	12	6	4	2	6	3	1
監 視 指 導 件 数	754	76	153	24	5	80	106	20	57	44	95	94

環境衛生関係苦情処理件数

総 数	営業施設の 不 潔	排水路の 不備・不潔	飲 料 水 の 管 理 不 備	そ 族 害 虫 の 苦 情 お よ び 相 談	そ の 他
89	2	0	1	84	2

家庭用品試買試験

家庭用品による健康被害を未然に防止するため、繊維製品、30検体を試買し、規制されているホルムアルデヒドについて検査を実施したが、基準を超える不適品はみられなかった。

食 品 衛 生

飲食店、集団給食施設、食品の製造・販売及び中央卸売市場などの食品関係施設については、毎年「食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒の防止、不良食品の排除にむけての監視指導や食品の収去検査を行っている。

また、食品衛生に関する施策やその実施状況等について、市民や事業者との双方向の対話を進めるため、「食の安全・安心懇話会」を設置し、活発な意見交換を行っている。さらに、金沢市食品衛生協会と連携して食品衛生講習会等を開催し、衛生思想の普及向上と自主管理の徹底を図っている。

食品衛生関係営業施設と監視指導状況

許可を要する施設

施設の 種類 区分	総 数	飲 食 店	菓 子 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	喫 茶 店 営 業	乳 類 販 売 業	食 肉 販 売 業	豆 腐 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	そ の 他
施 設 数	10,898	6,498	563	412	22	1,265	1,181	428	42	156	331
継 続 許 可	1,814	1,060	100	87	10	169	189	95	13	34	57
新 規 許 可	1,205	676	67	29	0	265	102	33	0	8	25
廃 業 届	896	512	30	30	4	149	109	37	2	5	18
調 査 監 視 指 導 延 許 可 施 設 数	7,924	2,750	473	1,657	39	337	468	1,608	49	157	386

許可を要しない施設

施設の 種類 区分	総 数	給 食 施 設				食 品 製 造 業	野 菜 果 物 販 売 業	そ う ざ い 販 売 業	菓 子 販 売 業	食 品 販 売 業	は 販 売 業 な ど そ の 他 の 製 造 ま た は 器 具 ・ 容 器 ・ 包 装 ・ お も ち や の 製 造 ま た は 器 具 ・ 容 器 ・ 包 装 ・	そ の 他
		学 校	病 院 ・ 診 療 所	事 業 所	そ の 他							
施 設 数	3,513	29	116	30	183	151	477	398	977	731	291	130
指 導 延 施 設 数	4,906	29	85	0	109	27	1,315	567	583	1,894	148	149

食品等の収去検査

検体の 種類 区 分	総 数	魚 介 類 及 び そ の 加 工 品	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品	穀 類 及 び そ の 加 工 品	野 菜 類 ・ 果 実 及 び そ の 加 工 品	乳 及 び アイ スク リ ー ム 類 等 の 製 品 ・ アイ スク リ ー ム 類 等	菓 子 類	そ の 他 の 食 品 等
試験をした検体数	637	205	36	1	94	14	71	216

食品衛生関係苦情処理相談件数

総 数	異物混入 (虫体以外)	害虫混入 (虫体)	カビ発生	腐 敗 変 敗	表 示	有症苦情	その他
89	10	3	4	10	1	40	21

行政処分と違反内容件数

区 分	行 政 処 分 内 容							違 反 内 容								
	告 発	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	回 収 命 令	その他始末書等	異 物 混 入	腐 敗 変 敗	細菌汚染カビ発生	添加物過量使用	施 設 基 準	規 格 違 反	表 示 違 反	無 許 可 営 業	そ の 他
件数	—	—	9	—	—	—	17	2	1	9	1	—	—	1	12	—

食中毒発生状況

食中毒の発生件数は10件、患者数は148人であった。

薬 事 業 務

薬事法に基づく一般販売業および特例販売業の施設の監視を行い、医薬品等の適正広告の監視指導、無許可薬品の排除、不正表示品の排除を行っている。

薬事関係営業施設と監視指導状況

区分	施設の種類	一 般 販 売 業	特 例 販 売 業
施 設 数	許 可 施 設 数	63	35
	継 続	4	2
	新 規	13	1
	廃 止	12	2
	監 視 件 数	64	3
違 反 件 数	行 政 処 分 件 数	0	0
	違 反 件 数	24	1

毒物劇物業務

毒物及び劇物取締法に基づき、一般販売業、農薬用品目販売業及び特定品目販売業の施設の登録受け付けを行っている。また毒物劇物による保健衛生上の危害発生防止のため、適正な取り扱いについて販売業者の監視指導を実施している。

施設の種類 区 分		一般販売業	農薬品目販売業	特定品目販売業	計
登 録 施 設 数		345	30	15	390
新 規 登 録 施 設 数		20	0	2	22
更 新 登 録 施 設 数		63	9	3	75
廃 止 施 設 数		35	2	3	40
監 視 施 設 数		91	20	6	117
違 反	違 反 施 設 数	22	2	1	25
	行 政 処 分	0	0	0	0

食肉衛生検査業務

と畜場法に基づき、食肉の安全を図るため、と畜検査を実施している。

所 在 地 金沢市才田町戊370-2

と畜検査頭数

畜 種	牛	こうし	馬	豚	めん羊・山羊	合 計
頭 数	11,301	6	0	55,251	0	66,558

牛海綿状脳症スクリーニング検査頭数

平成13年10月18日より、石川県金沢食肉流通センターでと畜される牛全頭を対象にスクリーニング検査を実施している。生体検査後に死亡し、解体禁止処分となった牛については、県家畜保健所でスクリーニング検査を行っている。

ア 生後24ヵ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの

イ 生後30ヵ月齢以上の牛

ウ その他（ア及びイ以外の）牛

ア	イ	ウ	計	陰 性 数
181	5,972	5,137	11,290	11,290

化 製 場 等 営業施設数及び許可・確認・廃止監視指導

区 分 \ 施設の種類	総 数	化 製 場	死亡獣畜取扱場	畜舎・家きん舎
施 設 数	33	3	1	29
許可・確認 届出・件数	6	0	0	6
廃 止 件 数	2	0	0	2
監 視 件 数	47	16	16	15

畜鶏舎等の苦情処理件数

畜鶏舎の不潔・悪臭
2

Ⅲ 墓 地

1 概 要

市営の墓地としては歴史的意義のある野田山墓地と末広墓地、また、明るく近代的な奥卯辰山墓地公園と平成7年10月に一部開園した内川墓地公園があります。

野田山墓地につきましては引き続き無縁墳墓整理事業を進めるほか、「野田山墓地整備10ヶ年計画」に基づき参道や利便施設など本格的な整備に着手しております。

内川墓地公園は平成7年10月に第一期工事が完成し、常時使用申込みを受け付けています。

2 現 況

ア 野田山墓地（平成18年度末現在）

登 記 面 積	416,716 m ²
区 画 数	15,530 区画

イ 末 広 墓 地

登 記 面 積	14,766 m ²
区 画 数	約 130 区画

ウ 奥卯辰山墓地公園

用 途 別	面 積	構 成 比	備 考
総 面 積 (実 測)	217,194.09 m ²	100 %	借地142.87m ² を含む。
墓 域 (延区画面積)	62,570.50 (22,026)	28.8 (10.1)	北広岡墓地369m ² を含む。
幹 線 園 路	12,074.80	5.6	
駐 車 場	2,740	1.3	
施 設 用 地	710	0.3	
公 園	8,353	3.8	
緑 地	130,745.79	60.2	法面等を含む。

平成18年度末現在奥卯辰山墓地公園造成区画数および使用許可区画数

区 分	区 画 面 積	造 成 区 画 数	使用許可区画数
第 1 種	3 m ²	619 区画	619 区画
	6	845	845
第 2 種	10	287	287
	20	30	30
芝 生	5	2,252	2,252
北 広 岡 墓 地		36	36
合 計		4,069	4,069

エ 内川墓地公園

用 途 別	面 積	構 成 比
総 面 積 (実 測)	204,790 m ² (全 体)	
第一期造成分	約95,000	100 %
墓 域 (延区画面積)	7,430	7.8
幹 線 園 路	7,540	7.9
参 道	5,060	5.3
施 設 ゾ ー ン	2,820	3.0
公 園	8,130	8.6
緑 地	64,020	67.4

平成18年度末現在内川墓地公園造成区画数および使用許可区画数

区 分	区 画 面 積	造 成 区 画 数	使用許可区画数
芝 生	4 m ²	919 区画	329 区画
自 由	5	690	690

3 墓 地 使 用 料

使 用 区 分			使 用 料	
野田山墓地	平成 1 1 年から平成 1 3 年までの間に造成された区域		1 m ² につき	111, 000円
	上記以外の区域		〃	72, 000円
末広墓地			〃	72, 000円
奥 卯 辰 山 墓 地 公 園	芝 生 の 区 域	5 m ² 区画	1 区画につき	457, 500円
	芝生以外の区域	3 〃	〃	274, 500円
		6 〃	〃	549, 000円
		10 〃	〃	990, 000円
		20 〃	〃	1, 980, 000円
内川墓地公園	芝 生 の 区 域	5 〃	〃	480, 000円
	芝生以外の区域	4 〃	〃	400, 000円

(注) 平成17年条例第37号一部改正

IV 斎 場

1 概 要

本市の火葬場施設として、東・南斎場の2つの施設があり、平成4年7月から東斎場が、また、平成7年7月から南斎場が稼働している。

両斎場とも公害防止設備の設置により、無公害施設としているほか、設備の自動化、機械化による能率的・安全的な運転管理を行っている。また、周辺環境との調和を図るため、施設の周辺を緑豊かに植栽するなど、明るくかつ人生終焉の場にふさわしい荘厳さをもった近代的な施設として整備している。

名 称	東 斎 場	南 斎 場
現 在 地	金沢市鳴和台360番地	金沢市西泉6丁目64番地
供 用 開 始	平成4年7月	平成7年7月
敷 地 面 積	12,228㎡	18,839㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	火葬棟 2,381㎡ 待合棟 1,780㎡	火葬棟 2,022㎡ 待合棟 1,778㎡
総 事 業 費	約3,110,000千円	約3,600,000千円
火 葬 炉	冷却前室付火葬炉（8基） 汚物炉（1基）	冷却前室付火葬炉（6基） 汚物炉（2基）

V 金沢健康プラザ大手町

所 在 地	大手町3番21号	
開 設 年 月 日	平成17年11月27日	
敷 地 面 積	2,014.19m ²	
建 物 構 造	(東 館) 鉄筋コンクリート造4階建・地下1階	(西 館) 鉄筋コンクリート造4階建・地下1階
延 床 面 積	1,761.452m ²	2,515.663m ²
建 設 費	改修費 219,529千円	建設総事業費 698,000千円 (初度調弁費 139,667千円を含む)
施 設 内 容	(東 館) 1 階 情報ルーム、健康スタジオ1、健康スタジオ2、スタッフルーム 2 階 金沢市医師会 3 階 第1研修室、第2研修室、健康相談室1、健康相談室2 4 階 大研修室 (西 館) 1 階 夜間急病診療所(毎夜間 午後7時～午前0時) 2 階 (財)金沢総合健康センター事務室、金沢・訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所、健康教育ホール、健康相談室3 3 階 学校保健カウンセラー室、学校環境衛生室、耳鼻科室、眼科室他 4 階 第3研修室、第4研修室、栄養研修室	
開 館 時 間	午前9時～午後5時	
休 館 日	祝日、年末年始(12/29～1/3) (夜間急病診療所は年中無休)	
17年度急病診療所 利 用 状 況	受診者数 6,901人	
管 理 運 営	財団法人 金沢総合健康センター	

第12 社会福祉関係諸施設、機関等

1 施設の状況

(平成19年7月現在)

施設	県立	市立	その他	計
保育所	1カ所	13カ所	98カ所	112カ所
母子生活支援施設			1	1
児童クラブ			70	70
障害者自立支援施設			28	28
乳児院			1	1
児童養護施設			4	4
児童家庭支援センター		1		1
肢体不自由児施設			1	1
知的障害児施設			2	2
老人ホーム等			5	5
老人福祉センター等		6	1	7
救護施設			2	2
善隣館			12	12
児童館	1	31		32
重症心身障害児(者)施設			2	2
障害児通園デイサービス施設		1		1
重症心身障害児(者)施設			3	3
障害児通園デイサービス施設		1		1

2 機関および団体一覧表

(平成18年6月現在)

名称	会員数	所在地	電話番号	代表者
金沢市母子寡婦福祉連合会	600人	三社町1-44 県女性センター	224-3417	山崎 芳子
金沢市遺族連合会	1,800	石引4丁目18-1	223-7655	久田 幸正
金沢市社会福祉協議会		高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	奥 清
金沢市福祉サービス公社		芳斉2丁目3-28	260-0071	平田 敏雄 (理事長)
金沢市老人連合会		彦三町1丁目15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	渡邊 佐一
金沢手をつなぐ親の会	850	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	寺田外喜男
金沢市身体障害者団体連合会	1,200	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	城村 良金
石川県肢体不自由児協会 金沢支部	200	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-6126	永井 一郎 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)		広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	山出 保 (地区長)
金沢市児童クラブ協議会	70クラブ	広坂1丁目1-1 市こども福祉課	220-2299	宮前 栄助
金沢市傷痍軍人会	120	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	222-2427	菅野 理吉
金沢保護区保護司会	200	西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎	222-6237	若林 茂樹
社会を明るくする運動 金沢市実施委員会		西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎	222-6237	山出 保 (委員長)
金沢市民生委員推薦会		広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	山本 勝美
金沢市児童館連絡協議会	31館	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	孫田 優一
金沢市介護サービス事業者連絡会	198法人	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	奥 清

3 社会福祉施設一覧表

(平成19年7月現在)

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
乳 児 院	聖霊病院聖霊乳児院	社法	35	鉄筋コンクリート造3階建	長町1丁目 5-30	湯沢 昌子	223-2878	昭27. 5. 17
児童養護施設	聖霊病院聖霊愛児園	〃	75	〃	〃	〃	261-9812	昭27. 5. 17
	享 誠 塾	〃	70	〃	平和町3丁目 23-5	橋場 善顕	241-1514	昭40. 5. 1
	梅 光 児 童 園	〃	40	鉄筋コンクリート造2階建	石引4丁目6-1	斎藤 忠夫	231-3984	昭27. 4. 1
	林 鐘 園	〃	44	鉄筋コンクリート造3階建	東兼六町18-7	中野 松禅	262-3811	昭22. 10. 28
児童家庭支援 センター	こども家庭支援 センター金沢	〃	—	鉄筋コンクリート造2階建	平和町3丁目 23-5	橋場 善顕	243-8341	平14. 12. 1
障 害 者 自立支援施設	ハビリポート若葉	社法	210	鉄筋コンクリート造3階建	別所町ク-10	安田 隆明	247-6787	平 7. 11. 1
	ふ じ の き 寮	〃	90	鉄筋コンクリート造2階建	上中町ト12	柳下 道子	229-1464	昭49. 6. 1
	希 望 が 丘	〃	児童30 成人70	〃	小池町九40	嵯峨 元	257-5211	昭44. 4. 1
	愛 育 学 園	〃	90	〃	北袋町イ101	柳下 道子	235-8800	平13. 4. 1
	ア カ シ ヤ の 里	〃	50	耐火鉄骨造2階建 (一部地下1階建)	栗崎町5丁目 3-1	松田 輝次	237-0294	昭59. 8. 1
	たけまた友愛の家	〃	35	木造2階建一部 鉄骨平屋建	東原町フ14-2	寺田外喜男	257-7830	平 5. 4. 1
	たけまた友愛の家分場 「鈴見台虹の家」	〃	19	鉄筋コンクリート造2階建	鈴見台5丁目 7-13	〃	261-7870	平 9. 7. 1
	若草福祉作業所	〃	55	〃	十一屋町4-34	寺西 博	244-7731	昭51. 2. 1
	若草福祉作業所分場 「コスモス」	〃	10	木造2階建	宝町8-1	〃	224-6933	平元. 4. 1
	やちぐさ作業所	〃	37	鉄筋造一部2階 建	牧町チ71	浅田 平七	251-5139	昭62. 4. 1
	聖ヨゼフ苑作業所	〃	60	鉄筋コンクリート造2階建	打木町東155	野村 純一	240-6221	平 3. 4. 1
	あけぼの作業所	〃	40	〃	三口新町1丁目 8-1	安田 隆明	263-7101	平 8. 4. 1
	夢 工 房	〃	33	〃	みどり3丁目 130	小林 富彦	269-0680	平12. 4. 1
	ワークショップ ひ な げ し	〃	20	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建	若草町12-7	野間比南子	243-0326	平16. 4. 1
	彦 三 の ぞ み 苑	〃	35	鉄筋コンクリート造5階建	彦三町2丁目 10-13	寺田外喜男	221-5800	平18. 4. 1
	ひろびろ作業所	〃	33	鉄骨造平屋建	大桑町タ1-18	野間比南子	260-0806	平 2. 4. 1
	工 房 シ テ イ	〃	34	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎町5丁目 3-1	林 律子	238-2111	平14. 4. 1
	金 沢 湖 南 苑 (障害福祉サービスセンターこなん)	〃	100	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)	忠縄町380	駒井 一晴	258-6001	平 9. 4. 1
	金 沢 ふ く み 苑 (障害福祉サービスセンターふくみ)	〃	50	鉄筋コンクリート造2階建	福増町南16	〃	214-3700	平14. 4. 1
	愛 育 通 勤 寮	〃	25	鉄骨ブロック造 2階建	城南1丁目 8-20	柳下 道子	262-2262	昭59. 5. 1
	医 王 病 院	独行			岩出町ニ73	奥田 則彦	258-1800	

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
障 害 者 自立支援施設	ピアサポート いしびき	医財			石引2丁目1-2	松原 三郎	231-3316	平19. 4. 1
	多機能型事業所ながさか	医法			長坂町ヲ103		280-5600	平19. 4. 1
	障害福祉サービス事業所 鳴 和 の 里	社法			高柳町10字 106-1		252-7344	
	エイブル ベランダBe	〃			三馬1-369	雄谷 良成	241-1200	平18. 4. 1
	グ ロ ー プ ル	有限			吉原町ハ5	斎藤 晃宏	257-2310	
	グ ロ ー プ ル 和 吉	〃			吉原町ろ部22	〃	258-7328	
障 害 者 自立支援施設	オープンハウスクローバー	NPO			小立野3丁目 19-13	蓑 桂子	223-7028	
身体障害者 福祉ホーム	あ お ぞ ら	社法	7	鉄筋コンクリー ト造2階建	栗崎町5丁目 3-1	林 律子	238-2111	平14. 4. 1
精神障害者 福祉ホーム	コ ア 増 泉	医社			増泉1丁目20-17		258-9104	
	ライフワーク金沢	〃			大浦町ホ24-1		238-3355	
	福祉ホームB型プリムラ	〃			観法寺町へ174		258-2279	
	福祉ホームB型いこい	〃			大浦町ホ24-1		239-0211	
精 神 障 害 者 入所授産施設	ライフワーク金沢 就 労 セ ン タ ー	〃			〃		238-3355	平14. 4. 1
地 域 活 動 支援センター	ピアサポート い し び き	医財	-		石引2丁目1-2	松原 三郎	231-3316	平19. 4. 1
	あ る ふ あ	医社	-		増泉1丁目20-17	岡部美根子	280-9147	平19. 4. 1
	ライフワーク金沢	〃	-		大浦町ホ24	青木劔一郎	238-3355	平19. 4. 1
	金沢市社会福祉協議会	社法	-		高岡町7-25	奥 清	231-3316	平19. 4. 1
	泉 野 苑	財法	15		泉野町6丁目 15-5	平田 敏雄	226-1155	平19. 4. 1
	希望ヶ丘地域活動 支援センターカッコー	社法	15		小池町九40	嵯峨 元	257-4215	平19. 4. 1
	独立行政法人国立病院 機 構 医 王 病 院	独行	10		岩出町ニ73-1	奥田 則彦	258-1180	平19. 4. 1
	金沢市視覚障害者 協会文化交流センター	任団	-		芳斉1丁目 15-26	柳 鉄志	222-8782	平19. 4. 1
	ハ ー ト ワ ー キングセンター	NPO	19		御影町8-32	石元 勝則	213-8883	平19. 4. 1
	フリーマーケット A J U	任団	10		平和町2丁目 13-10	日吉 敏子	224-6372	平19. 4. 1
	六 ツ 星 作 業 所	〃	11	鉄筋コンクリー ト造4階建	芳斉1丁目 15-26	柳 鉄志	222-8782	平19. 4. 1
	ピアモール金沢	〃	20	〃	米泉町1-17	越能 雅史	243-2436	平19. 4. 1
	小規模作業所クオレ	社法	20		伏見台1丁目 6-13	竹澤 敦子	244-8081	平19. 4. 1
	そ れ い け 仲 間 た ち の 家	NPO	12	木造平屋建	扇町11-31	沼澤 千加	221-8595	平19. 4. 1
	ポ ビ ー 活動支援センター	社法	10	鉄筋コンクリー ト造2階建	大桑町 中尾山22-1	野間比南子	243-0326	平19. 4. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
地 域 活 動 支援センター	ろ う あ ハ ウ ス	任団	11	木造2階建	野町2丁目 25-6	鴻野 一緒	F A X 242-1105	平19. 4. 1
	パ ッ チ ワ ー ク	NPO	10	鉄骨造2階建	長田本町 チ20-3	柚木 光	223-3400	平19. 4. 1
	創 裕 会 ワークスタジオ藍	"	25		三口新町3丁目 6-1	浦嶋 政彦	234-0138	平19. 4. 1
	輝 き	"	15		東力1丁目51	西脇 恵	292-2097	平19. 4. 1
	クリエーションけやき	社法	19		藤江北1丁目425	寺田 茂男	266-1898	平19. 4. 1
	い ず み の	NPO	23		泉野町1丁目 1-25	草開 實	280-5503	平19. 4. 1
	こ と じ 作 業 所	NPO	19		末町9-47-17	藤林外宣雄	229-1520	平19. 4. 1
	キ ャ ン ワ ー ク	"	19		黒田1丁目95	福森 隆子	240-7040	平19. 4. 1
	泉 の 家	"	15		城南2丁目 43-18	谷 弘	224-4425	平19. 4. 1
障 害 児 通 園 施 設	ひまわり教室	社法	20	"	十一屋町4-34	寺西 博	243-6786	昭53. 4. 1
重 症 心 身 障 害 児 施 設	石川療育センター	"	60	鉄筋コンクリー ト造2階建	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	昭43. 4. 1
	国 立 病 院 機 構 医 王 病 院	独立	80	鉄筋コンクリー ト造平屋建	岩出町ニ73	勝見 哲郎	258-1180	昭44. 5. 1
肢体不自由児 施 設	石 川 整 肢 学 園	社法	収容120 通園 60	鉄筋コンクリー ト造3階建	平和町1丁目 2-28	駒井 一晴	242-2378	昭33. 9. 5
老人福祉施設	養護老人ホーム 向 陽 苑	"	240	鉄筋コンクリー ト造2階建	三口新町1丁目 8-1	安田 隆明	263-7101	昭16. 1. 1
	軽費老人ホーム ケアハウスあいびす	"	150	鉄筋コンクリー ト造7階建	北塚町西440	北本 廣吉	240-3366	平 3.10. 1
	軽費老人ホーム ケアハウス千木の里	"	150	鉄骨耐火造8階 建	千木町ホ4-1	小市 政男	257-9300	平 8. 2. 1
	軽費老人ホームケアハ ウスシニアマインド21	"	75	鉄骨造8階建	山科町午40-1	池田 商洋	241-1177	平16. 5.23
	金沢春日ケアハウス	医法	110	鉄骨造7階建	元菊町20-1	北中 勇	262-3385	平19. 4.13
	金 沢 市 老 人 福 祉 センター万寿苑	市立	250	鉄筋コンクリー ト造3階建	大桑町ヤ1-4	長岡 猛	244-6745	昭48. 7.17
	金 沢 市 老 人 福 祉 センター松寿荘	"	250	"	金石北3丁目 3-33	森田 伸彦	268-6757	昭53. 4. 1
	金 沢 市 老 人 福 祉 センター鶴寿園	"	250	"	額谷町ヌの1	嶋 外史	298-9355	昭59. 4.11
	金 沢 市 小 立 野 老人福祉センター	"	70	鉄筋コンクリー ト造3階建	小立野4丁目 7-51	吉田 昭生	264-0004	昭54. 4. 1
	金 沢 市 栗 崎 老人福祉センター	"	70	鉄筋コンクリー ト造2階建	栗崎1丁目3	四七 昭夫	238-2632	昭55. 4. 1
	石 川 県 長 寿 生きがいセンター	県立	60	"	八田町東1025	駒井 一雄	258-3135	昭57.12.16
	三 陽 ホ ー ム	社法	100	鉄筋コンクリー ト造3階建	三口新町1丁目 8-1	安田 隆明	263-7101	昭16. 1.
救 護 施 設	三谷の里ときわ苑	"	150	鉄筋コンクリー ト造2階建	高坂町ト1	高田 博	257-4946	昭 6. 2.
母 子 生 活 支 援 施 設	M C ハ イ ツ 平 和	財法	20	鉄筋コンクリー ト造4階建	平和町2丁目 3-9	伊勢 信子	241-4900	昭23.11. 6
助 産 施 設	金 沢 市 立 病 院	市立	5	鉄筋コンクリー ト造	平和町3-7-3	高田 重男	245-2600	昭44. 4.

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
助産施設	金沢赤十字病院 助産施設	日赤	6	〃	三馬2-251	佐々木 誠	242-8131	昭55. 7.
授産施設	金沢市福祉作業センター 十一屋ことぶき作業所	市立	—	鉄筋コンクリート造2階建	十一屋4-34	野村 郁夫	241-5958	昭49.12.10
	金沢市福祉作業センター 馬場ことぶき作業所	〃	—	〃	東山3丁目 22-3	〃	253-4405	平 5. 5. 6
点字出版施設	石川県視覚障害者 情報文化センター	社法	—	鉄筋コンクリート造4階建	芳斉1丁目 15-26	田辺 建雄	222-8781	昭57. 4. 1
点字図書館	石川県視覚障害者 情報文化センター	〃	—	〃	〃	〃	222-8781	昭47. 4. 1
その他の施設	さ か え 寮	〃	4	木造2階建	粟崎町ル27-34	松田 輝次	237-0294	平 3. 4. 1
	さ く ら	〃	6	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 3-25	安田 隆明	262-6553	平11.10. 1
	スターツもみじ	〃	5	木造2階建	三口新町1丁目 7-20	〃	223-8418	平 6. 4. 1
	スターツあおば	〃	4	〃	涌波2丁目 10-15	〃	232-5243	平 8. 4. 1
	若 草 ホ ー ム	〃	5	鉄筋コンクリート造2階建	十一屋町4-34	寺西 博	242-7758	平 8. 4. 1
	す み れ 荘	〃	4	木造平屋建	岩出町ハ29-1	嵯峨 元	257-1343	平元. 4. 1
	ひ ば り 荘	〃	4	〃	岩出町ニ150	〃	257-3774	平10.10. 1
	さ つ き 荘	〃	4	〃	金市町ニ31-4	〃	257-0163	平 3. 4. 1
	の ぞ み	〃	4	〃	金市町ホ24-1	〃	257-6585	平16.10. 1
	だ い ち	〃			堅田町甲43-8	〃	258-5811	
	神 宮 寺 ホ ー ム	〃	4	木造2階建	神宮寺2丁目 30-7-6	浅田 平七	251-2254	平12.10. 1
	か さ ま い	〃	4	〃	城南1-8-3	柳下 道子	232-0095	平16. 4. 1
	サークル・アイ	〃	4	〃	笠舞本町1丁目 13-17	〃	222-9077	平 8. 4. 1
	ストリーム・アイ	〃	4	〃	城南1丁目 21-1	〃	263-2456	平10.10. 1
	ひ ま わ り	〃	4	〃	笠舞本町2丁目 28-5	〃	264-8513	平14.10. 1
	に し き	〃	4	〃	錦町1丁目 1-39	〃	222-3224	平16. 4. 1
	さ く ら ま ち	〃	4	〃	桜町16-37	〃	262-2240	平16. 4. 1
	こ だ つ の	〃	5	〃	小立野1丁目 2-28	〃	234-1554	平13.10. 1
	さ い が わ	社法			城南2丁目40-1	柳下 道子	262-3011	平13.10. 1
	ゆ ず ハ ウ ス	〃			小立野3丁目 21-9	〃	261-0740	平16. 4. 1
	は ま な す ホ ー ム	〃	6	木造2階建	下安原町 208-2	野村 純一	240-8528	平15. 4. 1
	青 空 ホ ー ム	医社			大浦町ヲ55	青木劔一郎	238-2238	
	ピ ア 増 泉	医社			増泉2丁目8-1	岡部美根子	247-6353	

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
その他の施設	あっぱるハウス	医			長坂町チ15	岡部 雅夫	280-5858	
	ヒルズ長坂	医			長坂町ヲ103	〃	280-5600	
	第一すみれホーム	医財			末町9-26	松原 三郎	231-4138	
	第二すみれホーム	〃			末町9-25-2	〃	〃	
	第三すみれホーム	〃			末町9-25-3	〃	〃	
	ピ ノ	〃			三口新町4丁目 13-8	〃	〃	
	ライムハイツ	〃			末町12-49	〃	〃	
	いしびきホーム	〃			石引4丁目12-8	〃	〃	
	やすらぎハイツ1	医財			小立野2丁目 24-52	岡 宏	231-7720	
	やすらぎハイツ2	〃			小立野2丁目 13-5	〃	231-5728	
	ハイツ北金沢2	医社			観法寺町へ35-1	小市 政男	258-2480	
	ハイツ北金沢3	〃			観法寺町へ35-1	〃	〃	
	カモンミールハウス	NPO			池田町1番丁 7-1	日下 義織	234-5373	
	石川ハーフウェイ ケアハウス	〃			末町9-47-17	藤林外宣雄	229-1520	

4 児童福祉施設一覧表

○ 保 育 所

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
1	中 村 町	95	市立	鉄筋コンクリート造 2 階建	中村町15-7	氷見美和子	241-3437	昭27. 6. 1
2	三 馬	135	"	"	久安6丁目83	大川 信子	247-0010	45. 4. 1
3	光 が 丘	132	"	"	光が丘2丁目104	濱野百合子	298-1153	50. 4. 1
4	八 日 市	120	"	"	八日市2丁目465	小村まさみ	242-0411	27. 9. 1
5	矢 木	100	"	"	矢木1丁目40	辰村 俊恵	249-2518	29. 9. 1
6	金 石	98	"	鉄筋コンクリート造平屋建	金石北3丁目3-38	西川美知子	267-0779	23.11. 1
7	八 田	106	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	八田町東572	寺田美栄子	258-0333	47.10. 1
8	花 園	70	"	鉄筋コンクリート造平屋建	岸川町に46	岡山 洋子	258-0158	30. 7. 1
9	森 山	95	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	元町1丁目7-7	寺西るみ子	252-0448	28.12. 1
10	双 葉	81	"	"	吉原町ヨ1	小林真理子	258-0332	28. 3. 1
11	薬 師 谷	79	"	"	堅田町丙86-3	中川 紀子	258-0721	27. 3.31
12	宮 野	40	"	"	宮野町ホ79	中村 和子	257-5404	34.10. 1
13	大 桑	50	"	"	大桑町平42-48	廣田 玲子	247-4630	54. 4. 1
14	泉	90	県立	"	泉1丁目3-63	安川 英子	242-5880	44. 2. 1

1	湯 涌	45	社法	鉄筋コンクリート造平屋建	芝原町1-1	宇野 祐一	235-1258	昭57. 4. 1
2	末	60	"	"	末町21-22	石野 三井	229-0033	29. 4. 1
3	み ず ほ	45	"	"	二俣町ハ5-1	古 登	236-1044	60. 4. 1
4	広 岡	120	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	広岡2丁目8-26	野 口 倫 明	261-3759	51.10. 1
5	双 葉	90	"	"	香林坊2丁目5-24	柴田 弘之	231-3456	52. 4. 1
6	聖 霊	120	"	"	長町1丁目5-30	湯沢 昌子	263-5906	23.11. 1
7	長 土 堀	90	"	"	長町3丁目11-17	高木 繁治	264-1900	23. 7. 1
8	さ い び	60	"	"	長土堀1丁目2-9	土谷恵美子	231-5460	43.12. 1
9	ま こ と	55	"	"	尾張町2丁目16-86	北村 修吉	231-5474	25. 7. 1
10	石川県済生会	90	"	鉄筋コンクリート造 3 階建	本町1丁目2-16	横山 勉	233-1649	46. 1. 1
11	瓢 箪 町	80	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	瓢箪町8-22	高柳 錦吾	221-6611	23. 7. 1
12	材 木	60	"	"	材木町13-40	山下 光司	221-6588	25. 6. 1
13	愛 育	60	"	鉄筋コンクリート造 3 階建	小将町8-23	宮本 慎一	221-0984	23.11. 1
14	さ く ら	120	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	桜町8-17	山下 光司	231-4045	23. 7. 1
15	真行寺むつみ苑	60	"	"	石引2丁目4-23	木村 康治	221-5206	25. 7. 1
16	聖ヨハネ乳児	45	"	鉄 骨 造 平 屋 建	石引4丁目3-1	柴田 弘之	264-2006	45.11. 1
17	梅 光	120	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	石引4丁目6-1	齋藤 忠夫	222-2405	23.11. 1
18	上 野	90	"	"	小立野1丁目15-23	中野 光弘	262-1001	43. 4. 1
19	小立野善隣館	90	"	"	小立野5丁目1-5	吉田 昭生	261-2755	23. 7. 1
20	わ く な み	120	"	"	涌波2丁目7-35	中野 光弘	264-1419	46. 4. 1
21	あ ゆ み	60	"	"	笠舞3丁目8-41	水上 喬子	262-5016	37.10. 1
22	永井善隣館	60	"	"	菊川2丁目8-13	新井 外司	231-3429	23.11. 1
23	末 広	60	"	"	三口新町3丁目19-10	高桑 三郎	222-0129	50. 4. 1
24	つくしんぼ	40	"	木 造 平 屋 建	宝町13-1	飯田 克平	222-0277	50. 1. 1
25	野 町	60	"	鉄筋コンクリート造 2 階建	野町3丁目24-32	道林 治信	244-6458	48. 4. 1
26	第一善隣館	60	"	"	野町3丁目1-15	川北 篤	241-4030	23. 7. 1
27	子 供 の 家	60	"	"	若草町5-32	宮江 伸一	241-0104	28. 2.18
28	み どり が 丘	120	"	"	緑が丘19-8	佐子田繁夫	241-1574	48. 4. 1
29	の ぞ み	60	"	"	若草町22-1	杉山 正彦	241-0078	51.11. 1
30	す み れ	45	"	"	寺町4丁目1-2	福井 清周	241-1932	54. 4. 1
31	龍 雲 寺	90	"	"	寺町5丁目12-40	木村 昭文	243-8008	25. 7. 1
32	平 和	120	"	"	平和町2丁目6-6	岩井 純雄	241-2539	23.11. 1
33	め ぐ み	90	"	"	平和町2丁目4-5	浮田 鎮	241-0580	23.11. 1
34	富 樫 中 央	119	"	"	山科1丁目7-5	村山 春樹	241-6456	44.10. 1

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
35	ひ ば り	90	社法	鉄筋コンクリート造2階建	額新町2丁目124	源 通	298-7611	昭43. 4. 1
36	額 小 鳩	180	"	"	三十苅町乙156	前田 清	298-5253	48. 4. 1
37	ひ ま わ り	90	"	"	横川2丁目290	古川 敏彦	247-2103	"
38	神 生 田	120	"	"	神田1丁目14-10	供田悠紀子	244-0680	50. 4. 1
39	弥 生 乳 児	30	"	"	泉1丁目2-3	四位例 章	244-2266	"
40	泉 の 台	150	"	"	泉野町4丁目4-3	新保 善正	243-6775	"
41	伏 見 台	150	"	"	窪4丁目511	近藤 二郎	243-6745	"
42	泉 ガ 丘	120	"	"	富樫2丁目5-35	竹澤 敦子	247-4150	51. 4. 1
43	わ か ば	90	"	"	西大桑町7-5	西田 泰明	243-4522	"
44	額 小 鳩 第 二	120	"	"	三十苅町乙154	前田 清	298-5216	"
45	米 丸	120	"	"	東力町ニ157-3	酒井 光夫	291-1174	24. 6. 1
46	し ら ゆ り	90	"	"	西金沢3丁目508	奥 清	249-3620	44. 2. 1
47	す ず ら ん	150	"	"	西金沢4丁目617	北 篤司	249-4988	48. 4. 1
48	安 原	215	"	"	下安原町東1521-1	松崎 淑雄	249-2548	39. 4. 1
49	ふ た つ か	90	"	"	北塚町西100-2	吉藤 哲夫	249-0454	40. 4. 1
50	ミ ド リ	90	"	"	南塚町233	塚野 良平	249-6339	49. 4. 1
51	ミドリ第 二	90	"	"	みどり3丁目23-2	"	249-5524	51. 4. 1
52	く る み	145	"	"	入江3丁目215	吉田 一郎	291-2717	"
53	正 美	190	"	鉄筋コンクリート造平屋建	二口町イ30	中田 正臣	261-8815	36.10. 1
54	み な と	150	"	鉄筋コンクリート造2階建	寺中町リ10	横山 初夫	268-2743	46.11. 1
55	み な と 第 2	90	"	鉄 骨 造 2 階 建	桂町38街区1	横山 初夫	266-1711	平18. 3.31
56	大 野 町	90	"	鉄筋コンクリート造2階建	大野町4丁目甲18-11	山本 勝美	267-0136	23.11. 1
57	か も め	60	"	"	栗崎町タ1-1	川崎智恵長	238-2061	23. 7. 1
58	栗 崎	180	"	"	栗崎町1丁目4	東 茂	238-3720	"
59	く ら 月	120	"	"	南新保町ロ126-1	徳田 一郎	237-6756	54. 4. 1
60	双葉町子供の家	90	"	"	駅西新町1丁目30-9	勝田 徹	262-9012	44. 4. 1
61	あ け ぼ の	90	"	"	戸水1丁目12	北川聖四郎	237-7036	52. 4. 1
62	西 念	120	"	"	西念3丁目7-21	六角 正子	265-6116	47. 4. 1
63	北 安 江	160	"	"	北安江3丁目12-22	澤飯 英樹	231-1400	23.11. 1
64	ニ コ ニ コ	180	"	"	松村2丁目20	金原 博	268-4120	49. 4. 1
65	弓 取	140	"	"	三口町火236	澤飯 英樹	237-7800	50. 4. 1
66	松 寺	150	"	"	松寺町丑47	元村 善輝	238-1414	36.10. 1
67	東 金 沢	180	"	"	三池町145	村池 敬一	252-7814	47. 4. 1
68	大 浦	90	"	"	大浦町ヲ7	宮前 栄助	238-2734	46. 4. 1
69	ま ど か	90	"	"	南森本町ヌ139	藤原 昭江	258-0758	24. 7. 1
70	千 坂	120	"	"	疋田町ハ302	島村 隆	258-1321	41.11. 1
71	み ず き	150	"	鉄 骨 造 2 階 建	みずき4丁目1	安田 隆明	258-2120	平17. 3.31
72	た ち ば な	45	"	鉄筋コンクリート造2階建	東山2丁目18-9	能登 郁子	252-2662	昭45.10. 1
73	馬 場	60	"	"	東山3丁目29-22	釣見 栄一	252-1414	45. 4. 1
74	浅 野	90	"	"	京町3-43	東野 秀一	252-1550	26. 3.20
75	光	150	"	"	神宮寺1丁目11-15	川辺 博三	252-9750	47. 4. 1
76	小 金	60	"	"	小坂町ケ120-4	小坂市之丞	252-6800	25. 9. 1
77	山 王	120	"	"	山王町2丁目85	島村 隆	252-0135	48. 4. 1
78	か み や ち	120	"	"	神谷内町へ29	"	251-1250	50. 4. 1
79	若 松	90	"	"	若松町3丁目116	米沢 寛	261-4522	46. 1. 1
80	西 泉	120	"	"	西泉5丁目103	山田 重之	243-3420	52. 4. 1
81	め ば え	150	"	"	八日市3丁目229	黒田 誠一	249-8266	"
82	か さ ま い	120	"	"	笠舞2丁目27-20	木村喜久雄	222-5915	"
83	犀 川	60	"	鉄筋コンクリート造平屋建	末町16-30	高村 佳伸	229-1681	"
84	旭 町	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	旭町2丁目13-1	奥 清	222-5647	"
85	わ ら べ	235	"	"	畝田東4丁目1164	畝田 昭夫	268-6737	53. 4. 1

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
86	米丸わかたけ	110	社法	鉄筋コンクリート造2階建	高島1丁目381	朝倉 忍	291-5574	〃
87	あかしあ	120	〃	〃	栗崎町3丁目243-1	津田 義人	238-1100	昭53. 4. 1
88	こまどり	120	〃	〃	上荒屋6丁目428	荒納 壽一	249-8511	〃
89	おしの	120	〃	〃	押野2丁目525	島田 恵子	242-6660	〃
90	かたつ	60	〃	〃	須崎町ト49	本野 笑子	238-5705	〃
91	大徳	150	〃	〃	畝田中1丁目97	浅香 順子	267-0961	〃
92	あおば	120	〃	〃	豊穂町195	中川 利雄	240-0050	54. 4. 1
93	田上	90	〃	〃	田上本町チ19	吉田 隆	262-4014	〃
94	額扇台	90	〃	〃	馬替2丁目204-1	中野 吉富	298-8181	〃
95	まどか第二	120	〃	〃	弥勒町カ112	藤原 昭江	257-1260	〃
96	東浅川	45	〃	〃	袋板屋町西29	水野 勝栄	229-2030	55. 4. 1
97	野町夜間	45	〃	〃	野町3丁目24-32	道林 治信	244-6458	63. 7. 1
98	双葉第二	30	〃	〃	香林坊2丁目5-24	柴田 弘之	231-3456	平12. 4. 1

○ 児 童 館

名 称	経 営	館 長 名	所 在 地	電話番号	認可年月日
長 町 児 童 館	市 立	中 野 成 昭	長町2丁目2-16	232-9221	昭40. 1. 4
芳 斉 〃	〃	虎 井 勝	芳斉2丁目3-29	222-7477	41. 4. 1
花 園 〃	〃	山 本 太兵定勝	今町チ41	258-0028	43. 7. 1
馬 場 〃	〃	中 西 満 須 子	東山3丁目29-22	253-1255	45. 4. 1
大 野 町 〃	〃	松 金 明 栄	大野町1丁目8-5	268-1277	46. 2. 1
平 和 町 〃	〃	大 野 木 潤 子	平和町2丁目8-7	241-4851	48. 4. 1
大 徳 〃	〃	小 浦 弘 義	畝田中2丁目234	268-2533	49. 4. 1
小 坂 〃	〃	棒 田 剛	小坂町北312	251-6055	50. 4. 1
材 木 〃	〃	西 田 武	材木町13-11	223-7765	51. 4. 1
米 丸 〃	〃	酒 井 光 夫	間明町2丁目346	291-5535	51. 4. 1
富 樫 〃	〃	開 敷 一 雄	山科1丁目6-8	242-4252	53. 4. 1
小 立 野 〃	〃	新 保 弘	小立野4丁目7-51	233-1780	54. 4. 1
中 村 〃	〃	小 松 勉	中村町10-35	247-4456	54. 4. 1
栗 崎 〃	〃	高 村 昭 次	栗崎町1丁目3	237-3837	55. 4. 1
鞍 月 〃	〃	藤 卷 公 三	南新保町口133-2	237-8957	56. 4. 1
瓢 箪 〃	〃	大 村 昭 男	彦三町2丁目10-5	221-1518	57. 4. 1
金 石 〃	〃	中 嶋 吉 守	金石西4丁目5-30	266-1125	58. 4. 1
安 原 〃	〃	清 水 弘	福増町22街区1	249-8930	59. 4. 1
森 山 〃	〃	街 道 利 之	森山2丁目11-13	251-4332	59. 4. 1
弥 生 〃	〃	山 本 茂	弥生1丁目29-13	243-7588	61. 4. 1
新 神 田 〃	〃	上 濃 彦 治	新神田1丁目1-18	291-4496	62. 4. 1
浅 野 町 〃	〃	出 戸 眞 徳	浅野本町2丁目13-12	252-5664	63. 4. 1
三 和 〃	〃	荒 納 壽 一	上荒尾4丁目82	249-2908	平 2. 4. 1
二 塚 〃	〃	池 田 茂 夫	北塚町西98	269-0272	5. 11. 1
押 野 〃	〃	宇 野 勝 次	八日市2丁目464	247-3220	6. 4. 1
千 坂 〃	〃	小 幡 多喜吉	千木1丁目235	258-3969	6. 4. 1
長 田 町 〃	〃	島 田 重 之	長田町1丁目5-50	235-2180	7. 4. 1
扇 台 〃	〃	川 上 利 昭	馬替1丁目29-1	296-1180	9. 4. 1
杜 の 里 〃	〃	大 海 捷 一	若松町3丁目281	222-7759	13. 4. 1
西 南 部 〃	〃	小 林 昭 進	八日市出町815	240-3878	16. 4. 1
城 北 児 童 会 館	〃	出 口 雅 春	小坂町西8-11	251-0444	昭56. 5. 4
石川県立中央児童会館	県 立	川 端 三 郎	法島町11-8	243-6501	34. 9. 1

5 地区民生委員・児童委員協議会・地区社会福祉協議会

(平成19年7月現在)

No.	地区民生委員・児童委員協議会				地区社会福祉協議会		
	地区名	定数	所在地	会長氏名	会長氏名	所在地	
1	野町	17	野町会館	小竹弘文	川北篤	(空欄は地区民児協と同じ)	
2	中村	23	中村会館	出口浩	出口浩		
3	十一屋	24	第四善隣館	松本孝観	島村重夫		島村宅
4	弥生	19	弥生公民館	泉眞一郎	徳山慎一		
5	泉野	21	第四善隣館	荒木田隆	一雙久雄		
6	新野	17	新野会館	竹中英夫	長谷勝俊		
7	菊川	20	永井善隣館	新井外司	横井衛		
8	小立野	26	小立野文化会館	中島勇	吉田昭生		
9	小材木	25	桜華幼稚園	三好保夫	清水浩吉		
10	味噌蔵	21	第三善隣館	谷泰徳	廣澤郁夫		
11	長町	11	長町公民館	吉藤進	石野隆義		
12	松ヶ枝	12	山本住宅	山本喜志子	坂井利隆	坂井宅	
13	長土堀	17	長土堀保育園	片岡正子	新保泰夫	芳 斉 公 民 館	
14	芳土齊	12	越田住宅	越田芳子	加藤孝良		
15	長田	14	長田会館	二羽英一	橘昭男		
16	此花	10	此花会館	米村久直	沼田忠義		
17	瓢箪	14	徳田住宅	徳田淑子	中島光春		
18	馬場	14	馬場福祉会館	河合康子	大窪重宏		
19	浅野	17	浅野町福祉センター	田村武夫	東野秀一		
20	森山	24	森山善隣館	國枝徳雄	神川利雄		
21	諸江	25	諸江公民館	松野茂夫	小川幸雄		
22	富樫	21	富樫公民館	村島嘉孝	乙村薫夫		
23	米丸	25	米丸あすなろ苑	中西昭午	酒井光司		
24	三馬	29	会館みんま	福田和司	福田秀雄		
25	崎浦	33	崎浦公民館	谷内和夫	酒井武美		
26	小坂	22	野間神社	東武美吉	東武吉		
27	鞍月	14	鞍月児童館	袋井眞二	袋眞武		
28	浅野川	9	浅野川公民館	荒井眞	真館武		
29	栗崎	17	栗崎文化センター	庄田活堅	杉野絃隆		
30	大野	6	大野町公民館	三義永	森野義一		
31	戸板	19	戸板公民館	西永輝邦	北野納正		
32	大金	39	大徳公民館	村井健司	加崎健八		
33	金石	18	金石公民館	輪崎敏子	寺尾八郎		
34	二塚	12	二塚公民館	寺沢宏	今井敏彦		
35	川北	18	川北公民館	小山秀昭	山本壽嗣		
36	内川	5	内川公民館	栗森真智子	栗森眞智子		
37	犀川	12	犀川公民館	大川長次	川原本夫		
38	安原	17	安原公民館	新井行雄	木本敏喜		
39	湯涌	7	湯涌公民館	清水博	宮保徳一		
40	額	18	額公民館	宮前徳七	宮前雅万		
41	押野	19	押野公民館	山森太兵	竹山村隆		
42	浅川	27	浅川市民センター	北川明二	杉原隆一		
43	森本	35	森本市民センター	山原伸二	渡邊佐一		
44	伏見台	26	伏見台公民館	山根久美子	斎藤寛博		
45	夕日寺	10	山根住宅	高田千都恵	高田一男		
46	長坂台	20	瀧下住宅	高田博	澤田哲夫		
47	千坂	19	千坂公民館	亀畑外志江	奥野和隆		
48	新神田	17	新神田公民館	中川奨治	松本谷茂		
49	西南	12	西南公民館	寺西志郎	桶谷早苗		
50	西南	19	西南児童館	芳網治夫	河上進		
51	三和	16	三和文化会館	一	井川渉		
52	米泉	14	米泉公民館				
53	扇台	19	扇台公民館				
54	四十万	13	額公民館				